

第六十七回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第七号

昭和四十六年十二月二十三日(木曜日)

午後二時十五分開会

委員の異動

十二月二十一日

藤原 房雄君

補欠選任

内田 善利君

十二月二十二日

田中寿美子君

補欠選任

須原 昭二君

十二月二十三日

須原 昭二君

補欠選任

田中寿美子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

長谷川 仁君

鬼丸 勝之君

楠 正俊君

柳木 亨弘君

丸茂 重貞君

松井 誠君

森中 守義君

矢追 秀彦君

高山 恒雄君

岩間 正男君

稲嶺 一郎君

今泉 正二君

長田 裕二君

梶木 又三君

片山 正英君

柴立 芳文君

鈴木 省吾君

國田 清充君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に關する特別措置法案、以上七案件の審査に資するため去る二十一日名古屋市中に委員派遣を行ない意見を聴取いたしましたので、派遣委員から報告を聴取いたします。柳木亨弘君。

○柳木亨弘君 名古屋における委員派遣について御報告いたします。

沖縄の復帰に伴う関係国内七議案の審査に資するため、十二月二十二日、私は本特別委員会の委員十八名が名古屋市中に派遣され、安江洋君以下八名の方々の意見を聴取してまいりました。

沖縄復帰に伴う関係国内法案等について、愛知でこの会副会長安江洋君、大阪外国語大学金子二郎君、愛知県同業会長朝見清道君、弁護士安藤巖君からは、それぞれ反対の立場から意見が述べられました。また、愛知県稲垣町長小田悦雄君、愛知県社会福祉協議会会長石黒幸市君、元教員戸田正子君、小牧市議会副議長栗木栄三君からは、それぞれ賛成の立場から意見が陳述されました。それで、派遣委員から各陳述人に対し熱心な質疑が行なわれました。

陳述人の意見及び質疑応答の詳細については、別途文書報告書を出いたしますので、これを本特別委員会の会議録に御掲載くださるよう、委員長にお願いいたします。

今回の委員派遣にあたり、御協力いただいた意見陳述人並びに関係者各位に対し、心から感謝して、簡単ではありますが、御報告いたします。

○委員長(長谷川仁君) ただいま御報告がございましたが、別途詳細にわたる報告書が提出されることになっておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(長谷川仁君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(長谷川仁君) なお、本委員会に付託されております七案件並びに沖縄返還協定審査に資するため、沖縄に議員派遣が行なわれ、一昨二十一日意見を聴取いたしましたので、その結果につきまして、近く参議院沖縄返還議員団報告書として議長に提出される運びとなっておりますが、本委員会におきましても報告を聴取することになります。松井誠君。

○松井誠君 沖縄派遣について御報告いたします。

本特別委員会の委員十名並びに沖縄返還協定特別委員会の委員十名からなる二十名の議員団は、沖縄返還協定特別委員会の安井委員長を団長とし、本特別委員会の松井理事を副団長といたしまして、沖縄返還協定並びに沖縄の復帰に伴う関係国内七議案の審査に資するため、十二月二十日から二日間の日程をもって参議院から沖縄に派遣されました。なお、稲嶺、喜屋武両議員も現地参加をされました。

一行は、十二月二十日午後七時羽田発の日航機で那覇におもむき、翌二十一日午前十時より琉球政府立法院において八名の意見陳述人から意見を聴取いたしました。

すなわち、沖縄返還協定並びに関連国内法案について平良那覇市長、知念嘉手納村議会議長、仲田沖繩同盟会長及び芳沢弁護士からそれぞれ反対の立場からの意見が、また久貝琉球更生保護委員、村山嘉手納村議会議長、宮國公認会計士及び沖繩子供を守る父母の会の小嶺会長から、それぞれ賛成の立場からの意見が述べられ、次いで議員

公述人

愛知でいこの会
副会長 安江 洋君
愛知県幡豆町長 小田 悦雄君
大阪外国語大学 金子 二郎君
名誉教授 石黒 幸市君
愛知県社会福祉 朝見 清道君
協議会会長 戸田 正子君
愛知同盟会長 安藤 巖君
元 教 員 栗木 栄三君
介 護 士 小牧市議会議長

西村 尚治君
初村 龍一郎君
宮崎 正雄君
若林 正武君
大橋 和孝君
須原 昭三君
村田 秀三君
森 勝治君
上林繁次郎君
原田 立君
栗林 卓司君
渡辺 武君

〔午前十時二分開会〕

○團長 鈴木幸弘君 たいだいまから参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会名古屋公聴会を開会いたします。

私、派遣委員団の団長で、今日の会議を司会いたします。鈴木幸弘でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会におきましては、目下、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改定、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の

地方の事務所設置に關し承認を求めるの件、沖繩平和開発基本法案及び沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案、以上七案件を審査中でございますが、これらの案件につき御当地の方々から御意見を承るため名古屋公聴会を開催いたすことになりました。

この際、御出席の公聴人の方々にごあいさつ申し上げます。

これら七案件につきましては、慎重に審査を進めてきておりますが、今日は、本問題に關心を有しておられる方々あるいは学識経験者の方々の御出席をお願い、それぞれの立場から率直な御意見を伺いたいと存じ当地に参上いたしましたところ、

今日は、御多用中にもかかわらず、御出席をいただきありがとうございます。委員一同にかわって厚くお礼を申し上げます。

また、今日の開催にあたり一方ならぬ御配慮をいただきまされた関係各位に対し厚くお礼を申し上げます。

次に、御意見を承ります前に、われわれ委員を御紹介申し上げます。

副團長 川村清一君、鬼丸勝之君、今泉正二君、片山正英君、古賀雷四郎君、竹内藤男君、西村尚治君、初村龍一郎君、宮崎正雄君、若林正武君、大橋和孝君、須原昭二君、村田秀三君、森勝治君、上林繁次郎君、原田立君、栗林卓司君、渡辺武君、以上でございます。

次に、今日の午前中御意見を承ります公述人の方々を御紹介申し上げます。

愛知でいこの会副会長 安江洋君、愛知県幡豆町長 小田悦雄君、大阪外国語大学名誉教授 金子二郎君、愛知県社会福祉協議会会長 石黒幸市君。

次に、会議の進め方につきまして申し上げます。今日の公述人の方々は八名でございますので、午前中四名の方の御意見を、午後は残りの四名の方の御意見をそれぞれ承ることといたします。

御意見を承る問題は、先ほど申し上げましたとおり、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案外六案件についてであります。

すでに、それぞれの内容は御承知と存じます。どうか、この機会に忌憚のない御意見をお述べくださるようお願い申し上げます。時間の関係上、御開陳の時間は、お一人当たり十五分以内といたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、御意見を承りましたあとで、委員から御質問を申し上げます。その折には、なるべく簡明にお答えをお願い申し上げます。

なお、今日の会議の趣旨は、皆さま方から御意見を拝聴いたすことにありますので、私どもに対する御質問は恐縮ながら御遠慮願いたいと存じますので、あらかじめ御了承願っております。

また、円滑に会議を進めてまいりたいと存じますので、発言をなさる方は座長の許可を得てからお願いいたします。

傍聴人の方々にお願い申し上げます。静粛にして会議の進行に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、午前の会議終了予定は午後零時十分としておりますので御了承をお願いいたします。

それでは、これより順次公述人の方より御意見を承ります。発言は私から順次指名させていただきます。まず、安江公述人をお願いいたします。

○公述人(安江洋君) たいだいま御紹介にあずかりました安江洋でございます。

私は、父が内地沖繩県の校長として赴任いたしました関係上、沖繩に生まれ、沖繩に学び、沖繩に育つた関係上、故郷は沖繩であります。沖繩はだで感じ、本土のいろいろな問題を、私としては専門家でも何でもないけれども、この法案に対して率直な意見を述べたいと思います。

戦後二十六年余にわたる沖繩県民の血の叫びは、むざんに、十一月十七日午後三時十五分に、国会の中で圧殺されてしまいました。しかし、沖繩が返ってくるのは当然であって、むしろ不法不

当に占領していたアメリカが追及され、それに追隨した歴代自民党政府が間違っていたのではないのでしょうか。すなわち、今日の沖繩が始まったの

は、昭和二十六年のサンフランシスコ講和条約によつて、日本から切り離されてしまったのであります。当時の日本政府は、日本が独立国として初めてから沖繩を切り離してもやむを得ない、国民を押えつけ、アメリカに渡してしまつたのであります。この講和条約によるアメリカの沖繩支配は、ポツダム宣言、カイロ宣言並びに国連憲章にも違反し、各方面から強く指摘されてまいりました。そのようなことは、アメリカが今日まで沖繩県民にあらゆる犠牲と屈辱をしいてまいりました。また、日本政府もこれを傍観しておつたのであります。

この間、沖繩県民の物心両面の苦痛は筆舌に絶するものがあるものであります。米軍の極東戦略体制の機能を維持するために、土地を一方的に奪い、もとよりあらゆる策略兵器を保存し、婦女子は暴行されて殺されても無罪放免、飲料水は米軍優先のため、県民は水不足に襲われ、井戸水は基地からの油のたれ流しが原因で恐怖のどん底に陥れたのであります。数えあげれば切りがありません。不当不法の行爲が繰り返されてきました。

しかしながら、労働者を中心とする、勤労県民の代表はいつこうにくじけず、不当な軍事支配に反対して、県民の幸福と命を守り、基本的な人権の回復と、民主的平和を求めてひたすら即時全面返還を柱に、祖国復帰の戦いを進めてまいりましたのであります。アメリカは、復帰の戦いに沖繩支配の行き詰まりを生じて、やむを得ず沖繩返還に踏み切らなくてはならなくなりました。

今日、政府は、話し合いによつて返ってくることは歴史上にないことだと、たいへん評価をしておりますが、実は、県民の苦難に満ちた戦いが世論を許さなくなつたのであります。むしろいままで沖繩返還をながしにしていた日本政府としては恥すべき行為だといわなければなりません。それをさらに悪い条件で沖繩協定を結ぼうとする政府のあせりが、問答無用の強行採決という形になつてあらわれました今日の沖繩協定は、ど危険

で、屈辱的で、ごまかしであることは言うまでもありません。

これは核の問題であり、政府は核抜きというが、その根拠は協定のどこにも見当りません。明記されておられません。同国を信用するだけといっています。一方的であり、本土にすら核が隠されていくことに對して、簡単に信用せよと言われている、信用することがおかしいのではないのでしょうか。財政支出の中に核の撤去費が含まれていることは、政府自身が沖縄に核のあることを認めることであり、したがって、核兵器の撤去は明記して、沖縄県民をはじめ国民の不安を解消すべきであります。

さらに、基地の問題については、全く本土並みにはほど遠く、返還後も何も変わらないことを物語っています。沖縄の米軍基地は、沖縄総面積の約一七%を占めております。本土ですら〇・三三%であるのに、いかに沖縄が基地の島であるか、はつきりとしております。特に人間が住みやすい条件にある沖縄本島の中部の村におきましては、半分以上は基地に奪われております。このように米軍基地が圧倒的にある中で、復歸時には百数十カ所を、基地はわずか二十カ所であるといひ、あまりにも少ないので、一部返還を含めて三十四カ所であると訂正しております。しかしながら、この三十四カ所の返還が全くの不当な数であります。たとえば不用の閉鎖中の基地と本土並みではないことを恐れた政府の苦肉の策の世論操作としか考えられません。以上のように讀んだといひましたも、政府の言う核抜き本土並みですからごまかしであります。このような状態で沖縄県民や本土の人々を納得せよとすることがおかしいのであります。このように政府が進める沖縄返還協定が、多くの欺瞞性を含んでおるから徹底的に国会審議を通じて、徹底的に国民の前に明らかにすべきなのに強行採決で葬ったのであります。また、特殊部隊の存続、那覇空港の完全返還、自衛隊の肩がわり、悪名高いVOA放送、米国資産の有償返還、日本政府の支出、対米請求権の放棄

等、これら協定上の内容は、沖縄県民が二十六年間叫び続けてきた要求とは大きくかけ離れております。対米追従の何もものを物語っております。

このように大きな矛盾を持った協定の上に、さらに、それに伴う国内法案がまたたいへんな内容を含んでおります。その代表的なのは、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案であります。いわゆる軍用地強制使用案といつても過言ではないでしょう。何と言いましても、安保体制を維持するため、沖縄の軍事基地を復歸後も維持固定化するために、絶対に必要な前提条件となる。アメリカ上院ですら、法案が成立しない場合には批准をストップするか、批准しても批准書は交換しないと伝えられていることでもあります。これは重要な事を持ってあります。それゆえに、いかに悪法かというところは言うまでもありません。

すなわち沖縄が日本に復歸すれば当然日本憲法上のものにおかれるのが、ほんとうの土地収用法の手続きすらなく、米軍基地に適用される特別措置法の一時使用の六カ月に比べても、従来の五年という暫定使用になっております。つまり法的な保障を何ら受けていない沖縄県民の土地が一方的に強奪されようとしております。このことは、憲法第十四条、法ののもとに平等に違反しております。また憲法第三十二条は、裁判を受ける権利を規定しておりますが、この法案が成立すれば、いきなり土地を取り上げてしまふのだから、不服の申し立てや、裁判で争うことができないのであります。さらに二十九条、三十二条の財産権を侵す。法律的に言えば、公共の目的のために私権が制限されるときは、適法の手続が必要だ。だがそれを抜きにして沖縄県民の財産である土地を取り上げてしまふことになりまふ。

このように憲法違反が指摘されながらも、政府の態度は明確に答えておりません。教育の問題でも、教育権は国民にあるため、あたかも文部省にあるがごとき強権によって、教育委員の自主性を奪おうとしております。すなわち本土は任命制だ

から、沖縄が祖国復歸すれば、当然本土と同じ取り扱いになるのだと言わんばかりであります。本土の間違ひに何ら省みることなく、政府にとって都合のよいことだけは、本土並みになるという全くなされて、身がたてな行為が平気でまかり通っているように思ひます。

特に最近に至っては、身近な問題で沖縄県民の不安をより一層高めているのは通貨の問題であります。戦後世界支配の野望のもとにアメリカ帝国主義は、ドルをむちゃくちゃにまき散らした結果、ドルによる通貨体制がもの見事にくずれてしまひ、そのおろをもろにかぶつたのが沖縄県民であることは、申し上げるまでもありません。ドルの切り下げによる差損補償について、はたして十分だと言えましようか。全くお先まつ暗と言つても過言ではありません。

このような沖縄返還が、沖縄協定並びに国連諸法案は、沖縄県民をさらに不安に陥れし入れ、米軍の基地機能を維持し、新たにアジアに緊張をもたらすものであります。中国の国連復歸によつて世界の流れは大きく変わつております。アメリカですらニクソン大統領領土から中国訪問をするという情勢の中で、依然として沖縄、アジアを抑圧するために存続させようとするがうつついっているのが政府ではないでしょうか。私は、アジアの平和は決して軍事力で保てるものではない。即時沖縄の軍事基地をなくし、中国敵視や沖縄県民の不安を一掃するためにも、沖縄協定をやり直す必要があると思ひます。今日悲しいかな私たちの沖縄協定反対の叫びに、それでは沖縄は返らなくてもいいのかという全くひねくれた言ひ方をする人たちが、ほんの一部にありますが。このような人たちの沖縄返還とは、地図の色を赤にするだけで、核は残し、毒ガスは残し、基地を存続させて、県民の土地は取られたまま、財産権も没収されたままの状態を進めようとするものであります。私たちは、沖縄の返還とは、施政権が返ればよいというものではなく、沖縄県民の人権が回復され、土地が元どおりに返り、生活の不安も一掃され、軍事基

地も一切撤去されて、平和で豊かな島として歸ることを言っているものであります。それは第二次大戦で本土の防波堤となつて、非戦闘員を含めて二十万人近い同胞を失ひ、世界に類例のない戦災をこうむり、さらにその後二十年間米軍の支配下のものに不当不法に差別されてきたことを思ひ、当然のことと思ひます。今日の本土の繁栄も、すべて沖縄の犠牲の上に築かれたといつても過言ではないでしょう。この私たちの主張に對して、一部の人は、相手もあることだし、こちらの言うことは成り立たないと言つております。はたしてそうでしょうか。おそろく現総理では無理ではないでしょうか。三木さんか、あるいは成田さんだったら、あるいはいりつぱに沖縄返還をするのじやないかと確信しております。戦後四分の一世紀を過ぎて、やつと沖縄が歸つてくるという中で、日本の将来に再度禍根を残してはなりません。そのために沖縄返還は、若干おくれがあつたにせよ、すつきりとしてほんとうに実のある返還にするために、沖縄の心を心として受けとめ、政府はいまからでもおくれはありませんから、十分反省し、沖縄協定をやり直すべきだと思ひます。このことは世界の孤児にならず、日本軍国主義と外国からの批判をぬぐい去ることだろうと思ひます。

簡単であります。これで終わります。

○團長(朝木幸弘君) 次に、小田悦雄氏にお願いいたします。

○公述人(小田悦雄君) 私は、沖縄に關します専門家でございませし、法律家でもございませし。

ごくありきたりで平凡な国民の一人といたしまして、沖縄復歸に關連する問題について所見の一端を申し上げたいと思ひます。

私があえて平凡な国民の一人としてお断わり申し上げるのは、たいへん失礼でございませしけれども、沖縄の実情についてつづき現地の調査をする機会がなかつたからでございませし。ただ、国会審議や、あるいはマスコミ、参考資料等を通じ

まして知る範囲の知識を持ちまして、せつかく本日御意見を申し述べたことは、いささか僭越のようには思いますが、しかし、私は、私と同じような多くの人々の意見を代表したつもりで私見を申し述べさせていただきます。次第でございます。

申し上げるまでもなく、沖縄は、サンフランシスコ平和条約の第三条によりアメリカに占有されている沖縄百万人の同胞の皆さんはもとより、本土の心ある皆さんが願ったことは、一日も早く沖縄を日本に返してもらいたいという熱烈な叫びであつたと思ひます。私も、かつて昭和三十四、五年ごろ、日本青年協議会の役員として沖縄問題を大いに論じ、返還運動にも参加した一人でございます。その悲願が平和のうちに話し合いによつて、明年実現しようとしてゐることは、まことに喜ばしいことであり、やつと多年の悲願が果たたという感慨にふけるものでございます。ことに多年にわたり異国民の支配下におかれ、かつまた施政権の抑圧など、幾多の苦勞をされた沖縄県民の皆さんの喜びを察しますと、いかばかりかと思ふのでございます。私は、この歴史的な沖縄の返還の実現について、アメリカと日本政府の友好と相互の信頼を基調とした外交交渉、その努力に對し心から敬意を表するものであります。

しかしながら、返還協定あるいは関連法案などの中味について、相対立するがごとき意見が續出してありますことは、国会の審議の過程やマスコミを通じて承知いたしております。もちろん大いに論じ、問題点を明らかにしていくことは、沖縄県民の皆さんの返還に伴う不安を取り除き、かつまた、大きな期待を寄せる意味で極めて重要であり、有益であるといふことは、申すに及びません。しかし、少なくとも私は国会審議を通じて、国民によく問題点を浮き彫りにし、理解を及ぼした今日の時点で、一日も早く沖縄を日本に帰すことだと思ひます。そしてまた、一日も早く日本国憲法のもとに沖縄の施政権を取り戻すことだと考えます。その上で、沖縄の種々の事情や、あるいは返還に伴う解決されないいろいろな問題点を日

本の国政、内政の問題として論じ、日本国憲法のもとで豊かな沖縄県づくりをすべきだと考えるものでございます。たとえば、核の問題にいたしましても、日本の平和憲法を基調にして、非核三原則を明らかにし、しかも、沖縄返還については、核抜きで本土並みであるという政府の言明がなされている以上、どうしてもこれが信じられないのか。少なくとも、私は、日本の政治は頼りにならないという国民の感情がこのような論議の中から芽ばえてくるものではないかと憂えるものであります。もし、沖縄が日本復帰後において、なお、核の一片でも沖縄のどこかにあつたとするならば、この事実こそ主権者である国民をないがしろにした自民党政府の暴挙であり、許すべからざることであり、私は思ひます。少なくとも、私でさえ、万一そのような秘密が隠されていたらとすれば、再び自民党政府を支持しないばかりか、その怒りはぶちまけようがなくなると思ふのであります。私は、特に平凡で善良な国民のために、真実に立脚した論議の展開を切望すると同時に、すみやかな関連法案の決議をお願いするものであります。

さて、沖縄が日本に返るその日から、沖縄は日本の一地域であることは申すまでもないことであります。したがつて、日本国憲法のもとに権利と義務の行使は当然の責務であります。そこで、私は、日本における最南端の一地域として、沖縄復帰後ぜひ果してはしい地域的な役割、ぜひ実現してほしい地域的な期待について、所見を二点ほど申し述べてみたいと思ひます。

その第一点は、日本の防衛についてであります。申すまでもなく、日本の繁栄と国民一人一人の福祉の向上の前提は、日本が平和であり、世界、なかならず極東が平和であるといふことでもあります。しかしながら、口で平和を唱えながらも平和を維持することがいかにむずかしいことであるか、ベトナムあるいは印・パ戦争を見ても明らかのように、よく承知しております。今日の時代において、いわば戦いに正義はないわけであり、また、悲惨さと尊い人命、財産の滅亡のみで

あります。戦争は絶対起こしてはなりません。かつまた、巻き添えを食つてもならないと思ひます。私は、沖縄の復帰によつてあらためて日本の防衛について深い関心を抱くものであります。戦争に引き続き米軍基地として長い歴史の中で悲惨な苦しみを経験してこられた沖縄県民の皆さんの御心情を理解し、決して切れぬものがあるかと思ひますが、しかしながら、復帰後、日本の防衛の地域的な役割は、ぜひ果たしていただかなくてはならないし、当然の責務であると考えます。一部に自衛隊の派遣を拒否するかのような御意見もあるようですが、少なくとも、私は平凡な国民の一人として、いささかかつて過ぎる御意見だと思ひ次第であります。ましてや、公共の福祉のために必要であれば、その犠牲は公の憤りによつて納得していただかなければ、社会の秩序と発展は期し得ないと存じます。本土においてしかりであり、問題はいかに日本の平和と安全を守るかであつて、それは一に復帰後の沖縄県民の皆さんはもとより、私も日本国民一人一人の課題であり、それは絶え間ない努力によつて守られ、維持されていくものと信ずる次第であります。

第二点は、沖縄の振興のための経済社会開発についてであります。沖縄の現況は、本土の過疎・過密地域や離島の問題とは全く性質を異にした基地問題をかかえていることは申すに及びません。ことに沖縄の産業構造を調べてみますと、産業別就業人口では、本土に比べ、第二次産業の占める比率が著しく低く、第三次産業の占める比率が高いわけであり、第三次産業の占める比率が高いために、申し上げるまでもなく、基地経済に依存する比率が高いために、基地関係所得は、全所得の約三分の一と推定されているようであり、また、一人当たりの平均県民所得についても、本土の五割程度の数字が上げられているようであり、このような状況の中で、復帰に伴う諸制度の変更や、基地の縮小がもたらす影響は、沖縄県民の生活にとつてきわめて不安であり、かつまた、甚大であると思はれるのであります。

す。私は、政府に對し、これらが誘発する経済、社会不安を除去するよう、特に雇用対策など万般の措置を講ぜられるよう強く要請するとともに、復帰に関連した道路問題などを含めて、沖縄県民の生活に不安を与えないという基本姿勢で万全の措置をとられるよう重ねて要請するものであります。同時にまた、私は、少なくとも、沖縄の振興開発について、沖縄の人々の総意を結集し、長期的な沖縄振興開発計画を立案され、沖縄の人々の総力によつて、政府の積極的な財政援助を誘導しつつ、産業基盤の充実をはかり、段階的な基地縮少の計画と相まって、基地依存経済から脱皮しなければならぬと思ひます。もちろん、私などが考えるようなことは、先刻御承知かと思ひますが、しかし、私は、日本の最南端に位置する沖縄の美しい亜熱帯地域としての特性、並びに日本の東南アジアに向けての玄関口としての沖縄は、復帰後の日本列島の貴重な土地資源であり、産業の基盤を整備充実することによつて適正な規模の産業の立地を可能ならしめ、ひいては県民の労働力の需要を喚起し、県民所得の向上に資するものと思ひます。しかし、本土に住む私がどんなに陳述してみても、しよせんは一般論であるように思ひます。

最後に、私の体験から一言申し上げたいことは、かりに、私の町を興すために私がどんなに力説してみても、私の町の住民がその意思を私と同じくしてくれない限り、歌の文句でしかありません。沖縄の再建についても同じことであると信じます。すなわち、沖縄県民の総意と政府の援助が、歯車のようにかみ合つてこそ、その効果は県民の福祉の上にあらわれることであつて、一方だけの歯車の軸がどんなに力を及ぼしても、期待する成果は上がらないことを付言し、沖縄の振興について、主義主張、政党政派を超越した施策の積極的な推進を期待いたしまして私の陳述を終わります。

○同長(御木幸弘君) どうもありがとうございます。

次に、金子公述人をお願いいたします。

○公述人(金子二郎君) 本日の課題は、沖縄返還協定に関連する国内法についてでございますが、これらが出てくるいわれは、この模倣ともいふべき返還協定そのものが問題になるはずだと思います。さらには、かかる協定がなせ結ばれたかというところまでさかのぼっていかねばならないと思います。

それにつきまして、まず指摘しておかねばならないことは、一つには戦後の沖縄の地位についてでございますが、それは日本がその固有の領土を敗戦の結果アメリカに割譲したというのではなく、潜在的な主権は依然として日本に残されていたものです。したがって、言えることは、何らかの時期において沖縄が日本に返ることは、少なくとも法的には予想し得る可能性があったということです。

それから、二つには、沖縄が日本に返るということは、これは全国民のまさに悲願であって、沖縄が返らなくてもいいと、アメリカにくれちゃえというふうな人はだれもいないはずですし、問題はその返り方だということです。一つの点からは、今度の返還は戦争で失った領土が返されるという史上例のないアメリカの行為や、ないしは日本に対する信頼から出てくるものだというふうな考え方、言い方はおかしいと思います。アメリカはこのまま永久に沖縄の占領を続けることはできないはずのものである。しかし、何とかしてこれを維持したいと考えるところに今度の協定が出てくるアメリカ側の理由があったと思います。また、この戦争で失った領土云々ということにつきましては、戦争で失った領土を取り返したといつて喜んでゐる人たちは、そのうちに台湾と朝鮮も何とかならんか、せめて日本の勢力圏内に置くようにならないだろうかと、ごく安易に考え出すのではないでしようか。だとすれば、それはいつか来た道であつて、まことにあふない道ですという

こともいさか懸念されるわけなんです。それから二つの、二の点につきましては、われわれにとつて沖縄問題の原点というべきものは一体何だろうかということですが、それは太平洋戦争は沖縄の犠牲によつて戦争終結をあげました。その後二十数年にわたつて、沖縄を異民族統治のもとに陥らしたおいて、またその犠牲のもとに戦後の復興をなし遂げたわけでございますから、沖縄が日本に返るということは、何よりもこの沖縄の犠牲を償ふものでなければならぬという事です。これは日中問題の原点が侵略戦争をあえてしたことについていさか罪にあるというのと同じことだと思ひます。この原点に立ち返りまして考えてみると、今回の協定は十分どころか全般的に不足である、これでは返還とも復讐ともいへない程度のものであるばかりか、沖縄の犠牲をさらに強化するような規定すらも持っていると思ひます。疑いもなくこれは日本によるアメリカの極東防衛の肩がわりである、それも沖縄を返しても肩がわりをするというよりも、肩がわりをするために沖縄を返してもらうというほうが正しいのでしよう。核抜き保障はございせん。アメリカを信用しろというだけですが、アメリカの軍事基地の機能はそこなわれないという保障はどうやらあるやうです。アメリカの民政府のかわりに日本の民政府ができて、沖縄の実態は一向に変わらない。きよりのこの七つの法案は、要するにそのためのものなのでしやうけれども、沖縄社会の基地条件が一つとも変わらないういふこのままの状態であつて、その上に絵を書くやうにいろいろなことを並べてみて、これはたして平和にして豊かな沖縄が期待できるものでしやうか。アメリカのお役人がいなくなるが、そのかわりに日本のお役人がござると、そして公用という名のもとに土地は五年間も差し押さへられる、アメリカに何の補償を要求することもできない、膨大なアメリカの軍事基地の中に沖縄があるという形が変わらないで、その上に自衛隊まで入り込んでくるというところで海洋博覧会をですか、開いたら経済振興ができるということになる

んでしやうか、これは。さらに見落としてならないことは、対中国の關係です。アメリカの沖縄保有の意味は、大ざつぱりにみて朝鮮戦争を境に若干変わったやうですけれども、現在のところ、中国からインドシナにかけての軍事的な圧力のかねめとしてあるといひます。今度は日本がそれに正面切つて加担するということになります。中国は早くから沖縄返還の欺瞞性についてききました。ついでに、昨日発表された今年度の覚え書き貿易のコミニケにも、繰り返してこの沖縄返還の欺瞞性というを言つておりますが、中国の国連復帰は実現しましたし、中国による台湾の解放は全く時間の問題にすぎません。インドシナにおけるアメリカの敗北はおおい隠せない事実ですが、インドシナの安定にはまだかなりの時間が必要だろつと思ひますが、とにかくこれらのことをめづつて極東の力關係のバランスは徐々に動きつてあります。こんな時点で、こんな時点で、あえてアメリカの助つてに出て行つて、極東の緊張を激化し、しかも、なお日中の国交正常化を期待すると、口だけででもおつしやるのは、いさかちよつとおかしいということになりはしますまいか。一体なんぞこんなことになつたのでしやうか。もちろん根底には政府の世界政策の誤りというところが指摘されるわけですが、それにしても、こういう考え方もあり得ると思ひます。アメリカは並みたいていこのことは沖縄を返してはくれないうい、しかし、沖縄を何としても一日も早く取り返したい、そのためには多少の危険をおかしても、せめて施政権だけでも取り返したいと、すべてはそれからだといふ考え方もあるかもしれせん。私はこの考え方にはくみしませんけれども、それならそれで、政府はなぜそれを国民に訴へて理解させることをしなかつたのでしやう。そして平和にして豊かな沖縄などという上げたのでしやうか。それにしても、要するに政府のこの問題についての事前における何の不足があると、結果的にはこんな大きな問題を党派や個人の功名心のためにしてしまつたんじゃないかと疑われるやう

なことになる、国民を分裂させ、沖縄の悲しみを増すやうなことにしてしまつたのではないでしやうか。事を飾つてきれいにしようとするよりも、事実を事実として国民とともに憂へると、そして考えるという姿勢に欠けていたと批評されてもしかたがないことではないでしやうか。衆議院の委員会における強行採決は何よりも沖縄と沖縄県人に対する侮辱でしかありません。あんなことで既成事実をつくり上げたて安心している人たちが、やがてその既成事実のために押しつぶされてしまつということを知らなければなりません。とはいふものの、しかし、いまごろになつてこゝろの役にも立たないことなのかもしれせん。やがて協定は成立し、關係諸法案もせいぜい若干の手直し程度ででき上がるのでしやうが、それで沖縄返還がなつたといつて、政府がちよろちん行列をすつとつちやうとも私は参加しませんし、戦後は終つたと思ひます。さて、そんなことばかり言つてもしょうがないので、この時点になつて、まだ何かできることはないんだろつかとちよつと考へてみました。衆議院の非核三原則と軍事基地の縮小の決議がございしますが、これはこの問題についてのいままでの国会審議の中でせめてもの救いになつてゐると思ひます。参議院での決議に見合うやうな形で、今後沖縄の地位の實質的な変更、ほんとうの本土並み、本土復帰が約束されるやうな、そしていたずらに中国を刺激することがないやうな方向を採つてこれを打ち出すことはできないでしやうか。自來、良識の府と参議院はいわれておりますが、その良識の府といわれる参議院を参議院らしく党派を越えて、議員諸氏の真剣な検討をお願いしたいと思ひますが、それにつきましても、琉球の屋良主席の政府に対する建議書なるものがあるのと聞き及びます。私は、これを見ておりませんが、詳しいことは存じませんが、おそろく推量できることは、おそろくこれはこの状況のもとに

おいて、沖縄として期待する最低限度のものが盛り込まれているのではないかと思います。だとすれば、これを尊重してその線を実行に移すことができるように配慮するということは、いまからでも可能な方法ではないかと思ひます。

これで私の発言を終わります。ありがとうございます。

○團長(銅木幸弘君) どうもありがとうございます。

次に、石黒公述人をお願いいたします。

○公述人(石黒幸市君) 私、石黒でございますが、このたびの沖縄国会の公述人として意見を述べさせていただきますことになりましたことを非常に光榮に思っております。ありがとうございます。

御承知のように、次のオリンピックも準備がだんだんと整ってまいりまして、もうすでに四十数日を経たすれば開催されることになるわけでございますが、私は、このオリンピックで忘れ得ませんことがあるのでございます。申すまでもなく、それは東京オリンピックが開催されたこと、それが昭和三十九年でございまして、この東京へギリシャ、オリンピックから聖火がリレーされます。その聖火が沖縄を通過をいたしましたこととでございます。沖縄では戸ごとに国旗、日の丸を掲げてリレーを、聖火を歓迎されまして、可能な限り広い地域にわたってリレーされ、しかも祖国日本への復帰をその聖火に託して東京へ送られたという新聞記事を読まして、感涙にむせんだ次第でございます。

いま沖縄は、沖縄の皆さまの悲願であります。返還という好機が参りました。心から私は祝福申し上げる者でございます。いろいろ御意見がございまして、私は、沖縄の返還協定の成立いたしましたことは、あくまでも日米の友好関係の上に実現したことであるという理解の上に立っておるものでございます。したがって、一日も早くその実が上がることを期待し、またアメリカに対して感謝の気持ちでいっぱいでございます。沖縄は、なるほど四分の一世紀、そういう長い間の

異国民の統治下にありました。百万の皆さまが非常な苦難な思いをせられて今日まで暮らしてなつてこられたのでございまして、内地におります私どももいたしましては、とうていその皆さまの苦難というものをうかがうことができないものがあるのをごさいます。どちらにいたしましても、次第でございます。どちらにいたしましても、しかし、その復帰にあたりましては、県民の皆さまが不安のないように、動搖を来さないような最大な配慮を加えていただきたいと思ひます。次第でございます。七つの法案もそういうところに意図を持たれたものであらうと理解をいたしておるものでございまして、沖縄に自衛隊が派遣せられるということ、これは当然のことながらわが国土でありますれば、これを防衛するといふ線ではこの点も理解をするものでございまして、そういう点につきまして、国会におきましてもいろいろ論議があらうと存じますけれども、駐留に、派遣に伴いまして公共用地の問題等々に対します便宜措置をとられるということも、私は、うなずくことのできると思ひます。

そういう国会論議の中心問題もございまして、私は、私の特に関係しております社会福祉の関係、社会保障の関係等、当然のことながら沖縄が復帰することの前提のもとに若干お願いを申し上げたいと思ひます。陳述させていただきますと思ひます。

内容はいろいろございまして、国会の皆さまも御承知のように、わが本土そのものといひ、たしましても、今日のわが国の社会保障あるいは社会福祉、そういう面におきましては、いままお足らざるものが多いのでございまして、しかし、私どもの仲間が、関係者があちらに参りましていろいろ調査いたしましたこと等の報告等によりまして、大きく見て、本土とあちらの社会保障制度あるいは社会福祉の関係といふものは十五、六年の

おくれをとっておるんじゃないだろうか、こう

いうふうに言われておるのでございます。医療保険制度の問題でありますとか、あるいは各種年金制度に対しますことにつきましても、それぞれに配慮をするようになっておるようでございます。それが、それらをはじめといたしまして、老人福祉でありますとか、児童福祉の問題等々につきましても、いろいろ問題点があるのをごさいます。沖縄は非常に高齢者が多い、本土と比べますと、あるいは長寿者が多いと。毎年、御承知のように、九月十五日は敬老の日とされて、百歳以上の方々に対し、国では、内閣総理大臣はそういう方々に対する特別な贈り物をするといふことをやっておるのでございまして、そういう関係の百歳以上の方々の数字を見ましても、沖縄は、実に十六人から百歳の方が最近の数字では出ておるのでございまして、全国で申しますと第三位であります。私どもの愛知県は百歳以上の方が十四名、第五位になっておるのでございまして、そういうこととで高齢者が非常に多い。当然のことながら、若い方々は——内地でもそのようでございますが、青年が出てしまつて過疎地帯になり、そこに老人が残るといふケースが多いことは御承知だと思ひます。沖縄におきましても、特にそういうケースが多いといふように言われておるわけでございます。そういうことで老人世帯が非常に多い。生活保護法を受けておられる被保護世帯におきましても三分の一は老人世帯であります。一人の身身者もしくは配偶者を持ちますという世帯でございます。寝たきり老人といひ、たしましても、これは全国的にこの本土とともに調査をされたものの数字によりまして、大体千七百七百名からの寝たきり老人がおります。その中の七割といふものは大抵家族とともに暮らしておるということには一応なつておるのでございまして、その他は、いま申しますような身身者もしくは配偶者だけの老人世帯であるわけでございます。また、寝たきり老人が、いま数字を申しましたが、この千七百七百名の中には、半数は排便を介護せ

なければできないといふような方がおる。そういう方々に対するしあわせを高めるということでありますれば、万全を期するためには、今日、内地におきましても家庭福祉員制度がございまして、これまた同様、沖縄におきましてもそのことが行なわれておるのでございまして、その人数といふものは至つて少ないのでございまして、そういう方面に対します人の増加をしな

きやならぬといふ問題があるわけでございます。また、聞くところによりまして、老人の方々、寝たきり老人の方々が月に一度も医者さんに見てもらふことができないといふような悲惨な状態にありまます。方々が六六・六六からあるといふことが言われておるのでございまして、また、沖縄におきましては死亡の第一の原因は老衰といふことになっております。そのことによりまして、いかに沖縄の老人の方々のふしあわせであるかといませんが、内地におきましては脳神経系統の死亡率が第一であります。本土におきましては、そういうような点からいひまして、あたたかい手を差し伸べる方途といふものをいろいろな点から御考慮いただきたいものだといふふうに思ひます。でございます。また、これは内地でも当然のこととでございます。老人クラブの制度をつくりまして、地城社会における老人にクラブ活動を通じて生きがいを感ぜしめるという方途を講じておること、は、皆さま御承知のとおりでございます。沖縄におきましても同様のことを行なわれております。現在、沖縄では五百十八のクラブがあり、二万五千有余の会員があるわけでございます。が、しかし、内地におきましても、これは国が三分の一、県が三分の一、地元の市町村が三分の一といふことでクラブの補助金が出ておるのでございまして、沖縄におきましても同じような金額——大体一万八千円でございますが、沖縄では五十ドルだと言われておりますが、そういうものが

出ておりますけれども、この五百十八のクラ

ブに対して全部出ておるかと言えば、出ていないのです。わずかに七十四クラブだけが私の調べた時点におきましては出ておるといふ貧弱な状態にあるわけでございます。私がいまさら申すまでもございせんが、本土と同じように、沖繩におきまして四十年に老人福祉法が成立をし、施行をされておまして、内容も同じようなことが規定されておりますけれども、残念ながら、なかなか内地におきますようなふうにはいっていないというのが実情であるようでございます。また、老人ホームの關係といたしましても、私も直接さういうことに対して關係を持っておるのでございしますが、新しいものを加えまして四力所あるのでございます。収容されております方々が三百六名で、定員が三百六名でございます。本土におきましても、六十五歳以上の老人と収容施設との關係を見ますというと、七百三十万人の老齡者のうちの八万人程度しか収容していないというような状況でございますので、五方年計画を持ちましても、プラス十万人にしようとか、十八万人にしようとか、こういうプロジェクトができてくるように何っておるのでございますが、そういう点に思いをいたしますときに、沖繩のその方面に對しまする施策というものがいかに貧弱なものであるかということをはかりうることができるのであります。したがいまして、私どもといたしましては、老人福祉対策といたしまして、寝たきり老人に對しまする対策と、施設の増設でありますとか、また福祉家庭奉仕員の強化でありますとか、老人の就労のあつせんをしていただくとか、あるいは老人住宅の建設をするとか、あるいは老人福祉の地域環境といたしましての老人福祉活動を強化する、これは主として民間活動でありまするが、そういう方面が高揚するような格別の配慮が願わしいということを思うのでございます。

また、児童福祉の關係といたしましてはそれぞれものが一応出ておりますけれども、なおまだまだ沖繩にはないものもございまして、また、ありますものでも、きわめて数が少ないのでござ

います。養護施設にいたしまして、救護院にいたしまして、あるいは精神薄弱者の施設、これなどは一つずつしかございません。特に問題となりますのは、今後復帰いたしますれば、ますます相当の、これは当然のことながら経済的な問題、財政的な負担の問題がございます。そしてまた、県民性の経済的な問題といたしまして、従来も同様だと伺っております。夫婦共かせぎでもってしなきゃならないという家庭がだんだんとふえてまいっておりますので、したがって、保育所の建設という点に対しまして要請というものが、これまででも相当強く要請せられておるようになっておるのでございます。そういう点につきまして、現在の保育所は七十七カ所、四千九百七十七人の収容能力があると云われておるのでございますが、これは沖繩と同じような県、いわゆる類似県と比較いたしまするといふと、非常なおくれである。半分もしくはは三分の一という程度の保育所施設であるわけでございます。したがって、琉球政府とされましても、その点につきましてはいろいろ従来から配慮をされておるようになっておるものでもございます。ことに既婚の婦人の労働力というものが非常に多いということ、したがって、そのことに對しまする保育所の収容というものが非常に重要である、こういうことであるわけでございます。さやうなわけでございまして、沖繩の政府といたしましては、少なくとも一万人を収容するという目的を持ちまして、百六十五カ所の保育所を設置をいたし、そういふ用途を立てておるようでございますが、その点につきまして、当然のことながら、これらの法案の中にでもそういう行政に對しまする積極的な支援の体制を持っておられるわけでございますけれども、格別のそういう点に對しまする御配慮のほどをお願いしたいものだといふふうに関係者の一人としてお願いをするのでございます。ことにこの類似県の対比というこ

とをよく言われておりますが、沖縄のような多くの島をもつて形成いたしております県といったしましては、本土のような各県のそういう状況とは地形的に非常に違ったものがあるわけでございます。したがって、私どもといたしましては、社会福祉のそれぞれの種別関係のものを一カ所でそれをまとめて運用するというようなやり方があるのではないなからうかというふうに思うのでございまして、かつまた、土地の入手難というような問題もございまして、ぜひそういうような面に対処します特別な配慮が望ましい、かように存じておるような次第でございます。特に、現在の段階におおきましては、沖縄では民間の社会福祉事業というものがそれほどございません。主として琉球政府がおやりになっておるもの等が多いようでございますが、今後民間関係が行ないますることにつきましては、内地におきます社会福祉事業振興会の資金を借り入れるということにつきましても、それを無利子にしてこれを利用していただくというような方を講じていただくとかいうような問題もあるわけでございます。

こまかいことを申し述べまして、はでなことはたいへん違ひましてなんでございますが、最後に、私は、やはり沖縄の返還を記念する行事といったしまして、国民体育大会というようなものを開催するというのも一つの方法ではなからうかと思ひますし、そしてまた、そういうことは内地の实情から申しますと、そういう開催になりまする機会を持ちまして、その県内に適當な場所所等にそれぞれの施設を設置するという例がございまして、そういう点につきましても、沖縄の財政等々を考えます場合におきましては、これを日本政府におきまして全部を持つて、そういうことに對する配慮をしてあげるといふことも考えるべきことではなからうかと、かように存するのでございます。あるいはまた、国立の青年の家というようなものも、当然のことながら、次代になつて立つてくれます青少年に希望を持たせ得るその施策の一環といたしまして、さやうなものを設置して

いただくというよりなことを考える次第でございます。

はなはだ御期待に沿うようなことを述べることができませんでしたが、私の申し上げたいことは以上でございます。

○團長(劔木亨弘君) どうもありがとうございます。以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

これより公述人に対する質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。

○西村尚治君 安江さんにお伺いしたいと思いますが、安江さん、承りますれば沖縄の方々の生活をはだに感じていらっしゃるということで、切々たるお話を承りましてありがとうございます。

ただ一つお伺いしたいのですが、この関連法案の一つであります、重要法案であります公用地等の暫定使用に関する法案、これは憲法違反であるとおっしゃったわけでありますけれども、私どもは憲法違反では絶対ないと思っているわけでございます。そのあげられました条文の中で、十四条、二十九条、三十一条というところで、ろをおあげになりましたんですが、きょうは、ここで論議するわけじゃありませんから、一々は申しませんけれどもですね、念のために一、二言ってみますと、十四条は、すべての国民は法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分あるいは門地、こういうもので差別はされない、さるいはならない、こういうことになっておる。この公用地の暫定使用法案は、こういう個別の、個人の人々に伴う、個人的条件に基づく事由によつて差別しているわけじゃないんですね。沖縄全域で使用されるわけで、個人的な事由に基づくものじゃない。そういう意味におきまして、絶対にこの条文に抵触はしてない、違反してない。それから、二十九条を見ますと、財産権はこれを侵してはならない、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができるということがある。これに違反しておる、抵触している、だから憲法違反だと言われるようですけれども、

おっしゃいましたように、公共事業のためには土地の法案であるとか、その言い方の裏には、いわゆる基地の拡張につながるということにたいへんな不安を持っておる。そういうところに頭を置いていただいて、危機にさらされた沖縄が安全地帯に避難するようなことであってはいけない。やはり戦争はいやだと言っておる。こんなおそろしいことは、こんなみじめなことはない、こういうひとつの恐怖の中に沖縄はあります。

沖縄が返ればいいだろう。不満でも辛抱しろという声がある。これは非常に心ないことだと思えます。沖縄が、不満であるけれども辛抱してもいいという一部の人はあります。沖縄の大半は不安である。不安であることは連鎖反応を起こしてきます。不満は納得してある程度辛抱でできますが、不安は拡大していきます。いわゆるノイローゼになる。やはり思ひもよらない一つの事が起こってくる。気持ちがいいようになることはいけないんじゃないか。そういう不安のないような施策を講じてもらいたい。こういうことを私は切に思ふものであります。それに関連して沖縄の法案というものを考えていただきたい。

私は、国会のあの審議中止、一億国民の目の前でああいうことが起こるということは日本のためにならぬと思う。一億日本全国民が安然、ぼろ然としている。まず沖縄の法案通過を喜ぶということであれば、とたんにちやうちん行列、旗行列が行なわれなければならない。沖縄はぼろ然自失、ほんとうになすことを知らないというような状態におちていってしまった。こういう状態に追い込んでおるのであります。だから、用地の使用に關する暫定の法案というものは、沖縄にとって非常に不安な面がたくさんある。公共施設をたくさんつくるとおっしゃるけれども、やはりその前に、沖縄をもっと安全な状態にして返してもらわなければ、老人施設、社会施設をいくらつくろうとしても、沖縄県民の身にはわからないのであります。そういうことを御審議をいただいて、沖縄県民百万の身になって考えていただきたい。そこが沖縄

処理のつほどと思います。施設をいくらやっても
 ったつたて状況は悪化するばかり。やはりもつ
 と、相手があるからといったところで、すでに、返
 還されるのはポツダム宣言その他でも、当然返つ
 てくるものじゃないでしょうか。そういう点にお
 いて、もつとスムーズな形で、ほんとうに沖縄県
 民が救われ、二十六年間の苦しみ耐え抜いて、
 二十六年間にわたるところの血の叫びが世論を喚
 起した。アメリカといえども、生活権を放棄して
 もかまわないということとは、アメリカでも軍事基
 地運営に支障を来したと認めている。そういう
 時点において、政府といえども沖縄問題を避けて
 通ることはできなくなつた。これは世論の勝ちだ
 と思います。したがって、屋良主席を勝ち取つた
 ことは、沖縄百万県民の世論は絶対強いと私は思
 います。こういう次元において取り組みをいただ
 かないと、またいろんな不安が拡大をしていく。
 この不安を一日も早く除去していただくような法
 案に切りかえてもらいたい。そうしてそののち
 に、やはり老人問題などいろんな問題は納得でき
 るが、いま、その末端を幾らやつてもらつたつ
 て、基本的なことをもつとしつかり審議していた
 だきたいと思います。

○團長(綱木亨弘君) 時間がありませんので、なるべく質疑のほうも、御答弁なさる方も簡潔にお願いいたします。

○村田秀三君 小田公述人にお伺いいたします。
ただいま沖繩県民の心を安江公述人が切々と訴え
られたのでありますが、私もやはりそこがつぼだ
と思います。

ところで、小田公述人の趣旨の中で、沖繩という特殊地域、その地域を生かしたところの役割を果たしてもらいたい、それは何かというと、二つに分かれておつたようであります。

第一に言われたのは、いかなる理由をつくらねようとも、正義の戦争というものはない。戦争の悲惨さもわかる。そして、今日まで戦争の悲惨さを味わつたところの沖繩の方々には、まことに申しわけないけれども、日本の平和、その日本の平

和は極東の平和が必要である。極東の平和を維持するためには、沖縄の特殊地域を、日本防衛のために果たしてもらいたい、ということをおっしゃつ

ておるわけであります。これは、安江公述人の意見とは裏はらな問題であります。先ほどは、金子公述人が、苦しみを日本の国民は、沖縄の人々に与えてしまった償いの気持ちで、復帰の措置というものを、事ここまかに考えねばならない、ということを書いておられるわけですが、はたしていわゆる日本防衛のために、極東の平和の維持のために特殊地域としての役割を果たしてくれというようなものの考え方であるとするならば、私は、一連の問題に対して沖縄県民がふん然と憤りをもって立ち上がることは当然じゃないかと、という感じがするわけです。その点もうひとつ確かめておきたい。それから、なぜ極東の平和のために沖縄が必要なのか。特殊地域と言われましたが、なぜ沖縄が特殊地域として防衛問題で重要なのか。その点ひとつお考えのほどをお聞かせをいただきます。

○公迷入(小田悦雄君) ただいまの御質問でござ
います。私が申しあげた意味は、特殊なという
意味じゃなくて、地域的役割、つまり日本の本
土におきましても、それぞれの地域においては地
域に応じた防衛上の役割は果たしておると思いま
す。そういう意味で、特に沖繩は本土に復帰すれ
ば、南の最南端の玄関口である。そういう意味
で、防衛上の専門家でなくてわかりませんけれ
ども、日本列島全体としてとらえた沖繩が、どの
ような防衛上の役割を果たさなければならぬかとい
うような責任を沖繩の方にもぜひ考えてほしいと
いうことを訴えたつもりでございます。

すが、沖繩の方にも、復帰された上で地域的な役割を果たしてほしいということでございます。

○須原昭二君　ちょっと同じように、小田公述人

に御質問申し上げたいと思います。

実は、お話を聞いておりましたところ、まず施政権だけは取り戻そう、その後にあまたの問題点については内政として考えよう、こういうことをおっしゃいました。この点について若干お尋ねをしておきたいわけですが、御案内のとおり、沖繩が切り離されたのはサンフランシスコ条

約第三分、それから二十数年経っているわけです。幸い今度の議論の中で、まず施政権だけには返ってくるということになるわけでありますが、私は、先ほど石黒公述人がおっしゃいました、社会保障だとか社会福祉の問題については、なるほど内政の問題として重点的にこれらの問題を消化していかなければならないと思いますが、ただ墓地の問題については、内政の問題ではなくて、相地のある、アメリカとの間における外政の問題で、この問題を私たちは見逃がしてはならないと

思います。したがいまして、おたくがおっしゃいました内政として考えていくことは、若干問題があるのではないか。こういう点に疑念を持つと同時に、相手があることだから、これから折衝していくと言いましても、段階的に基地を縮小していくんだ、もちろん、それ以降についてはどういうふうにこの基地の縮小を考えておられるのか、おたくも青年団体協議会の幹部として復帰運動をやられたという御経験の持ち主でありますけれども、お話を承っておきたいと思います。

さらに、安江さんにお尋ねをしておきたいと思うんですが「愛知沖繩でいごの会」というのは、

私の聞いている範囲では、沖縄の出身の方々の会だと承っております。したがって、愛知県における沖縄出身の方々の一つの任意的な団体だと思いますけれども、沖縄返還協定に伴うところの今日の今日起点について、この会の皆さんがどのような問題に立っておられるのか。政党政派に関係のない団体だと思いますが、会員の皆さんの御意向

○公述人(安江洋君) お答えいたします。

が安まるでしょうか。浮かばれるでしょうか。こ
ういふ法案は、もつとほんとうに沖縄の心を心と
してやっていただけないか。政党政派を超越した
問題であり、人間の問題に触れているわけではな
い。その辺をよく沖縄の心を十分に受けとめて、自他
ともに相手の身になって行政、政治をしてもらわ
ない、どこかで一つの爆発が起こると危険であ
るということ。だから、やはり人間というものは、
不安な状態であるとかかなりの人間はノイロー
ゼになり、気がいかに追い込まれる。沖縄はぼろ
然自失をしておるんです。ああいう国会の審議の
あり方は、沖縄百万県民に対して一大冒瀆である
と私は思います。

○原田立君 金子先生にお伺いしたいんですが、
先ほど先生のお話の中に、沖縄の返還は全国民の
悲願である、問題は、その返り方である、という
御指摘がありました。全くそのとおりだと思ひの
でございします。ただいまも沖縄の安江さんから
るとお気持ちで述べられていたのでありますが、
全く同感であります。それで先生のお話の中に、
今回のものは不十分であるとか、沖縄をさらに苦
しめることであり、あるいはまた、抜抜きは保障
されていらない、また、五年の土地強制収用など、
反面、海洋開発などやろうとしておるのは欺瞞で
ある、というお話で、私も、そのとおりだと思ひ
ます。ところで、最後のところで、何かできない
のか、衆議院では非核三原則をきめた、良識の府
である参議院として、衆議院に見合うようなもの
の、たとえば本土並みの問題であるとか、中国の
支持しないような問題など、参議院としてできな
いものか、というお話がありました。それを具
体的にお話いただければ幸いです。これが
一つでございします。

それは、先生が、建議書は読んでいないので
くわしくはわからないが、という前提でございま
すけれども、その建議書の採用をすべきだという
御意見でございましたが、もう少し具体的なこと
がおありになりましたら……。

○公述人(金子二郎君) 最後に申し上げましたこ
とは、さつきちよつと申し上げましたように、いま
さらここまで来て、これはだめだと言つて
みてはどうにもならない。何とか救いを求めるこ
とはできないかというのを私に考えて、こ
れは、結局、今日の課題になつていきます。七つの国内
法案、これを一つ一つ、どこがどうだ、ここがこ
うだと言つてみたところで、失礼だけれど、何
にもならないような気がする。そのものが狂つて
いる。だから、そこから出てくるものは、たとえ
ば、公用地の五年が三年になるという修正権があ
るというところですが、五年が三年になつたところ
で問題が解決するものじゃない。そういうことで
ございします。そうすると、結局、何か手はないか
というところ、衆議院委員会では、非核三原則の問題と
基地縮小の問題、非核三原則も国会では通念に
なつておるようには、総理大臣もしばしば口にし
ておられます。ところが不思議なことに、今度まで
決議案にならなかつた。ところが今度のようや
決議案にするということによつて、あれで総額が変
わらうと、ともかくでさう上がつてしまつた以上、
あれははつきりと定着すると思ひます。さて、そ
れを今度はどうするかというところが国内法の審議
について起つてくる問題であつて、ちやうど参
議院にかかつていくところから、参議院の皆さん
でお考えになつて、あれに見合うような、もう少し
し復帰らしい復帰ができるように、願わくば近い
ことを期待しますが、少なくとも将来においてそ
の道が開きわたつてしまふような方向を見出し
てほしい。これはその中で具体的な、これからど
うしたらいいかというところは考えないでもありま
せんが、ぼくらの言うところでは、やつていただ
き先生方のなわ張りだと思ひますが、やつていただ
ければ……。そうすると、思ひつのは、屋良主
席の建議案なるものがあると思ひます。こ
れは私見でございせんから存じませんけれども、
屋良さんは建議書としてまとめて持つて行かれた
んですから、こつちの形の中で、すなわち政府
によつてこつちの形の返還が推し進められてい
る中で、せめて沖縄としてこれだけのことはやつ

ほしいという願いが込められているものだと思
するんですが、これは皆さん方がごらんになつ
て、そうして、これは沖縄県民の最低限度の願
いなんだ、できれば即刻取り上げてほしいと思
うんですけれども、少なからず、そつちの方向に道
を開きわたる手は打つてほしい。それは、いまわ
れわれが参議院に期待できる、私の考えたところ
で、一つくらいはできそうな気がするんです。こ
ういうくらいは気持ちで申し上げたので、こつち
の法律を制定したらということをお願いしたいん
ですけれども、そこまで用意してございせん。

○栗林卓司君 私は、沖縄の開発という点につ
いて、小田さん、安江さん、それから石黒さんに
それぞれ一つずつお伺いしたいと思ひます。小
田さんは町長をなさつておられて、たいへん御苦
勞さんでございします。これは釈伽に説法でござ
いますけれども、現在、地方自治を考へますと、一
種の考へ方は別にして、予算的には三割自治の実
態にあることは御承知のとおりだと思ひます。実
際に税金を納めるのは、直接間接は抜きにして、
地域住民から税金は納付されているわけですが、
ども、実際に、たとえば、小田さんの町に返つて
くるのは一三%だと思ひます。あとは県が一七
%、残り七〇%は国が取つて、交付税で返つてま
いますけれども、それは小田さんたいへん御苦勞さ
れていく点ではなからうかと思ひます。

あるものですから、各省代表が十三人も乗り込ん
でくる。しかも現在財政的に沖縄は決して豊かな
状態ではありません。しかも、取り組むべきもの
はたくさんある。そういうときに申請があれば補
助してもかまわない。ただ今日の地方自治の財政
的に乏しい状態から見ますと、本土から行官庁の
それだけの代表が乗り込んでくる。道路・港・安
全等について、住民の費用の補助とはいえないが
ら、結局、国の直轄事業になり、地方自治に与え
る印象を考へますと、たいへんそれを否定された
気持ちになるほうが当然だと思ひます。単なる
感じというよりも、町長としての御経験からする
と、そういうやり方ではほんとうの地域の開発は
できない、たいへん困難だという印象等も持ち
たいと思ひます。そういう面では、現在、関連法案と
して出されております開発庁の構想について、町
長としての御経験に照らして御意見があればお伺
いたしたいと思ひます。

次に、安江さんですけれども、「愛知でいこの
会」ということで、沖縄からこちらに來られて御
指導をされている会というのを承りました。現
在沖縄には百万県民がおり、今後百万県民がその
まま豊かに沖縄で暮せるということを目標にしな
がら開発が計画されているように聞いておりま
す。当然、それは目標でなければならぬと思ひ
ます。

そこで安江さんにお伺いしたいのは、沖縄から
働きに來られた皆様の気持ちをきめて、百万県
民がそのまま豊かに暮せる条件をつくるというこ
とは大へん強い悲願だと思ひますけれども、この
点について御意見があれば承りたいと思ひます。

最後に、石黒さんですけれども、社会福祉の御
苦勞をされておられるところから、先ほど御意見
を承りました。現在、沖縄の本土復帰は本土並み
ということが言われておりますけれども、老人福
祉問題、児童福祉問題は、現在ほめられた状態
ではございせん。したがって、本土並みになれば
すぐということでは決してないと思ひます。した

がって、戦後二十数年間、たいへん御苦労して本土復帰を迎える人たちのことを含めて考えますと、この本土並みの中身を、ここをよくしてほしいというところがあるかと思いますが、問題は上げれば切りがないと思いますけれども、一つは、現在なさっている仕事を上で痛切にお感じになる点をお伺いしたいと思います。

○公述人(小田悦雄君) 沖縄の開発の方途について御指摘をいただいたと思いますが、私は、やはりその地域の開発というものは、住民の意思を優先しない限りその目的は達成されない。したがって、開発庁設置の問題等につきましても、十分に住民の意思、構想が主体的に尊重されて開発されるような方向で組織づくりも財政援助もやってほしいと思います。それはなぜかと申し上げますと、私も、小さな道をつくるについても、住民の説得——理解がなければどんな小さな道でもできないわけでございます。それから、沖縄におきまして、ただいま安江さんのおっしゃいましたように、軍用地の暫定法案等からしまして、不満ではない、不安だというような住民の感情からして、この土地に対する開発問題、土地を前提とした開発問題というものは、困難をきわめると思いますけれども、そういう意味での発想を基本にした開発の方途というものをぜひ考えていただいたらというふうに考えます。

○公述人(安江洋君) いまのお話しは、沖縄の経済問題に関するような質問だと思います。私は専門家じゃありませんけれども、私がいろいろと沖縄における皆さんの話を聞いていることをまづめて、ちょっと私見ではありますが、お返事をさせていただきます。沖縄は基地産業によって経済が成り立っていることは、そのとおりかもしれません。じゃ、沖縄から基地を取った場合に、沖縄基地経済はどういう方向に向かって行くのかというところが考えられなければならない。だから、沖縄基地の経済の中に米軍のいわゆるブライズ法、こういう資金の出どころというものは、琉球銀行、電々公社あるいは水道公社、開発金融公社などから利益金、それと沖縄の国庫、県有を無償で没収して、有償で沖縄県民に貸し付けておる地代を含めると一千二百万ドル以上の利益がある。それが今度は沖縄の希望するような、不安のないような条件で返されるならば、これ以上のことはほんとうに簡単です。それから沖縄は物資がないのであります。沖縄には風光明媚な、いろいろな公害に侵されないところがあります。サンゴの青い海、紺碧の明るい空があります。沖縄は物資がないのだから、一つの観光資源を開発したならば、沖縄はいま世界の注目の的になっているわけですから、これは観光資源にいろいろと考えるいてこれからはいいんじゃないか。そういう面においてこれからいろいろと考えることが大事じゃないでしょうか。内地から沖縄へ企業が進出するといふことになりまして、やはり政府が奨励した大企業が出てくると、沖縄の住民はたまた労働力を提供すること、依然として苦しい生活は続くんじゃないか。このことに非常に不安を持っております。そういうことのないように、沖縄の経済を十分参加させて、開発を広げていったならば、沖縄経済は案外不安がないんじゃないかと私は思います。

○公述人(石黒幸市君) 私の申し上げましたことについてもお尋ねでございますが、いろいろありますが、私としては、先ほど申し上げましたように、寝たきり老人の施策というものは、児童福祉の関係として保育所の関係でございます。保育所の関係といたしましては、御承知のように、本土並みになりまして、補助金は国が三分の一という手続があるわけでございます。何と申しまして、この点についてはいろいろ意見があるわけでございます。したがって、本土並みというところとあっても、いろいろな要請にこたえるためだけに、沖縄県の財政事情からうまくいかないと思っております。今度の法案にありまして、お話しにございましたように、開発庁というものができるといたしますならば、そういうところで十分

な補助金を出すということでありまして、本土の関係と打ち切った考え方において、ひとつ積極的に教えていただくようなことはできないものであろうか。かように考えておるものでございませう。

○渡辺武君 安江さん、金子さん、小田さんのお三方に伺いたいと思います。

まず、安江さんにお伺いすることでありまして、安江さんが愛知県におられる沖縄出身の方々の集まりを代表して来られたということですね。いろいろ適切な、しかも熱のある御意見をおっしゃられて、私も非常に感動することが多々ございました。ところで、そういう意味で沖縄県民の総意の声を比較的直接的に伺えるんじゃないかと思ってお伺いをするわけでありまして、先ほどは公述人の方々が、施政権が返ってくるからいいじゃないか、本土並みになるからいいじゃないかという御趣旨のことを言われまして、これに関連する法案などを見ても、本土並みということにはほど遠いような感じが非常にするわけですね。たとえば核の問題にしても、あるいは自由出撃の問題にしても、それと関連する事前協議の問題にしても、もうこれは安保条約が条文の上では変えられないけれども、その解釈、適用の上で事実上変えられた。したがって、本土がいままで沖縄と同様の状態に変えられてしまふんじゃないかという感じが国会の審議などを通じて実に痛切に受けているわけでありまして、ですから、これは沖縄県民にとっても大きな問題であります。本土にいる日本の国民にとっても、これは重大事だというふうに考えておりますが、この安保条約の事実上の改悪、あるいはまた、本土の沖縄化と言われている点について安江さんのお考えを伺いたいと思います。

これが第一点で、第二の点として、先ほど他の公述人の方から、沖縄の施政権が日本に返ってくる以上、自衛隊が派遣されるのは当然のことじゃないかという御意見がありましたけれども、しか

し、私も、国会の審議を通じて、政府答弁などで痛切に感じておりますのは、この沖縄に対する自衛隊の派遣というのは、日本の国土の防衛というもののじゃなくして、アメリカの基地を防衛するために自衛隊を派遣するんじゃないかという気持ちで非常にするわけでありまして。例の久保・カーチス取りきめ、あるいはかなり前の松前・バーンズ協定なども関連いたしまして、この自衛隊の機能というものが、これは特にアメリカの基地の機能を維持するということに置かれていんじゃないかと思う。同時にまた、いまでも沖縄県民が祖国復帰運動に激しく発展してきておりますので、これを抑制するといふ機能も合わせて自衛隊が派遣されるんじゃないかというふうに考えております。

特に沖縄出身の安江さんにお伺いしたいんですが、第二次世界大戦以前に沖縄では、日本軍隊はほとんどいなかったと思うんですね。あのアジア太平洋侵略戦争で軍隊が初めて派遣されて、しかも派遣された自衛隊が沖縄県民にとって実に残酷きわまりない行動をやった。私も現地に行つて涙を流しましたけれども、そういうことから自衛隊の派遣についての御意見を伺いたいと思います。それから、金子さんに伺いたいんですが、先ほど関連法案の親分とも言うべき沖縄協定について、これは施政権の復帰などというもののじゃなく、ほんとうの意味のむしろ肩がわりのための返還じゃないかという、非常に適切なことばをおっしゃっておられました。私もこのことには賛成でありますけれども、時間がなくて十分伺えませんでした。そこで、私もこの沖縄返還というものは、軍事、政治、経済の面で、いまでもアメリカが沖縄をやつてきたことを自衛隊あるいはまた日本政府が肩がわりしてやっていくということが非常に強いんじゃないかと思っておりますが、その点についてもう少し詳しく御意見を伺いたいと思っております。

それから、小田さんに一言伺いたいんですが、先ほど伺いますと、沖縄が復帰したんだから、今

後沖繩県民のしあわせになるようにしてほしいという御趣旨のおことがありましたけれども、はたして基地があるところに沖繩県民のしあわせがあるだろうかというふうに思います。

特に沖繩の基地は、本土の基地と違いまして、あの膨大な基地の三分の一は、農地と宅地を収奪してつくられているものであります。したがって、沖繩の農民、特にほんとうの農民は、本土では五反百姓ということばがありますけれども、五反どころじゃない、一反から二反くらいの平均耕作面積というのが普通であります。そういうような状態が残されていて、今後沖繩の農業が繁栄できるだろうか。そうしてまた、農業が廃業できないために農家の方々は、食っていけないために基地で労働力として働かざるを得なかった。そうしてまた、中小企業の方々も、農村市場が失われたために、基地に出かけていかなければならなかったと思う。今度の返還と同じような基地依存経済が残されるんじゃないかと思ひます。その点についてのあなたの御見解を伺いたいと思ひます。特に、基地が漸次縮小されるだろうというおことばがありました。基地が返還されると同時に、自衛隊が出かけて行ってまた使おうという状況であります。アジア太平洋の最大のかなめ石としての沖繩で、アメリカがそう簡単に基地を手離すはずはないし、その点も含めて御意見を伺いたいと思ひます。

また、今度国会に出されております政府の振興開発の特別措置法ですが、これを見てみますと、私も国会で質問してみますと、この法案の中に、工業開発地区を指定するところがある。この工業開発地区に入ってきた企業には、税制上、金融上至れり尽くせりの優遇措置をするというところになっているんですね。ところが、工業開発地区というのはどこかと聞いてみますと、やはり金武湾、中城湾だと言っています。私、現地に行って調べてみますと、その金武湾にはアメリカのガルフ石油その他日本の石油会社も進出しておりまして、あそこに大きな石油基地をつくら

うとしてゐる。さらにまた、沖繩にはアルミ産業も進出してゐる。石油、アルミ産業というのは公害企業の典型的なものです。そういうものが行つて、今後の沖繩の開発というものが県民のしあわせの方向でできるだろうか、私は疑問に思ひますけれども、その点についての小田さんの御意見も伺いたいと思ひます。

○公述人(安江洋吉) 専門家じゃないので、御満足のいく御返事ができるかどうかわかりませんが、その辺をかんべん願ひたい。

施政権の問題は、施政権が返還されたので裁判権、人事権に関する問題は今度の法案の中に隠されてゐる。だから、裁判権、人事権に関する問題で、非常な不安を持つておるんじゃないでしょうか。それから、地域の防衛に對しまして、とにかく沖繩の百万県民が二十六年間も戦争中であつて、いわゆる、ほんとうに半分捕虜の状態に置かれてゐるのであります。それから自衛隊が沖繩に進出するというところは恐怖感を持つてのじゃないでしょうか。これはなぜならば、先ほど申されましたとおり、旧自衛隊が沖繩において、目に余る暴虐をやつた。これに對しては真からこわがておるというところです。だから、いかに水が枯渴してのどが乾いても自衛の水は飲まないと言つてゐるんです。そこまで追い詰められたということを考へていただければ、非常に私はいひ御発言をなさつたと思ひます。それをどういふふうにするかというところは、これから参議院の皆さんでよろしく審議をいただいて、沖繩県民の恐怖を招くということ。自衛隊の進出がやはり將來戦争につながる、進出は基地の拡大である、もう戦争はこりごりだ、こわいこわいで、沖繩県民にしみ込んでおりますから、この辺でよく勘案していただいて、この自衛隊の問題に對しては、沖繩としては絶対反対だ。一部の人は歓迎するでしようけれども、しかし大多数は恐怖を感じてゐる。これは戦争につながる一つの条件を含んでいるからではないでしようか。安保条約の改悪にはなつておりませんが、沖繩返還の問題は、いわゆる事前協議という

ものがある。事前に協議を申し込まれるならば、アメリカの意思を尊重して、イエスもあるしノーもある。やはりこれは協定がしっかりあれされれば、間は、そういう問題の不安は非常に多いんじゃないでしようか。向こうから申し入れられて、それをできるだけ尊重してするというのが日本政府の態度である。それならば、いろんな問題があるというところで非常な不安を持つてゐる。だから今度の返還についても、あらゆるものがいままでの状態で、なおそれよりも一つ圧力が加つたような返還になるんじゃないか。こういうところに沖繩県民が非常な不安を持つてゐる。先ほど屋良主席が一つの建議書を持つてきたけれども、それが没取になつてゐる。どういふ建議書であるかは、ご不満もあるでしよう。そういう審議されない、見てもくれないというところは、そこに不信と不満が大きくなつてくる。だから、沖繩の解決問題は、非常にむずかしい。一応は何とか片づけてみても、やはりまたどこからか出てくるだろうという感じを持つておられます。

○公述人(金子二郎君) 先ほど申しましたように、單的に言つて、私の理解する限りにおきまして、今度の協定は、沖繩は日本に返すべきだ、沖繩県民は日本人の中に返すべきだとアメリカが考へたゆえにできたんじゃないかと、むしろ反対であつて、アメリカの極東防衛の肩がわりを日本がする。そのためにアメリカが沖繩の施政権を返したというふうには私は受け取りません。御承知のように、いまアメリカは国内の事情がありますけれども、世界のあつちこちで、いわゆる防衛肩がわりというのを教へておられます。で、あるところにおいては防衛分担金を出させたり、あるところでは基地の変更があつたりしておりますが、私は、これはアメリカ側から言へば、沖繩を日本に返したというところは、極東防衛の一端を日本に負わしたというふうなことだと思ひます。共同国の信頼関係とか、アメリカの好意だと言われ

ますけれども、従来、国際関係というものは、なるほど外交交渉の上では長年の友情によつてとか何とかの好意によつてとは聞きますけれども、しかし、国際関係を決定するものは、それぞれの国、それぞれの民族における、いわゆるナショナル・インタレストといわれるもの、具体的には、いまのはなほだ遺憾な形、その内容的には、力の関係だと私は理解いたします。そういうもので決定されるんで、文書の上ではなるほど信頼、国益といひますけれども、日本人は好きだから、日本人がよく働いたからお礼に返してやろうという形が出てくる筋合いのものではないと思ひます。もともとそういう返還であればこそ、この協定から始まつて、この関係法案でも出てきますが、これはなるほど使われなかつた基地を返すことはありますけれども、これはアメリカからいつてみても、返したほうが安上がりでいいに違ひない。ところが全体としての沖繩の基地の機能というものは、変更はないという保証をアメリカは取りつけてゐるようです。アメリカ国会あたりのものを見ましても、権威筋の人たちの書くものを拝見しても、一樣にそのことを強調しております。沖繩の基地の機能はだいたい落ちたけれども、しかし、日本とこのアメリカとのフレンドシップによつて譲つてくれたという言ひ方はだれもしておりません。沖繩は決して基地の機能を落としてはいない。結局、アジアにおいて、日本人に戦わせるといふことがございします。それに見合ふような形でいくから、こういう問題が出てくるわけなんです。この関係法案も、重ねて失礼なことを言つてゐるんですけれども、これも一つずつ言つてみたところでどうにもならない。そこで施政権が返つてくる、さつき申しましたように、アメリカ政府のかかりに日本の民政府みたいなものができるといふ形が一番理解しやすいような気がいたします。さあ、そうしてきたときに、施政権が日本に來たということになる、大企業が工場を求めて沖繩へ進出すること、は、いまよりだいいややりやすくなりましよう。それは、また、日本が施政権を持つてゐるんだ

から、ひどくおくられているところへ補助金を出したりして、いわゆる景気振興することも、あるいは可能になりましょう。しかし、補助金をもらって、それで地域なり国が立つに立ち直ったという例は、史上ないとはあえて申しませんけれども、これはほとんどあり得ないことだというの

は、国際的に見て、外国の軍事援助、経済援助に頼ってやっている国はいまでもあります。それは一体どういふ形の国になって、どういふふう動いているかというところはつきりする。なるほど補助金を出していろいろな施設をつくれば、いろいろなこともできましようけれども、それでは沖縄の復興にはならない。沖縄の復興というものは、沖縄社会に自力がついて、そうして経済的にも自立し得る力を持つようになることなんです。いまのような、ああいう軍事基地一ぱいのところで経済復興をやろうと思ってもできない。それをちょっとの補助金をやっても、何かやったように見せていては、ちっとも沖縄のためにならないと思います。はなはだ痛しうすけれども、にもかかわらず、何でもいから沖縄を早く返してほしいというのがみんなの念願に違いないけれども、これははなはだぶしつけないことを申し失礼ですが、それにつけ込んで、さっきも言いましたように、これから世界の情勢は刻々に動いていってあります。沖縄の軍事基地は、これから極東の情勢がいよいよ動いていく中で、どういふふう作用していくのか。わざわざ自衛隊などを送り込んで、さっきも言ったかとおっしゃいましたように、あそここの国土防衛というのは、一体何に備えて国土防衛をするんですか。沖縄まで出かけていって、あそこ自衛隊を置くということは、必然的にアメリカの防衛力の助つたことになっていくことなんでしょう。そういう状態をつくり出して、さて、台湾が解放され、インドシナはおさまり、インドネシア半島も何とかおさまってきた状態になって、日本はあそこまで出かけていって、アメリカの片棒をかついていよう状態をここでつくり出して、沖縄の福祉につながることは私には理解できないというのを申し上げたつもりでございます。

○公述人(小田悦雄君) たいへんむずかしい御指摘をいただいたわけですが、私は、先ほど申し上げましたように、沖縄の現地についてつぶさに、たとえばこれは農業がはたして適地であるのかどうか、あるいは工業を誘致するためにどういふ地域にそれを設定したらいいのか、その辺のことはよくわかりませんので、たいへん失礼ながら一般的な論を申し上げたわけでございますが、かりに私の町に基地があった場合にはどうだろうかというのを私はいつも考えるわけでございます。私の町は、一万三千人ほどの人口でございます。約七五%が山でございます。先ほどこちらの方がおっしゃいましたが、おまに三河湾の国定公園として観光の資源を住民生活の資源として、公害企業は誘致しない。美しい自然こそ住民の資産であるという考え方で、その開発計画を進めておるわけでございます。沖縄は、私どものいわゆる恵まれた経済圏の中の一町、醤油、人口は横ばいで、いわゆる後進的な地域でございますが、そういう地域とは比べものにならないほど悪い条件を持っていらつしやうと思つて、特に基地の問題にいたしまして、基地のあるところはすべて一等地であるというようなことも事実なわけでございます。そういう面でも、やはり沖縄を開発していく前提は、基地を漸次縮小していくという基本がなければ、なかなか産業の振興というものは至難であらうということを考えるわけでございます。

なお、基地を漸次縮小していくんだという御見解については、私も新聞とかテレビなどの政府の答弁を伺いまして、それを信頼いたしておるわけでございます。従来、やはり基地の問題については、そうした前提で、今後日本に返つたら、なおそのような運動をぜひ展開してほしいものだと思つておるわけでございます。工業の誘致につきましても、やはり観光だけに

頼るのは、一つの地方自治体を運営する場合に、これは至難な問題だらうと思つて、したがって働く場所をつくるためには、公害を生まない企業の誘致を積極的に考えられていいんじゃないか、このように考えます。

○今泉正二君 私は一年生議員で、議員になりました。初めて——自民党は数が多いので順番が回つてまいりました。名古屋で歴史的に二・三分時間をおいたこととをまずお礼申し上げます。私は、「でいこの会」の副会長であられます安江さんの御意見、いろいろ傾聴に値いたしました。勉強になりました。賛成の部分のうんと大きなところを声を大にして強調したいと思つて、私は、沖縄はいつまでも人の力にたよらずに経済を自立して、自分たちで金をもうけ対抗していかねばいけないと思つております。超党派で、そして、観光ということに、私、九月、十月、十一月と自民党の中では新人議員、特に皆さま方がタレントという名前をつけておられます議員の中では、一番よく沖縄へ行つてまいりました。二十日近くいろいろ見てまいりました。自民党きらいな人にもうんと会いました。また逆の面の人にも会いました。私はまだ政治のことには身についておりませんので、一般の庶民の方のお気持ちに近いものを私自身も持つております。年数が多くなると、政治家としては非常に腕になつたり、敏腕にはなりますけれども、庶民感覚にうとくならないようなことを幾多のデーターで、私たちは、専門家の方を見ていて思うことしきりでございまして、これはわが党においてもしきりでございまして、私は、こういうにくまれ口をききながら、何を言いたいのかといふと、ハワイと非常によく似ております。沖縄は、野党の先生方も御承知のように、中部、北部はたいへんに観光になる要素がございます。私、ハワイと比べてみました。ハワイに私の友だちも大学の先生をやつたりしておるものがあります。ハワイは二十四余りの島の中の七つの島に人が住んでおります。沖縄は違つておりましたらおわびをいたしますが、私の

調べたところでは、七十二、三の島がございまして、人の住んでおるところが四十八です。そして、ハワイは五億ドルかせぐのに二十年かかつておりまして——私は、金のことを非常に気にするたちでございます。沖縄は三百万ドル程度でございます。観光財源のほうは、そして、十年の目標で一億二千万ドルに向かつていっているんですが、なかなかこれだけではないへんでございますから、政府がある程度を出さなければなりません。そして、安江先生がおっしゃつたように、エメラルドのような海、そして、マングの木、ハイビスカスの咲いているあの沖縄をそのままほつておくことはございせん。私もハワイには七回ばかり参りまして、変わったところを見ると、ワイキキの浜辺、真珠湾、パイナップル工場、無名戦士の墓、フラダンスのショー、火山、大体こんなところがメインイベントでございます。沖縄のほうには、中部の海岸の美しいところ、パイナップ工場、古来の芸能舞踊、空手、びんがたの見学。それから、おっしゃつたように、戦争は——私も七人家族で六人死んでおります。自民党に入つておりまして、戦争なんか好きではありません。私は戦争は大きいです。自民党の人も全部きらいです。その中でも特に一番ひどく家族を痛めつけられておりますから、これは皆さまで同じ御意見です。戦争は私自身がイヤです。そして、野党の方々が自民党の方々とかわりばんこに政権の移行をしたらいなというのをテレビでも申し上げまして、栗林さんも一緒におられましたけれども、そういうふうにしていくところ、いいところはほとんどその政敵でも取り入れて、こつちの政敵のこともひとつ取り入れていただくという妥協点で政権は移動したほうがいい。観光問題と違つた話になりましたけれども、大賛成でございます。観光の問題でも、「でいこの会」の方々と私たちと、また沖縄の人々と、今後話し合いたいと思つております。しかし、私は質問をさせていただいたということと、観光の問題が一致したということは、感激し

ております。ありがとうございます。一言答弁をいただきます。その辺は完全に一致しているんです。たいへんけっこうなこと、そういう事態になりました。しかし、そこに大きな企業が入り込んで、沖縄の人がこき使われるというふうなことになるように十分配慮してもらいたい。その辺でございませう。

○公述人(安江洋君) 公述人の運用について座長に一言御要望申し上げます。公用地暫定使用の問題は、われわれは憲法違反の疑いがあるということで、国会の中で鋭く抵抗、追及するということで、御承知のとおりでございます。さて、公述人に質問を申し上げるときに、これは憲法三十一条違反ではない、二十九条違反ではないということを前提として質問をされたいというふうなことにしなければならぬ。そこで、議論をするというふうなことは絶対避けなければならぬ。かように考えております。こういうふうなことに座長において御留意されたいように御要望を申し上げます。

○森勝治君 時間が来たようでありませうから、かいつまんで一点だけ小田さんに御質問をしたいと思っております。小田さんは、先ほど御紹介になりましたように、地方行政の第一線に立たれて、まことに御苦労さまでございます。そういう立場で、それに伴って質問をしたいと思っております。あなたが後段で言われたことの中に、私だけが先頭に立ちたいと思つても、町の人がついてきてくれないければ何にもならないというおことがありました。そこで、私はそういう点から御質問させていただきます。先ほど安江さんがはるかふるさとの沖縄に対する望郷の念にからみながら、切々たる沖縄の声を述べられました。私は感銘深く聞いておつたのであります。この沖縄の、いわば琉球政府の代表をする屋良さんが琉球政府の建白書なるものを持って上京いたしました。御承知のよう

に、羽田についたそのとたんに、この沖縄の心をじゅうりんして、自民党は衆議院で強行採決はしないと言いがらしてしまつたのは御承知のとおりです。屋良さんは全くやるせない思いで、あの翌日の新聞も、おそらくあなたも地方行政の頂点に立つておられる方でありませうから、おそらく思いを同じくされたのじゃないかと思つた。この沖縄の建白書なるものは、いわゆる沖縄の心、県民の心を具体的に政治の場に反映していただきたいというところで出されてきたわけでありませう。時間がありませんから、ここでこの内容についてつぶさに説明することはできません。しかし、ほんとうに沖縄の心を心とし、日本の平和、世界の平和を考へるならば、この沖縄の人々を代表する建白書を政府は読み、そして、中で取るべきものは取るというふうにするのが国政のあり方だと思つた。こういう沖縄の心を無視したやり方は、あなたの意向を携へて会に参つた場合に、そういうことを言つた場合に支持しないというところで大上段にかぶられたのであります。そういう立場になつたときに、あなたはこの町の先頭に立ち、あなたは、そして町の人々は、どういう気持ちになられるでしょうか、その点についてお伺いします。

○公述人(小田悦雄君) それぞれ地域、県民の意思を建白書に盛られて、主席が持つてこられた。その前に国会はすでに審議が終つてしまつたという点で、私がこの立場になりました。さぞかし残念であつたろうと思つた。しかし、国会の審議を一方的に打ち切つたとかどうかということにつきましても、いろいろな事情もあり得るでしょうから、私はわかりませうけれども、それぞれの意思を携へて持つてこられたのが間に合わなかつたということは、間に合つていただけなかつたということ、やはり主席として、代表として残念なことであつたらうと思つた。

○回長(鈴木幸弘君) 以上で午前中の質疑は終了いたします。この際、一言公述人の方々に申し上げます。本日は、長時間にわたり終始貴重な御意見をお述べいただき感謝にたえません。本委員会における今後の審査の上に多大の参考となりましたことを厚くお礼申し上げます。それでは午後一時三十分まで休憩をいたします。

〔午後一時三十分開会〕
○回長(鈴木幸弘君) 休憩に引き続き、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会古屋公聴会を再開いたします。まず、今日の午後御意見を承ります公述人の方々を御紹介申し上げます。愛知同盟会長朝見清道君、元教員戸田正子君、弁護士安藤巖君、小牧市議会副議長栗木栄三君。公述人の皆さんには御多忙中のところ御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。次に、会議の進め方につきまして申し上げます。時間の関係上、御開陳の時間は、お一人当たり十五分以内といたしますのでよろしくお願いいたします。それから、御意見を承りましたあとで、委員から御質問申し上げます。その折はなるべく簡明にお答えをお願い申し上げます。なお、今日の趣旨は皆さん方からの御意見を拝聴いたしますことにありますので、私どもに対する御質疑は恐縮ながら御遠慮願いたいと存じますので、あらかじめ御了承願ひておきます。

○公述人(朝見清道君) 朝見でございます。私は労働者の立場から、率直に関連法案に対する意見を述べたいと思つた。二十六年間に及びます異民族の支配下に苦しんでまいりました沖縄の返還は、日本国民の心からの悲願でありました。この二十六年間、人権がじゅうりんされ、あるいは財産権が無視され、ほんとうに苦しみと連続したと思つた。この沖縄を日本に返してやりたい、この悲願の求めているものは何かと言いますと、それは抜ききり完全な土着の復讐であらうと思つた。鉄かぶと軍服の復讐ではなくて、ほんとうに平服の復讐を国民は求めていると思つた。また、平服の中身は日本憲法に照らしまして、あくまでも疑念のない、憲法に完全に合致したものを求めておると思つた。その根幹をなすものは、私は何と申しても、巨大な米軍基地を取り除くかどうか、ここに問題の焦点がはばかれてゐると思つた。しかしながら、このような立場で今回の返還問題を国会の論議等を通じて見てまいりますと、私どもが求めておりました復讐の内容とはほど遠いものがあると思つた。それはあくまでもアメリカの極東戦略基地としての役割や機能をそのままにしたものでありまして、こぼりが過ぎるかも知れませんが、実質的には完全な復讐、完全な返還ではないかと思つた。そのような意味におきまして、私は半復讐、半返還のような実態を伴います関係法案は、直ちに撤回をされまして、文字どおり憲法に基づき新しい法案が提出をされて、日本国民が心から喜びあえる復讐、返還が実現することを心から期待をいたし、また、強く主張をいたしたいと思つたのでございませう。また、巨大な基地をそのままにして、真の平和な沖縄県民の生活や、あるいはまた沖縄の開港ができると思いません。沖縄問題の焦点は、まさに軍事基地をいかにして撤去するか、先ほど申しましたように、その一点にかかつておると思つた。したがって、先ほどから申し上げてお

るものであります。先ほどから申し上げてお

るものであります。先ほどから申し上げてお

るものであります。先ほどから申し上げてお

りますように、私は、公用地等関連法案、その他諸法案が完全本土並みを最低とする、憲法に合致した法案に改められるようお願いをいたしたいと思ひます。

以上のような基本的な考え方に基づいて、私、二、三意見を述べさせていただきます。

第一は、公用地暫定使用に関する法律案でございますが、何と言いましても、占領という暴力事態の中で接収された用地を一片の告示で何ら所有権者に返すことなく、五年間引き続き使用ができる。しかも、その内容は本質的に占領接収の継続的なものであると思われるのでございす。また、五年間たったあととはどのようなのか、このことについてすら明らかでございせん。しかも、使用目的、あるいはまた、基地の内容等も明らかにされておられません。巨大な基地、特殊部隊、核不安、いずれ一つをとりましたも、返還協定の中に、この関連法案を通じて、そうした法律的問題というものが現在の基地を追認する。ここに焦点がおかれておられることは非常に大きな問題であると思ひます。また、自衛隊にも同様の使用を認めておられますけれども、自衛隊はもし使用するといたしまして、それは長期使用でありまして継続使用——暫定使用ではございせん。これらのことにつきましては、もう私が申し上げるまでもなしに、本土の国内法関係との大きな違いがあらわれておるのでございす。すなわち、日米安保条約に基づく地位協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法等を見ましても、同附則第二項で六カ月以内とされておりますけれども、今回の場合には簡単に五カ年間と規定されておるのであります。また、現在の土地収用法では、国防分を土地収用の公共事業でまかなっていることは申し上げるまでもないところでございす。したがって、自衛隊は本土と違つて、沖縄においていかなる権限をもつて使用をするのか。日本の憲法から照らしても、私は大きな問題があると思ひます。このように本土の諸法規に合致しないばかりでなく、憲法に規定いたして

おります平等、あるいは財産権の擁護、これらの問題に相反する内容を多く含んでいると思ひのでございます。したがって、私は、今回出されております法律案は直ちに撤回をされまして、新たにもしつくることいたしますならば、公用地を対象にした法案と、軍事基地を問題にした法案と、法案自体が分離されなければならないと思ひます。

次に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案の中で、特に問題になると思ひますのは、百三十一條に規定されておりますボイス・オブ・アメリカ中継局の放送の問題があらうかと思ひます。しかも、これは五カ年間の期間、電波法の除外措置がなされております。返還協定におきまして、衆参を通じて私ども拝聴いたしますと、この放送局の問題は非常に大きな問題になっておるのでございすけれども、私は、あくまでもこの関連法案におきましては、日本の電波法の枠内に規制をする。このことを明らかにすることが大切ではないかと思ひます。極東の平和、あるいは新しい今日の段階におきまして、アジアにおきまして日本の平和の姿勢、こういふものからいたしまして、これは厳格に日本の電波法の中に組み込まなければならないと思ひのでございます。

次に、沖縄振興開発特別措置法の中でのございす。時間関係でございす。五十二條で開発審議会の設置等が定められております。あるいはまた、五十三條で審議会の組織等が定められております。私は、沖縄の新しい開発はどのような立場で進められていくべきか、これはあくまでも平和に徹した住民本位、庶民本位、市民本位のものでなければならぬと思ひます。したがって、この審議会の中には明確に勤労者を代表いたします労働者の代表が参加する、このことが明らかにされまするよう心からお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、沖縄の円とドルの交換の問題でございすけれども、十月九日に緊急設定が行なわれておりますけれども、実際的に、それ以後の今日のな問題について、何ら解決の方途を示してないと思ひます。したがって、私は、沖縄県民に重大な経済的な影響を持ちます円とドル問題につきましましては、三百六十円のレートで、沖縄県民の円の切りかえを行なうべきではないか。このことは、政府が責任をもつて行なう措置を明らかにされまして、直面しております経済的な不安を解消されるよう心からお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、私は沖縄県民の豊かな生活を実現する積極的な具体策を心から切望いたすのでございす。したがって、特段の政府施策の積極的な対策を心から願ひをいたしたいと思ひます。沖縄におきまして雇用の確保、安定、これはゆるがせにすることのできない緊急的な課題ではないかと思ひます。さらにまた、二番目といたしまして生活関連社会資本の充実でございす。聞くところによりますと、小・中学校の校舍等の基準面積を見ましても、本土は九五％、沖縄は六九％といわれております。あるいは医療問題等を見ましても、人口十万人当たり病床数で、本土は千二百、沖縄は七百といわれております。医療の面から見ましても、社会資本が、生活に關連する面から見ましても、きわめて大きな差があると言わざるを得ません。これらにつきましては、文字どおり日本の全力を沖縄の生活向上、豊かな暮らしのことに注いでいただきたいと思ひます。

時間がまいりましたので、私は最後にお願ひしたいのでございす。参議院は良識の府といひまして、アメリカの関連法案に対します要請、圧力から独立をしていただきまして、そして、真に沖縄県民の心を心とした日本の法案を策定していただきたいと思ひます。アメリカは関連法案が通らなければ沖縄返還をしないというようなことが、新聞等で報道されております。私は、このようなことは日本に対する大いなる侮辱であり、言語道断として、許すべからざる態度であると思ひます。いまこそ、日本の参議院が、先ほど申し上げましたように、良識の府としての立場をはっきり確立し、その權威を内外に明らかにしていただきたい。このことを強く切望いたします。さらに琉球政府から出されております要請や、多くの意見がございす。どうか現地沖縄県民の心に基づいて、その要請、意見を取り入れた、ほんとうに国民が心の底から喜びあえる沖縄復帰、返還がなされるように心からお願ひをいたしまして、私の意見を終わりたいと思ひます。

○議長(鈴木三郎) どうもありがとうございます。次に、戸田公述人にお願ひいたします。

○公述人(戸田正子君) 戸田でございます。私は国民の一人として、また、主婦として、このたびの沖縄臨時国会と言われます国会の最も重要な案件を審議しておられます委員会、公述の機会をお与えくださいましたことを光榮に存じます。と同時に、責任の重大さを痛感いたして居るのでございす。

沖縄の施政権返還は、百万の沖縄県民をはじめとして、一億国民の長年にわたる宿願でございす。一昨年の十一月、日米首脳会談におきましてその基本合意が成立し、本年六月十七日に沖縄返還協定の調印の運びに至ったことは、戦後の歴代内閣、特に佐藤総理の長年にわたる御苦心と御努力の結果であり、また、古今東西に先例のない、戦争で失われた国土が平和のうちに返還されるということは、日米兩國の相互信頼、友好協力の賜物と存じまして、深く敬意を表し、心からお喜びを申し上げますと同時に、関係法案の立法化促進をお願い申し上げます。返還の日一日も早くからんことを祈念いたし、返還賛成の立場に立って申し上げさせていただきます。

私は、昭和六年より昭和三十三年まで公立学校に職を奉じ、戦前、戦中、戦後を通じて国民教育に従事し、退職後は愛知県婦人教育指導員、法務省特殊面接委員、警察署青少年輔導委員、民生児童委員等の委嘱を受けまして、社会教育、青少年

健全育成に努力を尽してまいった者でございます。したがって、私のささやかな経験を通して、教育問題についてこれから述べさせていただきます。敗戦直後は、本土におきましても教育の場も数多くの苦難がございました。戦時中食糧増産のために掘り起こし、一面の畑地となっていた運動場の整備に、あるときは二キロぐらい離れた河原から川砂を風呂敷に包んで、いたいけな低学年生が両手にぶらさげ、アリの行列式に炎天の下を歩いて運動場に運びました。私もともに、生徒よりは大きい袋を持っていたしました。現在の繁栄下の本土におきましては、ほんとうにほんとうだったかしらと思うような姿でございました。トラックももちろんございません。オート三輪もございません。リヤカーといえ、タイヤはつぎはぎだらけのリヤカーでございます。そのリヤカーを引っぱるのは高学年の生徒、私はその姿をいまはつきりととぶたに焼きつけております。また、集団疎開地先より帰校いたしました際に校舎の焼失としております学校は、二、三校が集まりまして、焼け残った学校で学び、教育をいたしました。そして、二部式授業はむろんのこと、みんなががんばりまして、とにかく立ち上がらなければというところで、学習に、また、体育にと励んだわけでございます。教育内容の一大変革では、教師も児童も父母も力をあわせて苦難の道を歩みました。詳細は皆さま先刻御承知でしょうから省略させていただきますが、軍政下でございましてから当時を思い起こしますと、りつ然たる思いでございます。しかし、軍政下とは申せ、民族、国家、言語をひとしくし、長い歴史と独特の文化と伝統を持つ誇りをおかして、熱々と努力をいたしてまいりました。特に沖縄におかれましては、異民族の支配下で二十六年もの長期にわたる苦難の道を歩み続けてこられましたことを思います。目がしらが熱くなつて、胸に迫ってまいります。私は、いまだ沖縄を訪れたこともなく、はなはだおがましいとは思

います。現段階で私なりに把握いたしておりますが、復旧後の沖縄の教育問題について述べさせていただきます。

第一に、沖縄は本土に比し、教育施設、教育設備が劣っております。本土との格差がかなり大きいこととございまして、愛情ある施策のもとに、できる限り早期に本土の標準並みに整備しておく必要があるのではないかと考えます。

第二に、教育行政制度につきまして、沖縄では教育委員は公選制をとっていることとございしますが、復帰後本土並みとなれば、任命制をとることになるのではないかと考えます。しかし、沖縄では教職員の方々が反対をしておられることとありますが、本土ではすでに公選制を経験して、昭和三十一年より任命制となり、以来今日に至っております。国民の良識にささえられて、着々と定着いたし、教育正常化の道を歩んでおりますので、復帰の際には、教育が国民の共通の課題であることにかんがみ、すみやかに本土と同様にすべきであると考えます。

第三に、沖縄は往時南方ルートの本土輸入の門戸でありました関係上、数多くの特色ある文化財があると聞いております。戦災で多くを失ったと聞いておりますが、幸いにも戦災を免れた文化財の保全につとめられ、無形文化財の保護等に力をいたし、沖縄における特色ある文化の発展を助長すべきだと考えます。

第四に、学校給食につきましては、本土におきましては、戦後あの食糧難の際、ユニセフ物資、ラ物物資などの援助のもとに学校給食が実施され、最初は脱脂粉乳のみの給食でございましたが、その後小麦粉をいってパンが加わり、さらに副食物も加わり漸次形を整えてまいりました。ただいまでは小、中学校の完全給食にまで進み、児童生徒の体位の向上は著しく、一般家庭の食生活の改善等にその功績は顕著であります。とりわけ、どのような家庭の児童も、また教師も、ともにそろって同じ食事をするということは、戦前、戦中、昼食の時間となりますと、お弁

当箱を隠すようにして、食事をしなければならなかった児童をしばしば見かけたことを思うにつけ、何にもまして喜ばしく、有意義であると思えます。沖縄におきましても、学校給食物資におきましては、従来より米軍の物資援助もあり、実施されていると聞いておりますが、復帰のあかつきには、これにまさる国費の援助を行なって、本土と同様の学校給食の普及充実をはかり、児童生徒の体位の向上をはかることが肝要だと存じます。

第五に、沖縄の本土復帰という歴史的な機会を迎えるにあたって、教育委員会においてもこれを記念するともに、沖縄の復興をはかるためのいろいろの記念事業を行なうべきだと考えます。たとえば、復帰記念の特別の体育大会の開催や国立青年の家建設等も計画されていると聞いておりますが、そのほかユネスコホステルの整備、青少年団体の育成、婦人学級活動の振興など、諸種の事業を重点的に進展させるべきだと考えます。

第六に、社会教育の振興につきましては、国内研修生の皆さんとの話し合いによりまして、この問題についてはいまだ本土との格差は大きく、特に社会教育の場面に悩みがあるように聞いております。復帰後は社会教育の諸施策を推進するとともに、図書館、公民館等の施設を増設し、その内容の充実をはかることが肝要だと考えます。

以上、教育の刷新充実と郷土文化の振興と教育諸問題について申し上げていただきました。諸君が、最後に、教育は人である、人と人との触れ合いであり、血のかよった教育が望ましい。健全なる身体、健全なる精神、さらに深い教育愛の所有者であり、子弟同行、ともに進める、常に努力を積み重ねて前進する教職員こそ、真の教育者であると考えます。真の教育者の養成機関、現職教員の再教育法等につきましても、関係各位の深い御理解と善処方を切望いたします。教育の正常化、青少年の健全育成を目ざして、日本退職女教師連合会は、美しい日本に生まれた青少年子女が、よい日本人として、優れた世界人に育つよう、よい家庭をつくり、よい社会をつくるために、私たちは、かつて教壇に尽した力をいまだ一度さげることをお願いいたします。全国的な運動を展開いたしております。八十九才の会長さまに続けと、明治、大正、昭和の三代に生をうけ、三代に職を奉じた婦人が、それぞれのよさを出し合って学びあい、ささげること生きがいを見つけております。沖縄が復帰したらたくさんの方々が加わっていただけることを確信いたします。その日が一日も早く到来いたしますよう心より祈念いたしております。

関係法案の審議をすみやかに進めいただき、早期成立をはかり、沖縄返還の実現を期していただきますよう切望してやまない次第でございます。突然の御推薦を受け、力不足の身に加えまして、勉強不足で十分意を尽くすことができませんで失礼いたしました。これで終わらせていただきます。

○局長(鈴木幸弘君) どうもありがとうございます。次に、安藤公述人にお願いたします。○公述人(安藤君) 安藤でございます。私の意見が沖縄返還について審議されるにあたりまして参考にしていただけたということは、全く光栄に存じております。

まず初めに、私は、この沖縄返還問題について、基本的にどういふことを考えるべきかということをおし上げたいと思っております。三つあります。戦後二十六年間に及ぶ非常に長い間、アメリカ力による軍事優先の支配下にあった沖縄の県民の人たちが支配者から加えられた各種各様の損害に對しましては、あたたかい補償をすべきであるというところであります。それから二番目に、沖縄県民に対する差別的な取り扱いをなくすること、そして基本的人權の確立と、その回復をはかるべきであるということとであります。

軍事基地のない平和と民主主義の沖縄県を建設するように努力する決意を日本人として固める必要があるのではないかと、こういうことでござい

ます。こういう基本的な考え方に立ちまして、沖縄返還協定とこれに関連いたします七つの法案を見ますと、幾つかの重要な問題があるわけです。しかし、すべてにわたって詳細に申し上げる時間があります。また、私もすべてをこまかく検討したわけではございませんので、特徴的なところ、重点と思われるところだけを申し上げさせていただきます。

最初に申し上げました基本的な考え方のうちの補償の問題につきましては、アメリカに対する請求権を放棄するということは全く大反対であります。これは何らかの措置をとるべきであると思

います。もちろん法律的には、日本政府が請求権を放棄してしまふという日本政府の行為に対して、沖縄県民からの不法行為、もしくは国家賠償法に基づいて請求、あるいは特別立法による請求権の確保、こういうことが考えられると思いますが、そういうことを考えるべきであるというふうに思

います。審議の対象になっております沖縄返還に伴う特別措置に関する法律案について申し上げますと、これは私の専門であります裁判の効力の点について触れさせていただきますが、返還協定の五

条で民事裁判、刑事裁判双方ともこれは原則として効力を認めるというふうになっております。ところでこの法律案の四章「裁判の効力の承継等」

そのうちの第一節の民事関係について、これは行為が法律に違反しなければ効力を認めるといふことになっておりますけれども、当事者の申し立てがあれば、行為が法律に違反する違反しないを問

わす、やはり再裁判の道を認めるべきではないかというふうに考えます。それから第二節の刑事関係についてでございます。これは特に人権に關する点が重大でありますので、効力を認めるのはい

けないというふうに考えます。この裁判の効力をどういうふうにして認めるかというところは單なる技術的な問題ではなくて、返還の本質にかかわ

る問題であるというふうに伺います。まず、これまで沖縄におきましては、アメリカの民政府の裁判所に対して琉球政府の裁判所は従属した形にな

っております。たとえば琉球政府の裁判所で裁判をしようとしたところが、アメリカ民政府の裁判所へ移送しろということで移送されてしまったと

あるいはアメリカ民政府の裁判所で再審する、もう一ぺん調べ直すというふうなこともやられております。それから、アメリカの軍事上の目的の支配下では行なわれた裁判であるというものが基

本的にあるわけです。そして日本の刑法第五條のたてまえからいいますと、これは外国の判決の効力を認めておりません。こういう関係からい

まして、この刑事裁判の効力は認めるべきではない。そうでなければ憲法第十四條の「国民は、法の下に平等」、これに沖縄県民だけ差別的扱い

をするということになります。この点につきましては、さきの奄美群島協定方式というのを検討していただきたというふうに思います。日本弁護士連合会も、この裁判の効力の問題につきまして

は、これはことしの五月だったと思ひますけれども、先ほど私が申し上げましたような、大体そのような内容のことで要望書を日本政府当局に提出しておると思ひますので、御参考にしていただければと思ひます。

それから、この法律案の第八章の第十一節百四

十二條というところですが、労災保険の問題につ

きまして規定がございしますが、本土では労災保険

につきましてはその保険料率、それから計算の方

法というのとはちゃんと法律で定めてあります。

ところが、この法案では保険給付の額をすべて政

令に委任しております。こういう点からいいます

と、これは労働者の権利に対する手当てがおろ

そかではないかというふうに思ひます。

次に、沖縄における公用地等の暫定使用に關する

法律案についてでございますが、これは先ほど

も朝見さんがお触れになったことですけれども、

結局この法律案の趣旨は、アメリカの軍隊の使

っている土地——これはもちろんアメリカの軍事基

地です——それからアメリカの基地を引き続き自

衛隊が使用する土地、これは五年以内ということ

になつておりますけれども、まず五年間は使用する

ことができるということでありまして、そして、こ

の法律の施行によつて使用権限が発生してしまつ

たあとで、防衛施設庁長官にならうかと思ひんで

すが、その地主の人に通知すればいいんだとい

ふことであります。提案理由の説明によりまして、

空白期間ができるし、アメリカ軍に日本を防衛し

てもらつておるんだし、自衛隊が防衛するのが必

要だからということ、これは必要だと、たくさ

んの地主さんがおられるんではないか契約をする

というところは困難なので、やむを得ないという

ふうに申しておられたのを提案理由の説明書で私

見いたしました。これは全く軍事上の問題にの

み重点を置いて、沖縄県民の人権を無視する全

くかつてなことで、とんでもない差別待遇、財産

権に対する重大な侵害行為になるというふうに考

えます。佐藤総理大臣は本土並みということ言

つておられますけれども、これは本土並みではな

いわけでありまして、先ほどお触れになりました日

米安保条約とそれに伴う地位協定の実施に伴う土

地等の使用特別措置法、これによりまして九十日

以内の通知をして、六ヶ月以内の期間で一時使用

すると、この法律それ自体も問題でありますけれ

ども、これと比べまして、この法律案は本土並み

ではないというところがあると思ひます。それ

から、さらに本土では、自衛隊は土地取用法によ

つて使用する土地を取用してはおりません。強制的

に自衛隊が土地を使用することができるといふ法

律はないと思ひます。ところが、この法案は、沖

縄では強制的に軍用地として使用することができ

るようになるものであります。これは明らかに差

別でありまして憲法十四條の法のもとにおける平

等にも違反するし、二十九條の財産権の侵害とい

ふことにもなると思ひます。そして、本土並み

といふことは、沖縄にある軍事基地の機能、装

備、その規模、兵器の種類などからいいたします

と、この返還協定によつて、沖縄での状態が本土

にまで拡大されるんではないかと、そういう本土

の沖縄化ということが心配されておりますけれど

も、その状態につきまして、先ほど申し上げまし

たようなことが本土でも行なわれるわけではない

かという危惧の念さえ感ぜられるわけでありま

す。ところで、この法律案で私はおもしろいもの

をちょっと発見したんです。「権限を取得するま

の間の」ということになっておりますが、これは権

限がないことをまあ法律案自体が認めておるみた

いな感じがするわけですね。まあ思へば、沖縄は

あの一九四五年六月、アメリカ軍に占領されまし

た。激しい戦國でたくさん犠牲者を出しまし

た。そのときに沖縄の県民の人たちは銃剣で強制

収容所へ追い込まれておたわけです。で、アメ

リカ軍は勝つた軍隊ですから、占領して、そして、

そのついでに沖縄県民の土地を占領目的というこ

とで、占領行為として囲い込んでしまつた。それ

がずっと引き続いてきておる。そういう状態なの

で、やはりいま権限がないんで「権限を取得する

までの間」ということになるわけですが、これも、

権限のないのを承知の上で、結局、ことばは悪い

ですが、やらねばならぬというふうな引き続き

使用し続けて地主に返さない。しかも、この権限

のないのをこの法律案で正当化しようとする、と

いうことにならうかと思ひます。これでは沖縄県

の人たちにとっては、施政権を返還してからも

て、本土の人たちと一緒になるんだというふうな

意識はとうてい出てこないのではないかといい

うに思ひます。

次に、沖縄振興開発特別措置法案についてで

ございますけれども、これはその一条にりつぱな目

的が掲げてございまして、「住民の生活及び職業の

安定並びに福祉の向上に資する」ためだといふ

うになつております。ところで、最初に私が基本

的な点として申し上げました、沖縄県民の意思を

十分尊重するといふ配慮がなされておるのかどう

かというところを見ても、まず振興開発計画

の原案は県知事が作成するということになってお

ります。しかし、それを最終的に計画として決定

するのは内閣総理大臣になります。これではやはり住民自治の原則からはずれておいて、いま本土でも三割自治とか何とかいわれておりますけれども、中央集権的なものではないかと——これは立案、決定をやはり地元にかかせるべきではないか、そして、本土におきましていろいろの開發等にありまうに報告ということではないかというふうなことがあつた。それから、この内閣総理大臣が決定する際に審議会の意見を徴するということになっておりますが、この審議会の委員が二十五人ということになっております。ところが、そのうち過半数の十三人が、これは内閣総理大臣が任命します政府行政機関の職員であります。そして地元の関係者は、知事、市長あるいは県議会の議長さんを含めてわずか六名にすぎません。先ほども労働者の代表を入れるようにすべきだという御意見を拝聴いたしました。けれども、もつともだと思ひます。これは全く委員の数が逆ではないかというふうに思ひます。

それから、やはりこの法律案の中で「特定事業所の認定」というところがあります。十六条です。この認定の要件の内容によつて、結局この特定事業所というものの性格がきまつてくると思ひます。ところでこの法律案によりますと、認定の要件は政令で定めるといふふうになっております。やはりこれはこの法律の中できつちりと沖縄県民を代表する知事あるいは議会の代表者、あるいは労働者の人々を含めるといふふうにするべきではないか。この人々によつてこの認定の要件をきめるといふふうにするべきではないか。そういうことによりまして雇用促進の問題、あるいは公害を発生させるような企業は沖縄県に来てもらつては困るんだという具体的な要件が出てくるのではないかと考へます。これが最初に申し上げましたこの法律案の第一条の趣旨に合致すると思ひます。

結論をいたしまして、時間がありますのであれですが、冒頭に申し上げましたこの基本的な考

え方で、この沖縄返還協定並びに関連七法案というのを考へますときに、私が申し上げました基本的な考へ方を貫くためには、このものによつておる日米安全保障条約を廃棄することによつて、そして沖縄を全面的に返還してもらつてということによつて、初めてその基本的な考へ方が実現されるのではないかと考へます。それでこそ、これまで多年苦しみなめてこられた沖縄県民の人たちの意向に沿う返還ができるのではないかと考へるに思ひます。

以上簡単であります。私の陳述を終わります。○団長(鈴木幸弘君) どうもありがとうございます。次に、栗木公述人にお願ひいたします。沖縄

○公述人(栗木栄三君) 栗木でございます。沖縄返還の協定は、これに伴ひます諸法案に對し公述の機会を与えられたことを光榮に存じます。すでに多数の公述意見も述べられましたので、おもな点について素朴に意見を陳列したいと思ひます。

今日、全國民の願ひは沖縄を早く返してほしいということでありまふ。現在まで沖縄の返還ができておりまふもの、申すまでもなく冷戦な敗戦という事実にはかなりまふ。しかるに、沖縄が返つてくるといふめどつきましたことは、まことに喜びにたえないものがあります。しかしながら、協定は、この関係法律案の内容となつて、幾多のむずかしい問題があります。ともかく早く返してもらへ、復帰に伴う諸問題は国内法案によつて早急に処理していくことが基本態度として現実的ではないかと考へるのではあります。まず最初に、自衛隊の沖縄配備について触れてみたいと思ひます。沖縄の返還に伴う自衛隊の配備に關し、沖縄といふ本土も、ともにいろいろと議論されているようであります。日本の平和主義は、敗戦という貴重な体験を通じてつちかわれてきた國民的信念であります。この信念のもと

に、わが國の自衛隊は、國土と國民を守るため、われわれ國民の國をみずから守る氣魄を持つて今日まで整備されてまいりました。いわば、日本の日本人の自衛隊であつて、國民とともに歩むのもその一つであり、旧軍のそれとは全然本質を異にしてゐるものであります。また、政府は非核三原則を提示して今日に及んでおります。わが國は憲法のたてまえにより、他國に攻撃的な脅威を与えようとする防衛力は一切持たないものであります。から、アジア諸國を脅迫したり、中國との關係に悪影響を与えることとはないと考へられますので、まづもつて沖縄返還に伴う自衛隊の配備につきましては異議を申すものではありません。しかるに、世論におきましては米軍の肩がわりといった声が聞かれます。想像しますに沖縄が復帰したら六カ月以内に約三千二百名の自衛隊が陸、空、海、守りに当たり、一九七三年七月までに航空警戒管制組織の運用、防空ミサイル部隊の配備が行なわれ、總勢六千余名程度になるようであります。当初の三千二百名も陸上自衛隊千名、海上自衛隊六百七十名、航空自衛隊千四百名程度でありまして、当面は米軍に肩がわりするような数字でもなく、將來も米軍に肩がわりできるものでもありません。その他自衛隊は、國土防衛のかたわら県内の道路や橋の建設工事、爆発物の除去処理、山奥、離島などの診療、伝染病予防に当たります。また、台風、豪雨、地震、急病人などの災害が起これば、直ちにヘリコプター、艦艇、自動車に乗つて、人命救助、遭難等の捜索のほか、食糧、衣料、薬品等、緊急物資の輸送に当たります。まさに、縣民の生命と生活を守る自衛隊であり、復帰後の沖縄の民生安定に寄与するものが多くあります。しかるに、最近の琉球新報の世論調査によりますと、沖縄縣民の四七・四％が自衛隊の配備に反対しており、賛成はわずか一六・六％しかありません。沖縄縣民の過去に受けました戦争被害に對する反発とのみ本件を片づけることはできません。自衛隊の配備にあつては、國民の支持と理解が必要であり、一その啓蒙と宣伝を必要とす

るという意見を持つものであります。沖縄における米軍基地の使用についても本土同様、逐次、漸減する傾向をたどり、縮小も近きにあらうと考へます。日米安保条約上必要最小限となることを期待するものであります。さきに述べました沖縄駐在の自衛隊数は、本土の面積、人口の比率からして多きに失するの聲もあつますが、沖縄の沿革、離島による防衛地域の広大等により、必ずしも比率が高いとは申せません。この点よりいひましても、最初言つたように防衛グループを構成しなければもの役に立つとは考へられないという意見を持つものであります。防衛計画の立案にあたりましては、沖縄の特殊性を十二分に検討されまふべきであります。沖縄返還に伴う自衛隊の配備につきましては、必要最小限のものであることは識者も久しく御了承されてゐることと存じます。しかしながら、流動する國際情勢下にあつて、日本の自主防衛達成のため、沖縄のためいかなる工作が行なわれておりますのか、私は同様の見地から憂うるものであります。沖縄が返還されるという喜びの中に、しかも本土並みに沖縄が復元することとなりまふが、沖縄の地獄的存在からして、沖縄の守りにも、沖縄が安心して本土並みの生活と繁榮を期待できるような努力を重ねて望むものであります。さきに述べましたように、自衛隊は國民の繁榮とともに榮え、國民と暮らしをともにし、沖縄縣民とともに歩み出そうとしておるのであります。あたたくそれを迎へ入れることが、本土並みかと信じます。政府は、一その自衛隊のPRに努力すべきであります。反対多数のまゝの自衛隊の配備は何としても了解したいものがあります。また、國際世論は、わが國の自主防衛勢力に對し、軍國主義に復活するのではないかとという疑問をいだいてゐる國もあるといわれております。これは、わが國の高度經濟成長を続けている現状に對し、かつての日本の經濟成長と同一視したものといえらると思ひます。再び同じ道を選ぶのではない

かという危惧の念に発したものでありましよう。戦後の日本は平和国家であり、必要最小限の防衛力を保持して専守防衛に徹しているものであります。日本は軍事大国として、軍事的手段によって国際政治上の役割を果たす国ではありません。日本の目的はあくまで平和であり、平和を恒久的なものとするべく国際秩序の形成につとめております。沖縄県民の御理解を賜りますとともに、流動的な極東の情勢に対する施策に変わらぬことを祈念し、かつ、今後の沖縄の防衛に真剣に取り組まれますことを条件として、自衛隊の配備に賛意を表します。

次に、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案について述べます。戦後二十六年にわたる沖縄県民の御苦労に對しまして衷心より同情申し上げるものであります。沖縄祖国復帰の喜びの際にはまことに喜びがたいものがあろうかと察するものであります。そういふものを殺して、大義に奉仕する覚悟を持って御協力あらんことを切にお願いするものであります。公用地等の暫定使用は沖縄復帰に伴うまことにやむを得ない措置といわざるを得ません。これがため、この法の運用にあたっては、沖縄県民の心を解して、善処されることを念願しておるものであります。私は、万やむを得ないものとして賛成するものであります。この法案によって沖縄の復帰がかなつても、依然として自分の土地はどうなるのかという不満を持つ地主もおられることと思ひます。政府としても不必要なものは早急に返却し、必要最小限のもので効率を上げることとを考慮するとともに、借料その他についても納得のいく妥当な施策を求めるといふ意見を持つものであります。もし土地所有者の御協力がなければ、沖縄返還の大業も挫折を招き、なりがたいものがあると考えます。法案は、わが国を含む極東における国際的平和安全のために必要であり、日米安全保障体制は絶対欠かすことができません。また、他方、米軍が撤退した後は日本側に返還され、自衛隊が配備されることとなりますが、復帰後の沖縄の防衛責任義務はわが国の負うものであり、本土同様自衛隊による極地防衛、民生協力、災害救助が重視される

す。これらの措置を欠くときは無防備となり、そのまま済ましておられません。私は、国の要望はよく知るものであります。運用にあたりましては地主の要望をよく聞いてやっていただきたいのであります。聞くところによれば、地主の方々も三万数千人にも及び、そのうちには相当数の所在不明者、海外移住者があり、現に沖縄はわが国の施政圏外にあるということです。法案第二条において、使用期間は五年をこえないということとなつております。地方自治体におきましても、かような土地の事案処理においても数年も要するといふ経験を私は持つております。前述のようなど等からしても五年以内に処理することはたいへんな仕事といえます。住民の気持ちは一年でも二年でも短くしてくれよう望んでおります。事案の処理にあたりましては、住民の気持ちをよくわきまえて、処理されることを望みます。小笠原群島の返還のように、当局は五年と踏み切つたものと考えられますが、沖縄のほうは全く事情を異にしているものであります。沖縄の持つ特殊性、戦後より現時点に至るまでの住民感情、返還に伴う国際関係、流動下にある極東情勢による米軍基地縮小と、まことに多岐にわたるものがあります。どうか皆さんにおいて地元沖縄の住民の心の中を察して、本土における社会施設、公共施設などは若干別個の政策のあることを念頭に、処理を尽くして住民と接し、善処されることを重ねて要望し、本案に賛成するものであります。

○田長（鈴木亨弘君） どうもありがとうございます。

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。これより公述人に対する質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。

○森勝治君 皆さま御苦労さまです。おそれ入りますが、皆さまに一点ずつお伺いしたいと思ひます。

最初、朝見さんにお伺いしてみたいと思ひますが、朝見さんが言及されましたVOAの問題についてお伺いしてみたいと思ひます。

御承知のようにNHKの電波が三十三波ありますけれども、このVOAは七十波お持ちです。それから一千キロワットの強力な電力を出しますか

ら、うちが倒れた、あるいはチャンバラ映画の途中で英語のことが飛び出すとか、その他テレビ塔が焼けたとか、たくさん弊害があるわけでありまして、こういう点についても、沖縄の皆さんは非常に懸念を持つておられるわけであり。あなたが主張されましたVOAの問題に對処するためには、電波法のワク内にすべきだということは当然であらうと思ひますが、あなたの説のように電波法のワク内でやりますと、当然これはVOAはたとえ五年間でも継続使用まかりならぬということに相なるわけでございます。この辺が、最初佐藤総理、外務大臣、郵政大臣と強気でございましたが、最後はアメリカに押された悲しむべき日本外交のなれのはてと断ぜざるを得ない情勢でございまして、若干お断わりをいたしましたように、ともすればVOA等は、せつなく雪どけになりましたアジアの安寧といふものを、特に日中関係の国交回復の妨げになるような気がするわけでありまして、あなたはこの点について、もし御意見が朝見さんにお伺いの一点でございます。このことが

それから、戸田さんにお伺いしたいのは、教育の大家がそうでございますが、教育の問題についてお伺いしたいんです。異民族の支配の下で戦後二十数年沖縄の皆さんが一致協力を目ざされたことは、あなたの従来御承知のとおりだと思ひます。また、あなたの御説明の中で、本土で教育委員が任命制になったから、沖縄も任命制がよろうと端的に主張されておりますけれども、それは、本土が任命制になったから、沖縄も右へならえ、これが沖縄の本土並みだという、それだけの理由なんですか。ほかにもう御理由があるならば、この際ひとつ、この点を

つまびらかにしていただきたいと存じます。次に、安藤さんへのお伺いは、私がVOAの問題で朝見さんにお伺いした中で若干触れましたが、初め佐藤内閣は、この本件に関する対米問題については非常に強硬だと世評取りました。それはあなたも御承知のとおりです。ところがアメリカにだんだん押されて、いま朝見さん話にもありました土地収用の問題、いま朝見さんから出されましたVOAの問題にいたしまして

も、明らかにアメリカに押されたことは、だれが見ても否定すべくありません。したがって、こういう一連の姿を見ますと、口で非常に強いことを言つても、国民に向かつては佐藤内閣は強いことを言ひけれども、事、アメリカに関する限りは逆に押される、こういう姿を見ますと、どうもわれわれは対米従属外交の最も悲しむべき姿が露呈されているような気がしてなりませんので、この点ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思ひのでございます。

最後に、栗本さんにお伺いいたしますが、あなたの前段で申し上げました自衛隊は、米軍の肩がわりだといふやからがいろいろありますが、それは間違ひだといふ話で、自衛隊は決して米軍の肩がわりでないといふ強調されましたが、肩がわりではないといふ的確な論旨といふものを残念ながら伺ひ知る余地もございませんでしたので、この点についてお話しをいただければ幸いと存じます。以上お願いいたします。

○公述人（朝見清道君） 私は、VOAは全く謀略放送であつて、基本的には直ちに取りやめるべきだと、しかし、これは現実の問題とすると、協定は衆議院を通り、今参議院を通るといふ新聞報道があるわけ。だから、私は具体的な問題としては、設備はあると、しかし、実際に放送はできない。こういうことをやれば日本の国内法に入られて、建物はあるけれども放送はできないということ最低として参議院の審議を通じて実現していただきたい。こういうふうに思ひます。

なお、この際一言申し上げますと、私は、沖縄には自然の台風が襲うわけですが、防衛をする、守る設備だとか、いろいろなことをすると思ひますが、政治の台風を断じて送つてはならぬ、このことだけははっきりしたてまえで、やはり沖縄には、さつきの若葉かおるそよ風を日本の政治が送ると、それ以外の障害になるものはやはり排除してもらいたい。こういう考えであります。

○公述人（戸田正子君） お答えを申し上げます。実は、核抜き本土並みであるから、右へならえでも何もかも本土のとおりという、そういう心ぐみで私は申し上げたわけではございません。私、公選制の

施されておりました。当時教職員でございまして、私の個人的な体験からひとつ申し上げてみたいと思つてございまして、当時私は、愛知県の中都市の一教員でございまして、一学区に二名の立候補なさいました方がございまして、しかも、それは学区を同じくする中学校の育友会長と、学区を同じくする小学校のPTA会長とが立候補したわけでございまして、学区の父兄は、中学にも子供をあげておられ、小学にもおつておると。たまたま、私は当時は小学校の教員でございまして、その場合、選挙が初めてのことでございまして、何かものすごい過をまきまして、幸いにもお二人とも御当選なさいましたので、まあまあではございましてたけれども、他学区におきましては落選なさつた方もあり、選挙の余波があつたとしこりとなつて残つたことを記憶しておりました。当時就任された方が四年の任期を終えられました際に、この次は公選制になつたわけでございまして、市長の御推薦により市議会の承認を得られて、また引き続きお二人とも教育委員を拝命されました。以後十五年も経過しておりますので、お一人の方は、もうすでに御他界なさいましたので、もう一人の方は、一名の方は現在でも、教育界の方でございまして、引継ぎ教育委員としておつていただけたわけでございまして、が、当時、私の町などでは、先ほど申し上げましたように非常にあつた、ほんとに昭和二十一年、二年当時は学校教育の姿であつたわけでございまして、非常に教育が振興されてまいりました、ただいまでは、どつちの学校も建物に申すに及ばず、内容も充実してまいりましたし、また、教職員の先生方も、私もいろいろほかのお仕事の関係もありまして、現場の先生方とお話し合ひをさせていただくこともございまして、別に、官僚的だとか、非常に教師は苦しいとか、明らかにやりにくいかといふようなことは少しも伺ひません。当時私は、教員組合の婦人部長をいたしておりましたので、選挙といふことになりまして、身の細る思いでございまして、それから、公選制が廃止になりましたやれやれといふ思いでございまして。なお私ごとで恐縮でござ

いですが、退職いたしました際には、もう新しい公選制になつてからでございまして、教育長がじゅんじゅんと教育界の現状を訴えられた。私は四十四歳で退職いたしました。父兄の方などから、まだまだ惜しいじゃないか、なぜもつとやつてくれないかといふことを聞いたわけではございまして、後進に道を譲つてほしいという教育長からのお話があつたために、私は家庭的にもそれほど苦しいこともございまして、退職したんでございまして、何かしら人事権なども非常に官僚的になつて、むづかしくなるんじゃないかといふような問題がすいぶん沖縄では出ていゝるというふうな問題が承つておりますが、私の個人的な経験でございまして、決して公選制で進まなきゃならないというものではないと思つてございまして。しかし、本土がこうだから、こうすくなれといふ、右へならえといふような意思は毛頭持つておりません。あくまでも現場の先生方、また、沖縄の御父兄の皆さま方の御意思を十分くみ上げていただいて、そうしてお話し合ひの上で本土のようになつていかれたらいいじゃないかと思つてございまして。

○公選人(安藤巖蔵) 答えをいたします。
問題が具体的ではございせんので、ちょっと困るんですが、佐藤総理大臣を含む佐藤自民党政府は対米外交の関連では国民に対して強気だが、しかし、アメリカに対しては従属的ではないかといふお話ですが、これはアメリカに向かつていろいろ交渉されるにつれて弱気であつて、国民に対して調子のいいことを言つておるといふのが実態ではないかと思ふんです。国民に対して、こうこういふふうにするべきが正當なんだといふふうに強気といふことではない、質問の御趣旨もそういふことだろうと思ひますが、そして、これはアメリカに従属していくようなことになつてしまふんだ、最終的には、しかし、佐藤自民党政府のいまの姿勢をいろいろ私に見ておるところでは、積極的に従属していくといふような姿勢ではないかといふふうに思つております。まあ国民に對しまして、こういふようなことをアメリカと交渉しますと、先ほどのVOAの話でもそうですが、こういふ国民の聲があるからそれをなく

してしまふようにしまふと言つてアメリカと交渉するわけですが、それが、真に国民の意見を尊重して、国民の世論をバックにしてアメリカと交渉するといふ姿勢ではなくして、国民に対しては調子のいいことを言つて、アメリカと取引をしてしまふ。結局アメリカにめんどろをにかけている、こうこういふんだからがまんをしかけていゝといふかつかうでもつてくる。こういふような姿勢であると思ひます。それで調子がいいといふことを申し上げたんですが、たとえば沖縄のアメリカ軍の基地の機能は漸次低下していくんだといふようなお話があります。ごく最近の話であります。ところがアメリカの上院議員であるウェストモランド参謀総長は、そうでなくつてアメリカの軍隊の沖縄における基地の機能は決して低下しないんだといふふうに言つておられるわけなんです。いふふに全く食い違つたところが出てくる。そういう点で国民に調子のいいことは言うけれども、アメリカとは仲よくやつていかれる。国民の世論を軽視しておられるんじゃないか、そういうところに対米従属の本質んじゃないかある、そういうところをどうに考へておられます。以上です。

○公選人(栗木栄三君) 答えをいたします。
米軍の肩がわりをするんじゃないかといふ点でございまして、私はこう考へております。日本の防衛といふものはあくまで自主防衛であつて、日本人そのものがこれをきめていくものであつて、決して米軍の肩がわりをするような防衛であつて、もらつては困るというのが私の信念であるわけではございまして。この場合に日本が肩がわりするかどうかといふような問題の扱ひにつきましては、多数の国会の先生がいらっしゃいます、ここで十二分に審議していただく。すなわち、私は自主防衛といふものはあくまでも日本人のものであります。アメリカの肩がわりをしてやるようなものではございません。私がききよ述べましたのは、大体三千二百名とか、せいぜい大きくなつても六千名程度だといふことでございまして、こういう程度のものであれば、まあ現在の日本の防衛にも必要なものであるから、肩がわりとかいふようなことは起こり得ないし、また、起こらぬだろうと、こういふふうに考へておる次第でございまして。私

は、いまこそ自主防衛といふか、日本の自衛隊であり、日本のものであるといふことについて信念を持つてやつていただきたいと思ひますし、また、やるべきでなからうかと、こういふように感じております。

○宮崎正雄君 私は、時間がございせんから、朝見公選人(朝見清道君) おつしやるように非常に先ほどのお話で豊かな沖縄をつくるためには、まず第一に、雇用の確保、安定といふことに力を入れなきゃいかぬと、こういふことでございまして、一方におきまして、冒頭に基地が完全に撤去されることといふような御主張のように私は伺つたわけでありまして。それから先ほどお話がありましたように、本土に返還が実現すれば、いろいろ問題がございまして、沖縄振興開発計画が策定されたいと思ひますけれども、私は、この審議会が発足しましたも、その効果が直ちにあらはれぬと思ひます。そうしますと一方では基地を完全に撤去し、しかも、振興計画はまたなかなか実行ができません、しかも、雇用の安定と確保といふことになりまして、非常に私はむづかしい問題だと思ふんです。そこで、われわれ政府与党は、具体的問題に解決しなきゃいかぬんですから、たとえば、こういう方法があるんじゃないかといふような御意見がございましたらひとつ御参考のため聞かしていただきたいと思ひます。以上一点。

○公選人(朝見清道君) おつしやるように非常にむづかしい問題だと思ひます。ただ、沖縄問題と直接的にどうかわかりませんけれども、私は、日本の政治の中で一番保守的なのは大蔵省ではないかと思ふんです。やはり大蔵省のあり方を徹底的に改革するといふことでないと、ほんとにいかん、今日の中で国民福祉の予算が組まれていくかどうか、このことについて私は非常に疑問を持つてゐるわけなんです。したがつて、まず大蔵省の方を改革するといふことについて、特に与党の方に特段の馬力をかけていただきたいと思ひます。そういうことを中心にして、まず、基地を撤去すれば基地で働いてゐる者はどうかといふ問題があるんです。しかし、基地を撤去しなければ、真の沖縄開発といふものはできないんじゃないか。たと

えば、道路一つにいたしても、住宅の問題にいたしても、水道の問題にいたしても、あるいは企業立地の問題にいたしても、あの張りめぐらされている基地にぶつかって、非常に困難な問題が起こってくる。沖縄はやはり基地なしで再生させていく。全く日本の経験からいまして、日本の場合には経済発展は非常に進みましたが、公害によって非常に大問題を発生しておるわけです。この名古屋の空はよごれきつておられます。小牧空港から飛行機に乗ってみれば、ほんとにきたないなあという感じがしみじみいたすわけですが、そういう意味で沖縄は、日本の今日の経済力をもつてすれば、基地をなくして新しい構想のもとで開発できないはずはないかと思ひます。問題はやる気があるかどうかということでございます。問題から、私は、基地撤去に伴う雇用減少の分は日本からの本拠を入れた投資と開発を行なつていけば必ずできると、こういうふうに思ひます。だから、それをするだけの予算というか政策というものを大蔵省を押えてできるかどうか。これは皆さんたちの力にかかっているのではないかと、こういうふうに思ひます。

○上林繁次郎君 私、戸田公述人にお尋ねをいたしたいと存じます。戸田さんは、お述べになつた中で、その冒頭に、沖縄が今回復帰することになったのは、佐藤総理の御苦心の賜物であるとか、あるいはまた、日米友好という信頼関係から実現をみてきたというような冒頭のことばがございました。このお話は、今度の七つの法案とか、あるいはまた協定に、直接その問題に触れるというところではありませんけれども、これにあたつて基本的な問題に關してきやしないかというふうに考えるわけです。そこで、いろいろ沖縄の立場からこれをほんとうに沖縄の国民のために有利なものにしないかならない。そういう立場からお尋ねしたいと思ひますけれども、そういうことで七つの法案にしても、協定にしても、いわゆる考え方、見方、基本的な姿勢、そういうものが何となく、大分大事なんですよ。そう考えると、アメリカが友好国であるというふうな見方、これははたしてそれを信用する考え方かということ、具体的な例をあげれば、たとえば中国問題、いわゆる日

本をさておいて頭ごしの中国外交をやるといふ姿勢、あるいはまた、組織問題にしてもそうです。全般にわたつて日本がしめられている。こういうふうな姿なんですよ。ドル問題しかり。そういうふうに日米の問題を考えたときに、はたしてこれを友好国として考えていくことができるかどうか。こういうことになつておると思う。そこで佐藤総理にしても、アメリカを友好国というふうな考えで見ておるところに甘さがあります。いろいろな誤りがそこから生じているんじゃないか。誤算が生じてるんじゃないか。こう思ひわけです。そこで、そういう問題を踏まえた上で、戸田公述人はアメリカを友好国であるというふうにお考えになつておるのかどうか。その点を明らかにしなければならぬと思ひますので、その点を一つ。

○公述人(戸田正子君) お答えいたします。中国問題、台湾問題、いろいろございします。また、道路問題とか、愛知県の実業界が非常に苦境に立たされて悩んでおられます。そういう経済問題は、ほんとうにずぶのしろうとでございしますから、テレビ、新聞その他のマスコミで報道されることをちらちらと見てはいる程度の主婦にすぎません。私、あくまでも佐藤総理のこれまでの御努力に對しては、絶大な敬意を表しております。また、アメリカ合衆国は友好国であるということも、いまの段階においては確信をいたしております。で、私も個人的には、アメリカ合衆国の姉妹都市ロサンゼルスに、いまから七年前に留学してきたのを預かりたいと思ひまして、個人的にもアメリカと友好を結んでいけるようなわけでございます。先生方のような政治家のベテランの方々は、くるくるとネコの目のごとく変わる国際情勢を十分に察知されて、十分にりっぱな頭脳で消化されていかれますので、早々と転換をなさることができると思ひますが、私は大正の初めの生まれでございますが、それこそ明治天皇から御下賜のありました教育勅語中心の教育を受けました人間でございします。戦後民主教育になりまして、新しくまた教育はしていただきまして、教職員の一応の免状をいただいた人間でございます。やはりすつと変わるということとはとてもできないのでございします。いまのところは、現段階ではアメリカ合衆国は友好国と見なしております。そのもとに立ちまして、きょうは公述をさせていただいたわけでございします。ありがたうございしました。

○大橋和孝君 私は、沖縄の教育問題について、非常に教育の内容につきまして本土とはかなり格差があるように、あなたのお話からも拝聴したわけですが、教育者の立場から考えていただいて、沖縄の教育問題はもつと掘り下げてやらなければならぬ、教育の立場からいろいろ問題があると思ひます。公害の問題、あるいはまた教育の本土との格差の問題、先ほど特に教育委員の任命制の問題も取り上げられましたが、やはり沖縄は非常に苦しい中でも教育は先生方の努力によつてかなりの成果があつたと思ひます。けれども、いろいろな格差があるんじゃないかと思ひます。将来をなう子供さんの教育の面には不平等性があるんじゃないかと考えておるわけでございます。そういう観点からもう少しあなたの立場から掘り下げて、教育者の立場からわれわれにも注文がありそうだと考えますが、そういう意味において、本土と沖縄との教育の問題についてお教え願ひがあればありがたいと思ひます。

それから次に、小牧市議会副議長さんの栗木さんの御意見を伺ひたいと思ひます。その第一は、早期返還されることを望んでいることを強調なさつておられまして、そういう面もあることは私も認めておるわけですが、特に、早期返還をしても、あとの問題は国内的な問題として処理できるだろうという御意見が出てまいりました。午前中のお話の中にもございまして聞いておりましたが、やはり、この問題として基地の問題、あるいはまた公用地の使用の問題なんかは、やはり国内問題だけでは処理できないような大きな面があるかと考えておるわけでございます。その点をお考えを伺つておきたい、同時にまた、国内問題として取り上げるときは、同時にまた、いろいろ検討してみます、その簡単な話ではない。そういう点を私も苦慮して論議しているところでございします。そういう点から、ただ表面的といひますか、それを一つの前提にしてしまつて、その返還の中身はどうだということの検

討をしていくことのほうが大事だと、私も思ひわけですが、その点につきましてあなたの御意見を伺つておきたいと思ひます。それから同時に、自衛隊六千名程度では米軍の肩がわりにはならないという御意見を拝聴して、そういう一つの考え方もあるかというのを私は感じたくてあります。アメリカのほうの議会のいろいろな発表、いろいろな文書から考えまして、そういう事柄を米軍と自衛隊が一緒になつてやつていくという考え方で、その結果として、非核三原則、あるいはまたアジア、中国に対して悪影響はないという御指摘もあつたので、私は、この点はもう少し深くお伺ひして、アジア方面の玄關口としての沖縄のアジアの要石的な観点から申しますならば、ここで米軍の肩がわりとまではいかななくても、一結になつていくところの基地の問題、あるいはまた、自衛隊がそこへいってやる問題については、そういう心配というものは非常に深いものがある。したがつて沖縄というものがいまままで受けてまいりました不安というものは非常に深いであらう。われわれ日本の国民にしましてはそういう感じが深いわけですが、そういうことがないというお考えのもとに、もう少しつまびらかに御意見を拝聴できれば非常にありがたいと思ひわけあります。基地の残留の問題も言われておりますけれども、なかなかアメリカ方面で報道されているのを見ますと、自信を持っておるわけであり。基地の減少もそう簡単にはいかない、われわれはとつておるわけですが、御高説を聞きますと、その点に非常にすんなりいくようなお考えであります。その点につきまして御意見を伺つておきたいと思ひます。

○公述人(戸田正子君) お答えいたします。もうすでに職を退きましてから十余年を経過しております。しかも現在の教育につきましてとやかく申し上げる何もも持っておりません。ただ私は、三人の子の母親もいたしまして、また、私と同じような子供を持つ母親たちとともに語り合つて、子供をすなおに、りっぱに育てあげたい、何かのお役に立ちたいという面、退職後婦人教育指導員と申しまして、ともに婦人会のお世話をさせていただく仕事を八年ほど勤めさせてい

ただいたのでございますが、いまは退かせていただきます。またさらに法務省のほうの面接委員——不幸にして事件を起こして、そうして矯正施設に収容されている不幸な少年たちの教育、ほんの一端をお手伝いさせていただいた私が、一月に一回か二回向こうから戸田先生に会いたいという申し出があるというので、そして個室で二十分ないし一時間いろいろ彼らの悩みを聞いてやり、そしてその将来の指針の一端なりともさすけてやりたいということとつとめさせていた仕事なのでございますが、そのことにつきましては、あまり申し上げる時間もないと思います。そこで、何とかして青少年の健全育成に余生をささげたいというのを思ったわけでございます。

沖縄につきましては、沖縄の職員組合の先生方が十九年の長きにわたって、公選制のもとにりっぱな教育委員が選ばれて、そうして着々と苦しい中に、私が申しました終戦直後のあの苦しかった内地の方と同じようなことを経験なさったと思います。私も同じ国民でございますので、望みは一つということですが、私ができなわけでございますが、いつも違った為政者から押えつけられた中で、先生方が見識を守っておられたというお立場に対して敬意を表しているものでございますが、私は教育は人であるということ、吉田松陰の松下村塾のようなおそまつな建物の中で、あれだけのりっぱな人材が輩出したということ、教育は人だということを思うんでございませうけれども、いまの四十人、五十人の子供を御一緒に教育する国民教育の場につきましては、やはり入れものも大事である。それから、それに付随する中身の教材の諸設備も非常に大事であるというふうなことから、国費をつぎ込んでいただくたい。内地とは非常に格差があると思います。だから私は標準なものとすることを申し上げたと思ひます。上を見れば切りがない。下を見ればもう三河の山間僻地などへ行きますと、まだまだのところもございませう。しかし、村有林などを売り払いまして、りっぱな鉄筋校舎を建てて、そうして暖房設備もりっぱにやっておられるところもあつて、いろいろございませう。そしてさらに、現代の教

育について何か考えているところを述べようというところでございませうので、私がいまここで一つだけ申し上げさせていただきますのは、今朝から石黒公述人様からお話があったのは、あのオリピックの開催されたときの聖火リレー隊の件につきまして、国旗を聖火とともに運んだときの沖縄県民の熱狂的な姿というものを話したいのでございませう。私は感激して聞かせていただいたのですが、現代の小・中学校におきまして国旗だとか国歌というものを対峙して非常にまじめでございませう。国旗を掲揚する学校もあれば、掲揚しないところもあると聞いております。また、国歌の斉唱——これをすもうが終つたときに歌う歌だというふうな子供もあるという。この姿はやはり中国でも、ソビエトでもアメリカでも、いづれこの国でも国旗、国歌というものがあつて、そしてそれを中心に国民教育がなされているのだと思ひます。やはり、国旗、国歌というものの教育をしていただきたいなというのを、小供の母親として私申し上げる次第でございます。私は、大学の問題とか高等学校の問題とか、いろんなものに目くわしてあります。小学校、中学校、高等学校のPTAの役員も経験いたしました。子供の親はどうしても一人前に育てあげたいという念願で、どなたも同じ心で進んでおられると思ひます。ところが、このごろの新報紙上などで見ますと、親から学費を送っていただいてる学生が、勉強をやらずに、学生運動に首をつつ込んでちつと単位が取れない。またそれがおそろしいので、今度は日本の大学ではだめだといってアメリカへ留学して、男とも女ともわからないような服装をして、そして髪の毛なども女のようになつて、男の学生を見ると、沖縄の方たちはどのようになつていられるかと、非常に心配なことでございませう。そういう問題は、私も母親が集まればよく議論するのでございませうが、とにかく、私たちの次の世代を背負ってくれる子供をりっぱに育てあげたいので、どなたの先生方もお心持ちは同じだと思ひますので——お答えになりましたかどうか、これで失礼いたします。

○公述人(栗本栄三君) 私はこういふ考え方で、おたわけでございます。沖縄県民の心というものを察しまして、早く沖縄を返してやつたらどうか、そしてそのかわりいろいろ問題がございませう。この問題は先ほどおっしゃる通りに、いろいろ外交の問題があるかもしれない。しかし、私はまず、沖縄県民の心を納得させるためには返してやらうことだ、こういふ考えにつきましては大体返すというめどがついたんだ。そこで一応大きな問題は解決したので、あとは国内の問題として外交その他万般にわたりましたこれを処理するほうが、回り道のようにございませうが、近道ではないかという気持ちで、私は申し上げたわけでございます。

それから、第二点の米軍の肩がわりの関係でございますが、私はこう考えております。これはやはり、先ほどちょっと申しましたが、日本の防衛という立場から見まして、あくまで日本の防衛というものは、国会で十二分に審議されて、そしてこれが現実で反映してくるものであるという観点からいまして、十二分に御検討をいただいておると、このように思っております。しかし、世界、極東の情勢その他いろいろございませう。そういう関係におきまして、おそろく相手国といひますか、関連の国が心配されるということになれば、これにつきましてはいろいろ軍事専門的に御検討になっておる。こういふふうな観点からいまして、六千名といふものは大きな数ではないんだと、こういふことを申したのでございませう。したがって、いま現実には沖縄で米軍と行動しておるといふこともよく耳にしましたが、私は、あくまでも自主防衛といふ点において、その数を維持すべきじゃないかといふことでございませう。

その次は、相手様に脅威を与えたりしたらいけない。そのことでは今後大いに先生方の御審議を待つほかない。こういふふうに思ひます。

次に、基地の漸減に伴つて、あなたは言うが御質問でございますが、私は、これは日米安全保障条約といふものでいろいろと政府においでやつております。この点につきましては、今後

は、日本のあり方、将来の日本といふものを基礎にいたしまして考えて、日米安保条約とともに問題が関連し合つてくるのではないかとと思ひます。

観念としましては、極東の流動的な情勢を見て、何もアメリカにお世話になることはないじゃないかといふのが、私の素朴な意見でございます。こ

ういふ点からいまして、やはり基地といふものは残して、ほんとうの自主防衛だけのものの必要があるといふように考えております。

このことを申し上げます。

○栗本卓司君 時間の関係がありますので、栗本さんに二点お伺いいたします。自衛隊の沖縄配備の問題、沖縄が本土に戻つてくるというところからいへば、国内と同じように自衛隊の配備対象になるというところは、自衛隊そのものを抜きにして、それはおっしゃる通りです。ただ、どういふ規模、内容、時期で配備していくかというところは、そのところで栗本さんがたびたび御主張になる自衛隊といふのは日本の自衛隊だ、国民の自衛隊なんだということが生かされてなければいけないんではないかと思ひます。今回の三千二百名を当初とする取り扱ひが国会で論議され、決着がついておりません。また、返還協定も現在決着をみておりません。そういう状態のうちに、国防会議にもかけず、もちろん国会に相談せず、返還協定とちよ

うと似合ひの前提条件であるかの形で防衛庁と米軍との間で配備をいたしますと、あらじめきめてしまふ。きめたものは協定といふものを取りきめていようと、やはり日本を制約することになる。こういふ取り扱ひは栗本さんが御主張になる自衛隊は日本人のものなんだという意味でなじめない扱ひではないかと思ひますが、御意見を補足して伺いたいと思ひます。

あわせてもう一点、沖縄における米軍基地といふものは、日米安保条約に照らして、必要最小限で日米安保条約の適用が当然だといふたてまえからみれば、おっしゃる通りだと思ひます。その論旨を広げておっしゃるとおりだと、日米安保条約のワケに入らない、きわめて攻撃的な戦略的な性格を持った特殊部隊については、当然返還時には撤去すべきだといふことになりませうか。

○公述人(栗本栄三君) お答えいたします。まず、最初の御質問ですが、中央においていかなる形態をもつて審議されておるか、野人である

から存じませんが、これらにつきまして、いわゆる三千名がいかに、六千名がいかに、これは本土の自主防衛というものであるかどうかという点について、十二分に御検討になっていただいております。私は信じております。私が考えますのに、大体三千二百名とか、六千名とか、そういうものは、日本の防衛、防衛といいますが、それから空の守り、海の守りという観点からいいたしまして、最小限の自衛網を維持するものであるというように考えております。陸上関係におきまして、沖縄の民生安定のため、その他を初めといたしまして、地上における警戒その他につきまして、最小限のものでありますから、私は、これについては大きな問題はないのではないかと、いふふうに考えております。それから、日米安保条約に基づいて、この沖縄基地が多いかどうかという問題がござりますが、これにつきましては、いろいろと私が答弁するということは、せんえつであると思ひますが、また、中央におきまして、どういふふうに審議されているかわかりませんが、一野人として防衛を見た場合に、逐次減らしていただければ困るというのが素朴な考えでございます。これで戦争も片づいたんだし、出してもらわなければ困るという感じ、この問題を扱っているでございます。なお、やはりこれにつきましては、中央におかれまして御検討いただきたいというのが私の考えでございます。

○渡辺武君 安藤さんに一、二点伺いたいと存じます。先ほど別の公述人から、今度の沖縄協定は、言ってみれば佐藤内閣の功績だ、日米信頼関係のあらわれだという御意見がありました。が、問題点を原案に戻って見れば、沖縄をアメリカに売却したサンフランシスコ条約第三条、これは全く不法なものであるというふうに私は考えますが、あなたのお考えはどうでしょうか。したがって、こういう不法な条約によって、沖縄を売却した責任は自民党政府にある。したがって、沖縄が返ってくるのは当然のことであり、だれも功績でもないというふうに思いますが、あなたのお考えを伺いたいと思ひます。

それからも一つ、公用地等の暫定使用法案であります。先ほど別の公述人から、地主の納得を得るようにはすべからぬという趣旨の発言がありましたけれども、この法案は、地主が納得しなくても、法律自体の力によって公用地を取り上げるといふような法案ではないかというふうに思ひます。特にこの法案には、今度、土地収用法その他に規定されている財産権を没収するたてまえから、手続規定がございせん。たとえば、収用すべき土地の確定、所有者の確定通知その他が一斉盛り込まれていないわけでありまして、こういう点で全く憲法違反である、国民の財産権を侵害する法律案だと思ひますが、その点あなたのお意見を伺いたいと思ひます。

もう一点栗本さんに伺いたいと思ひますが、先ほど伺つておりました、まず、復帰をして、そうして、いろいろ懸案事項もあるが、国内法で処理したからよろうという立場から、沖縄協定関連法案に賛成だということをおっしゃいましたけれども、しかし、今度の沖縄協定によりまして、アメリカ軍の基地はそのまま残るわけでありまして、アメリカ軍といふのは、国内法では処理できないものでありまして、アメリカと日本との関係は国際法になるわけでありまして、したがって、あなたの論理を一貫させるとするならば、米軍基地を完全に撤去する以外に道はないと思ひます。けれども、その点どうお思ひでしょうか。

○公述人(安藤巖君) 簡単に答えたいと思ひます。安保条約第三条によつて、沖縄にある軍事基地は、国際法上は、サンフランシスコ条約第三条によつて、いふゆる単独譲渡とされておるわけですが、これは国際法上、私が知つておる範囲では、一つの信託統治的なものをアメリカに付与するといふことになっておるわけで、国際法上いろいろ問題があることは、法学者が指摘しておるところです。で、サンフランシスコ条約そのものが、その当時から第三条を含めて、いろいろ問題になつたわけですが、これはもうあつた、今度、信託統治的なものをなくするといふより、今度、では解決するわけですが、それをさらに持続的にさせるというのが、今度の沖縄協定になつておるというふうに考えます。したがって、これは佐藤内閣の功績ではなくて、佐藤内閣が信託統治的なものではない施政権を返還してもらつたけれども、事実上、国際法的にはいろいろ問題のある状態は形の上ではなくなるような形になりまされども、事実上はアメリカの軍事基地が相当の範囲にわたつて存続し続けるという意味で、政治的にはいろいろの配慮といふものがあつて思ひます。すなわち、日本の主権の問題につきまして、主権が相当範囲にわたつて及ばない状態が引き続き存続するといふことになる。これは、日本国民としてはがまんできないものであるといふふうに考えておられます。

それから、公用地の関係ですが、これは御指摘のように先ほど私が冒頭の公述で申し上げましたように、法律が効力を持つて施行され、同時に使用権限が発生するんだということで、権限が発生したあとで、これこれの土地をどういふふうな目的に使うんだが、地主さんはどういふ意見をお持ちですか。あるいは異議の申し立てのある人は申し出てくださいます。民主的に地主の意見を尊重する、国民の財産権を尊重するといふような手続が全く欠けておられます。この点からいいますと、財産権を保障する憲法にも違反し、基本的人権を侵害するものであるといふふうに考えます。したがって、これは憲法違反であると思ひます。

○公述人(栗本栄三君) 答えたいと思ひます。先ほど伺ひましたように国内懸案として片づけたらどうかということについて、国内懸案として処理したらどうかと申しましたのは、結局おっしゃるとおり、なるほど米軍基地といふものが残ります。これにつきましては日米安保条約の関係から一貫して残っている問題で、これらに基づくとこの外交問題は、当然起こってくる問題と考へられます。日米安保条約といふのは、過去においてどういふことを認めたか。現在におきましては、これを除いた以外の問題については、国内懸案としてやつていけるんじゃないか。そうして、いま申しましたように米軍基地といふのは、確かに安保条約と関連を持っています。これについてはやはり一つの段階を経たあとの現在の沖縄返還協定の審議をやつておられる。こういう関係に、一つのステップ・バイ・ステップとフィクション・バイ・フィクションと申しますか、その

関係におきまして、処理していく沖縄返還協定というカテゴリーになる。国内懸案として処理していったほうが沖縄県民に与える影響からして、私は早く沖縄を返してやるということにたえるものでないか。こういうふうに考えておる次第でございます。

○團長(鈴木弘幸君) 他に御発言がないようでございますから、以上で質疑は終了いたします。この際、一言ごあいさつ申し上げます。公述人各位からは、長時間にわたつて種々有益な御意見を述べいただきました。委員の質疑にお答えいただきありがとうございます。本委員会におけるこの審議の上にも多大の参考となりました。本日の会議に諸事御配慮を賜りました各位、また、会議の進行に御協力をいただきました皆さまに対し、派遣委員を代表して心からお礼を申し上げます。以上をもちまして参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会古屋公聴会を終了いたします。これにて散会いたします。どうもありがとうございます。

〔午後三時三十三分散会〕

沖縄派遣議員団報告書

参議院沖縄返還協定特別委員会の安井謙委員長、高田浩運理事、西村國一理事、塚田十一郎委員、山下春江委員、山本敏三郎委員、田英夫委員、中尾辰義委員、木島則夫委員及び星野力委員並びに参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会の補正後理事、松井誠理事、矢追秀彦理事、高山恒雄理事、岩間正男理事、長田裕二委員、榎本又三委員、亀井善彰委員、鈴木省吾委員及び宮之原光委員の二十名からなる議員団は、安井委員長を団長とし、松井理事を副団長として、昭和四十六年十二月二十日から二日間の日程をもつて、沖縄返還協定並びに沖縄の復興に伴う関係国内七議案の審査に資するため、参議院から沖縄に派遣された。また、沖縄及び北方問題に関する特別委員会の船橋一郎委員及び喜屋武眞榮委員が現地参

加した。なお、議員団には若江幾造委員長以下十二名の参議院事務局職員が随行した。

議員団は、十二月二十日午後七時羽田発の日航特別機で那覇に赴き、翌二十一日午前十時から琉球政府立法院において、安井國長の挨拶ののち、沖縄返還協定並びに関係国内七議案に關し、次の八名の意見陳述人(以下公述人という)から意見を聴取した。

- | | |
|---------------------|------|
| 那覇市長 平良 良松君(社会) | 推薦会派 |
| 琉球更生保護委員 久貝 良順君(自民) | |
| 員弁護士 知念 盛仁君(公明) | |
| 嘉手納村議會議員 村山 盛信君(自民) | |
| 嘉手納村議會議員 仲田 昌繁君(民社) | |
| 長 公認會計士 宮國 英男君(自民) | |
| 沖繩同盟會長 芳沢 弘明君(共産) | |
| 沖繩同業會士 小嶺 憲達君(自民) | |
| 父母の会会長・中央教育委員 | |

これら公述人の意見の要旨は以下の通りである。

まず、那覇市長平良良松君は、「衆議院で、沖縄県民の要求である琉球政府の建議書が何ら審議されず、また沖縄返還の安里、瀬長両議員の質疑を無視したまま返還協定が强行採決されたことは、この協定に反対する第一の理由である。また、沖縄返還は、米国の対外政策及び経済政策の行き詰まりを調整する措置の一環として行なわれるものであり、返還協定が依然として米軍の駐留を認め、その上自衛隊の配備を約束していることは、アジア諸国民をして日本を警戒せしめ、これら諸国民との交友関係にひびを入れるものである。日米共同声明以後の情勢変化にかんがみ、また県民の戦争体験と二十六年に及ぶ米国の軍事支配に呻吟した労苦を思い、憲法に基づき国際信義と友好を深める国となるための具体的措置として協定のやり直しを要求する。この基本的な立場から関係国内法案にも批判的態度をとらざるを得ない。また、建議書のうち、とくに、自衛隊の沖縄配備を思いとどめること、通貨を一ドル三

百六十円で即時交換すること、また県民の意思と憲法を蹂躪する公用地取得をやめ、天久住宅地域等米軍が使用している土地を返還させて地域開発に寄与すること、沖縄の亜熱帯的立地条件を考慮して開発方策を策定し、沖縄を戦争終焉の地、平和の島とすることを要請する」と述べた。

次に、琉球更生保護委員・弁護士久貝良順君は、「返還協定及び関係国内法案を大局的には承認する。しかし必ずしも県民の要求は十分に容れられていないので種々意見を付する。その第一は早期復帰についてである。ドル貨の価値の下落によつて県民の生活は苦しくなつてゐるが、これは県民の責任ではなく、平和条約第三条に基づく沖縄の特殊な地位によつてもたらされたものであり、同様のことは他にも起こる可能性がある。従つて一日も早く復帰し、復帰と同時に改善策を講ずべきである。第二は、国連機構の沖縄への設置についてである。戦争と戦後の沖縄の体験にかんがみ、これまでの沖縄のイメージを、平和な、世界の安定に寄与する沖縄へと変えるため、国連大学等の国連機構を沖縄に設置してほしい。第三は、請求権についてである。講和前後補償の補償漏れとなつてゐるもの及び今回の協定で対米請求権を放棄したものに對して立法措置を講じ、また争いあるときは裁判で権利を主張できるようにしてほしい。第四は、公用地等の暫定使用法案についてである。五年間の使用権取得は好ましくないが、海外移住等のため契約が不可能なものについてはやむを得ないと思われ。現在軍用地総面積の九七％について地主が契約に応じていることにかんがみ、復帰に際し、九〇％以上が契約に應ずると思われ、この法律の適用を必要とするのは面積の一〇％程度ではないかと思われ。第五は、軍用地の適正償還についてである。沖縄の軍用地地主会連合会は、地料の適正化のため二百十五億圓を要求し、これが容れられれば契約に應ずるといつてゐる。この額は専門家をまじえて決定したものであるから、これを確保してほしい。第六は宮古島飛行場用地の旧地主への返還についてである。戦時中宮古島の三方所において飛行場用地として買収が行なわれ、現在国有地として民政府の管理下にあるが、旧地主は地代を国債で受け取り、また

は強制貯金させられた上、現在は民政府に借賃を払つて耕作している。この用地を旧地主に返還すべきである」と述べた。

次に、嘉手納村議會議員知念盛仁君は、「現在沖縄県民が置かれてゐる状況を示すものとして二つの例を挙げる。その一つは、嘉手納村の総面積の八八％が軍用地であり、わずかな土地に村民がひしめきあつて生活していること、また昭和三十七年から四十三年までの六年間に三回のB52等軍用機の墜落事故があり、人的、物的損害を蒙つたほか、井戸水汚染、エンジン調整による爆音の被害等を蒙つてゐるが、賠償金は一方的査定によつて支払われ、また解決が長びくため生活に困つて不本意ながら受け取つてゐることである。他の一つは、学童疎開船対馬丸の遭難に対する補償である。この疎開は昭和十九年戦争協力のための至上命令として行なわれたものである。同船は本土に向う途中、米艦の魚雷攻撃を受けて沈没し、千四百名余の生命が失なわれたが、この犠牲者に支払われた見舞金は二万円に過ぎず、また、これに該当したのは学童及び引率教師のみであつて、附添人には何ら措置が講ぜられていない」と述べたのち、「米軍基地に加ふるに自衛隊を配備することは、沖縄基地の強化であり、海外諸国を刺激し、基地にまつわる不安を増大させる。県民は戦争体験と米軍支配の中から戦争につながる一切のものを否定してきたのであり、従つて自衛隊の配備には反対である。公用地等の暫定使用法案はこれまでの米軍基地の強制使用を正当化し、基地の維持強化を図るものであつて反対である。米軍や自衛隊のために私有地で正當な手続を経ずして五年の長期にわたる強制的に使用することは、実質的に強制収用であり、私権に対する重大な侵害であつて、憲法第二十九条に違反する」と述べた。

次に、嘉手納村議會議員長村山盛信君は、嘉手納村の現状を述べたのち「基地被害に悩まされつゝ、基地収入に依存しつゝある生活実態からして、これが解決のためには一日も早い復帰が必要である。すなわち、返還協定には多少の問題点もあるようだが、相手のあることで止むを得ない。安保条約の適用については本土に条約がある限り沖縄県も例外でなく、その適用は當然である。自

衛隊の沖縄配備も本土の一部である以上配備しない事の方が片手落ちである。とくに自衛隊の民生協力には沖縄の開発発展に役立つと思ふ。返還協定より直しの声もあるが、事実上不可能と思ふ。公用地等の暫定使用法案と復帰時の過渡期には必要な措置と思ふ。嘉手納村軍用地地主協会の意見でも地料二百十五億圓ならば嘉手納村では反対者は全く出ないことであつた。関連諸法案についても、異民族支配下に生じたい本土との格差を取り戻すためのものと受け取り賛成である。以上全ての問題は必ず復帰の実現であるという日頃物言はぬ大多數の県民の声を汲み一日も早く復帰を実現してほしい」と述べ、さらに沖縄中部村議長連合会長としての要望事項として、円の即時交換、基地周辺整備法の適用、国の出先機関の整備、基地業者の配転救済策の実施等を要請した。

次に、沖縄同盟會長、仲田昌繁君は、「沖縄の歴史は祖国復帰への戦いの歴史であつた。いまその実現をみようとする時、県民の多数は協定の内容に不平、不満、疑惑をもつてゐる。その理由として、第一に協定の内容が極めてあいまいであると同時に基地返還の実体が極少であり、その機能がいささかも減退してゐないことは明白で、全く沖縄住民の意思が無視された。第二に核の問題であるが、いついかなる方法で撤去され、その確認方法を今期国会で明確にしてももらいたいの強い要望も果されず、不満疑惑が解消されてゐない。第三にはVOAであるが、何故、国の法律に反してまで、米国の軍事関係の施設を認められているか、本土並み」とは到底容認し難い。その他、請求権の放棄、米國資産の買い取りなど、多くの不平、不満がある。次に、沖縄の復帰に伴う特別措置法案第四十九条の通貨交換については県民は極めて不安を抱いてゐる。米大統領のドル防衛政策発表後の一連の國際通貨危機の渦中で沖縄経済、県民生活は大きな損失を受けて来た。県民は一ドル対三百六十円の交換レートによる円への即時切り換え以外に県民の生活、財産を守る道はないとして本土政府に強力に訴へて来た。十月九日の措置も通貨の根本的解決にはなつてゐない。その上、今回の大幅円の切り上げは復帰不安に苦悩する県民生活、経済を根柢からゆさぶり、不安と混

亂のドン底に陥し入れている。十二月十九日の國際通貨調整に對する政府聲明でも沖縄の通貨問題については目新しいものは皆無である。従つて「円とドルの谷間」にあえぐ県民の生活を守り、經濟危機を乗り切るため、早期に「ドル対三百六十円の交換レート」による円通貨への切り換え以外には方法はないと考へる。公用地等の暫定使用法案は米軍基地の維持存続と自衛隊の沖縄配備を目的としたものであり、祖國復帰というものは異民族支配から脱却すると同時に軍事的重圧と支配から脱却するということであるにもかかわらず、それを充たしてはいないので反対である。」と述べ、その他、沖縄本土間の貨物、旅客船を通じての航路秩序維持に關連して本土企業のかげこみ防止についての要望を述べた。

次に、公認會計士宮國英勇君は、「長年の念願であつた喜ぶべき祖國復帰を目前にしているにもかかわらず、現在の沖縄は非常に暗い、不安の多い社會に陥つてゐるが、その原因は返還協定の内容や關連諸法案に對する不信によるものでなく、まさに經濟的不安に基づくものである。勿論政府は復帰を迎えた沖縄經濟のために將來の構想を持つてゐる。開発金融公庫法案が成立すれば資金量三億ドルの公庫が生れ、公用地等の暫定使用法案が通れば、二百十五億円が沖縄經濟を潤すであらう。さらに國際海洋博や多量の公共投資への期待もある。しかし現下の沖縄經濟はドルショックをまともにうけ、企業倒産が相次いでいる。さきの十月の措置で法人の差損補償が除外され、それに今回の大幅な円切上げ措置に見舞われた。この上は、一ドル三百六十円の旧レートで交換することを法律上明白に打ち出さない限り、經濟のみならず社會全体が壊滅的打撃をうけることは明らかである。すなわち、法人の差損補償除外による損失二億五千万ドル、さらに間接的損失として、貸金の切り替えレートをめぐる勞使間の対立、個人間の貸借、物価の上昇、資金の逃避など図り知れない。よつて、個別の差損補償という小手先の

施策では駄目である。以上このような經濟的危機、社會不安の観点から即時、復帰させてほしい。せめて、復帰後に予定されている公共投資費を復帰前に繰り上げてほしい。これが住民大衆の要請である」と述べ、さらに、長期的經濟対策にふれ、観光立県の立場を考へ、縦貫道路の建設、大々的な埋立工事の實施、國際海洋研究所の設置を要望し、最後に基地の整理統合を推進してほしい旨陳述した。

次に、弁護士芳沢弘明君は、まず參議院における強行採決は沖縄県民に對する重大な侮辱として、抗議の意を表明し、參議院における今後の慎重審議を期待する旨前置きし、返還協定の批准には反対であると述べた。このうち、円・ドル問題をとり上げ、「今回の円切り上げの閣議決定にはただ果然」とし、日本政府は誰の政府かと噴りを覚えた。米大統領のドル防衛聲明以後沖縄における物価の上昇は天井知らずである。これが一ドル、三百八十円となるとますます物価は上昇して県民生活が圧迫される。すでにその証は隨所にあらわれてゐる。政府、国会はこの実情を直視して直ちに沖縄のドルを円に切り替へる措置をとり、同時にすべての差損を補償すべきである。これが当面の緊急、切実なしかも一致した要求である。しかしながら、これらの通貨交換をはばむものが米國資産の買い取り、自衛隊派遣を内容とする返還協定であるといわれている。返還協定は「抜き差し本土並み」というが、有事の場合の核の持ち込み自由使用を内容とするものであり、安保条約の実質的改悪をもくろむものである。外國企業取扱ひについての愛知書簡をみても対米従属的性格が歴然としてゐる。さらに公用地等の暫定使用法案は憲法違反の法律であり、また、教育委員の任命制には反対である」とこと等を述べた。

最後に沖縄子供を守る父母の会会長・中央教育委員小嶺憲達君は、「第一に、自衛隊配備、公用地等の暫定使用法案については、自衛隊が戦争につながるということは消防隊があるから火災が起こ

るという論と同じであり、國の存立と國防は不可分であり、家庭における戸締りや火の用心と同じである。また公用地等の暫定使用法案については安保条約がある限り米軍への土地の提供は止む得ず、道路、港湾、飛行場、電気水道等住民生活及び公共の利便を考慮した場合公用地の確保は絶対必要である。第二に教育委員會制度については、沖縄教育基本法の前文に「日本國民として……」とある。これはいつの日か祖國に歸るのだという県民の悲願がこめられてゐる。日本國憲法のもとでなければ眞の日本國民の教育はできない。同じ制度、同じ教育内容によつてのみ國民精神は培われていくので、沖縄だけ特別な制度の下におくことは考えられない。第三に、恩給、年金、退職手当等の制度運用について、普通恩給受給額の返還については從來の既得権を尊重して、十分の一の返還率に、また退職手当についても、沖縄の実額控除方式を既得権として認めてほしい。第四に、校舎建築、學校施設の補助については、從來琉球政府は百％補助でやつて來てゐるので、本土類似の水準に達するまで國は百％補助を願ひたい。以上沖縄県民は協定や法案の内容に多少の不満はあるにしても復帰を希望しない者は一人もない。条件が完全に満たされるまで四、五年返還がおくれてもよい等という論は無責任なごまかしである」と述べた。

なお、これらの意見に關し、派遣議員と公述人の間に熱心な質疑応答が行なわれた。

かくして、安井團長の挨拶をもつて午後四時すぎ閉會し、記者会見ののち、午後五時三十分、那覇発の日航特別機で帰京した。

以上の沖縄における意見聴取は、沖縄返還協定並びに沖縄の復帰に伴う關係國內七議案の審査に資するため、極めて有意義であつたと考へる。

なお、公述人の意見及び質疑応答の詳細は、公聴會速記録を参照されたい。

沖縄公聴會速記録
昭和四十六年十二月二十一日(火曜日)
場所 那覇市 琉球政府立法院
出席者は左のとおり
派遣議員

現地參加議員		公述人	
安井 謙君	那覇市長	那覇市長	那覇市長
松井 誠君	琉球更生委員・	琉球更生委員・	琉球更生委員・
長田 裕二君	弁護士	弁護士	弁護士
梶木 又三君	嘉手納村議會議	嘉手納村議會議	嘉手納村議會議
龜井 善彰君	員	員	員
楠 正俊君	嘉手納村議會議	嘉手納村議會議	嘉手納村議會議
鈴木 省吾君	長	長	長
高田 浩連君	沖繩同盟會長	沖繩同盟會長	沖繩同盟會長
塚田十一郎君	公認會計士	公認會計士	公認會計士
山下 春江君	宮國英勇君	宮國英勇君	宮國英勇君
山本敬三郎君			
田 英夫君			
西村 関一君			
宮之原貞光君			
中尾 辰義君			
矢追 秀彦君			
木島 則夫君			
高山 恒雄君			
岩間 正男君			
星野 力君			
稻嶺 一郎君			
喜屋武眞榮君			
平良 良松君			
久貝 良順君			
知念 盛仁君			
村山 盛信君			
仲田 昌繁君			
宮國 英勇君			

弁護士 芳沢 弘明君
沖繩子供を守る
父母の会会長・小嶺 憲達君
中央教育委員

〔午前十時開会〕

○團長(安井謙君) これより参議院沖繩公聴会を開会いたします。

私、派遣議員の團長で、本日の会議を主宰いたします。安井謙でございます。よろしくお願い申し上げます。参議院におきましては、目下沖繩返還協定並びに沖繩の復帰に伴う関係国内法案を審査中でございますが、これら諸案件について直接現地の方々の御意見を承るために、御当地にわれわれ議員一行が派遣された次第でございます。

本日この会議の開催にあたり、諸事御配慮を賜りました立法院並びに行政府そのほか関係各位に対し、派遣議員を代表して厚く御礼を申し上げます。

本公聴会の問題は、さきに御案内申し上げましたとおり、沖繩返還協定、すなわち琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

並びに、
沖繩の復帰に伴う関係七議案、すなわち、
沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案
沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案

案
沖繩振興開発特別措置法案
沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案

案
国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件
沖繩平和開発基本法案

及び
沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案
以上の八案件についてでございます。

まず、派遣議員を紹介いたします。

副團長の松井誠君。高田浩運君、楠正俊君、塚田十一郎君、亀井善彰君、山下春江君、山本敬三郎君、長田裕二君、梶木又三君、鈴木省吾君、西村関一君、矢追秀彦君、高山恒雄君、岩間正男君、宮之原貞光君、田英夫君、中尾辰義君、木島則夫君、星野力君。

現地参加の稲嶺一郎君、喜屋武眞榮君。

以上でございます。

次に、本日午前、御意見を述べていただくため御出席をお願いいたしました三人の公述人の方を御紹介いたします。

平良良松公述人、久貝良順公述人、知念盛仁公述人。

以上でございます。

公述人の皆さまには、御多忙のところを御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは議事の進め方につきまして申し上げます。

まず最初に、公述人各位からこれらの案件につきまして御意見を承ります。時間の都合上、御意見を述べたい方は、お一人当たり十五分以内でお願い申し上げます。一通り公述人各位から御意見を承った後、議員から御質問申し上げます。

といたしておりますので、その際は、なるべく簡明にお答えをお願いいたします。

なお、本日の会議の趣旨は、皆さまから御意見を拝聴いたすことにありますので、私どもに対する御質問は、恐縮ながら御遠慮願いたいと存じます。また、なるべく円滑に会議を進めてまいりたいと存じますので、発言される方は、座長の許可を得てからお願いたします。

傍聴人の方々にお願いいたします。会議の進行に御協力くださいますようお願いいたします。

午前の会議の終了予定は正午としておりますので、御了承願います。

それでは、これより順次公述人の方より御意見を承ります。発言は、私から順次指名させていただきます。

まず、平良公述人をお願いいたします。

○公述人(平良良松君) ただいま御紹介をいただきました那覇市長の平良でございます。

参議院沖繩返還協定特別委員会の公聴会に際して、那覇市長として意見を陳述できますことを光榮に存じます。なおまた、参議院が沖繩公聴会の開催について、何の異論もなくスムーズに決定され、本日の開催を見ましたことに對し、心から敬意を表するものでございます。

さて、すでに御存じのように、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、すなわち沖繩返還協定は、去る十一月十七日、野党議員の質疑中抜き打ち採決されたのであります。

戦後、議會制民主主義を強調される日本の国会において、多数党が法案を強行採決する事態を幾度か見受けてきたのであります。それにしても、この沖繩返還協定の抜き打ち採決は、全く前例のない暴挙だとして非難されております。

沖繩県民の衆議院におけるこの強行採決に対する見解は、いろいろな形で提起されておりますが、私は次の理由により、あの返還協定に反対するものであります。

すなわち、沖繩県民の沖繩返還協定並びに国内閣連法案に対するぎりぎりの要求を織り込んだ琉球政府の建議書が何ら審議の対象にされず、逆に屋良主席の東京到着に対する冷酷な回答として、沖繩県民の正当な諸願をなぶるものにするかのようにして強行採決されたこと。

次に、野党議員の質疑続行中であり、その後には沖繩県民の心を代表すると言つても過言ではない沖繩社会大衆党の安里積千代、沖繩人民党の瀬長亀次郎両議員の質疑権を無視したこと。さらに、この強行採決が参議院において、たとえ審議未了のことがあつても自然成立するように審議日程を逆算して強行された、そのことが参議院の權威を著しく低下させたことであります。

河野参議院議長は、衆議院におけるあの強行採決に對し、国民の一人として考えた場合、遺憾なことだと思ふ。参議院が置かれてゐる立場も十分考慮して協力し合い、強行採決などしないよう誓いたい、と申されましたが、まさに沖繩県民は、あの措置が遺憾であると同時に、参議院においては、良識の府として、きつと慎重審議を尽くしてもらへるだろうという期待を持ったものでござい

ます。そこで私は、抜き打ち強行採決に至る手続や、手段の卑劣さを批判するとともに、参議院がその存在の權威にかけて沖繩返還協定及び国内閣連法案に對処され、願わくば、沖繩県民の要求に基づき、琉球政府の建議書に基づき、これを再検討する立場を示していただくように要請するものでございます。

私が沖繩返還協定の再検討、すなわち、やり直しを要求する根拠として、すでに指摘しました手続や手段の非民主的措置に加えて次のことを強調いたします。

すなわち、戦後、世界は、少なくとも自由主義陣営、資本主義諸国は、アメリカを中心し万々展開されてまいりましたが、ベトナム戦争の不成功とそれに関連する経済的破綻が、アメリカをしてその対国際関係の調整に踏み込ませたのであります。アメリカによる対外政策の調整、その軍事経済的調整の一つとして、沖繩が出てきたのであります。

御存じのように、日米返還協定はアメリカ軍の沖繩駐留を認め、いや、沖繩を引き続きアジアにおける核戦略体制のななめとして残し、その上に自衛隊を配備し、台湾・朝鮮はもちろん、遠くマラッカ海域まで軍事的に展開することを約束しておるのであります。

もちろん、この協定は、ニクソンの中国訪問で対中国接近をはかりとする米国の立場を強め、逆に日本にとっては、アジアの諸国民から警戒されることになり、中国をはじめ、アジア諸民族との友好関係に抜き差しならないひびを入れてしまったわけであり

ます。私は、佐藤・ニクソン共同声明後の情勢変化と、何よりも沖繩県民の戦争体験、戦後二十六年に及ぶ米軍の軍事支配に呻吟した県民の労苦にか

ことだと思ふ。参議院が置かれてゐる立場も十分考慮して協力し合い、強行採決などしないよう誓いたい、と申されましたが、まさに沖繩県民は、あの措置が遺憾であると同時に、参議院においては、良識の府として、きつと慎重審議を尽くしてもらへるだろうという期待を持ったものでござい

ます。そこで私は、抜き打ち強行採決に至る手続や、手段の卑劣さを批判するとともに、参議院がその存在の權威にかけて沖繩返還協定及び国内閣連法案に對処され、願わくば、沖繩県民の要求に基づき、琉球政府の建議書に基づき、これを再検討する立場を示していただくように要請するものでございます。

私が沖繩返還協定の再検討、すなわち、やり直しを要求する根拠として、すでに指摘しました手続や手段の非民主的措置に加えて次のことを強調いたします。

すなわち、戦後、世界は、少なくとも自由主義陣営、資本主義諸国は、アメリカを中心し万々展開されてまいりましたが、ベトナム戦争の不成功とそれに関連する経済的破綻が、アメリカをしてその対国際関係の調整に踏み込ませたのであります。アメリカによる対外政策の調整、その軍事経済的調整の一つとして、沖繩が出てきたのであります。

御存じのように、日米返還協定はアメリカ軍の沖繩駐留を認め、いや、沖繩を引き続きアジアにおける核戦略体制のななめとして残し、その上に自衛隊を配備し、台湾・朝鮮はもちろん、遠くマラッカ海域まで軍事的に展開することを約束しておるのであります。

もちろん、この協定は、ニクソンの中国訪問で対中国接近をはかりとする米国の立場を強め、逆に日本にとっては、アジアの諸国民から警戒されることになり、中国をはじめ、アジア諸民族との友好関係に抜き差しならないひびを入れてしまったわけであり

ます。私は、佐藤・ニクソン共同声明後の情勢変化と、何よりも沖繩県民の戦争体験、戦後二十六年に及ぶ米軍の軍事支配に呻吟した県民の労苦にか

ことだと思ふ。参議院が置かれてゐる立場も十分考慮して協力し合い、強行採決などしないよう誓いたい、と申されましたが、まさに沖繩県民は、あの措置が遺憾であると同時に、参議院においては、良識の府として、きつと慎重審議を尽くしてもらへるだろうという期待を持ったものでござい

ます。そこで私は、抜き打ち強行採決に至る手続や、手段の卑劣さを批判するとともに、参議院がその存在の權威にかけて沖繩返還協定及び国内閣連法案に對処され、願わくば、沖繩県民の要求に基づき、琉球政府の建議書に基づき、これを再検討する立場を示していただくように要請するものでございます。

私が沖繩返還協定の再検討、すなわち、やり直しを要求する根拠として、すでに指摘しました手続や手段の非民主的措置に加えて次のことを強調いたします。

すなわち、戦後、世界は、少なくとも自由主義陣営、資本主義諸国は、アメリカを中心し万々展開されてまいりましたが、ベトナム戦争の不成功とそれに関連する経済的破綻が、アメリカをしてその対国際関係の調整に踏み込ませたのであります。アメリカによる対外政策の調整、その軍事経済的調整の一つとして、沖繩が出てきたのであります。

御存じのように、日米返還協定はアメリカ軍の沖繩駐留を認め、いや、沖繩を引き続きアジアにおける核戦略体制のななめとして残し、その上に自衛隊を配備し、台湾・朝鮮はもちろん、遠くマラッカ海域まで軍事的に展開することを約束しておるのであります。

もちろん、この協定は、ニクソンの中国訪問で対中国接近をはかりとする米国の立場を強め、逆に日本にとっては、アジアの諸国民から警戒されることになり、中国をはじめ、アジア諸民族との友好関係に抜き差しならないひびを入れてしまったわけであり

ます。私は、佐藤・ニクソン共同声明後の情勢変化と、何よりも沖繩県民の戦争体験、戦後二十六年に及ぶ米軍の軍事支配に呻吟した県民の労苦にか

ことだと思ふ。参議院が置かれてゐる立場も十分考慮して協力し合い、強行採決などしないよう誓いたい、と申されましたが、まさに沖繩県民は、あの措置が遺憾であると同時に、参議院においては、良識の府として、きつと慎重審議を尽くしてもらへるだろうという期待を持ったものでござい

けて、さらには、日本が沖縄へ軍備を拡張し、アジア諸民族と敵対するのではなく、日本国憲法に基づき、国際信義を尊重し、諸国民と友好を深める国になるための具体的な措置として沖縄返還協定のやり直しを要求するものであります。

このように、基本的な立場を申し上げますと、国内閣連法案に對しまして、当然批判的態度をとらざるを得ないわけでありまして。

御存じのように沖縄県民の生活は、日米外交の谷間にあって、その政治、経済、軍事的影響を直接に受ける反面、政策的な対策はほとんど現実に対応しないという状態にあります。

ことしの沖縄はかつてない千害に見舞われ、先島では暴風害に追い打ちをかけられました。日本政府からはすでに幾たびか調査団が来島しております。しかし、現実には、はかばかしい対策が立てられてなく、宮古・八重山の住民は全く悲惨な状態にあります。さらに、沖縄県民が通貨を即時一ドル対三百六十円で円通貨に切りかえてもらいたいという要求を繰り返しておりますが、それについても何ら具体策が示されないうちに、ついに一ドル対三百八十円というおそろるべき事態に県民を追いやってつたわけでありまして。屋良主席の建議書には、一ドル対三百六十円での通貨切りかえが、沖縄県民の切実な要求として提示されていたはずであります。

私は、参議院が、このような切実にして、かつ、緊急な県民の要求をくみ入れるとともに、沖縄の復興に對し、特段の配慮をいたされる機会に際し、屋良主席の建議書の中にもすでに申し述べた事項の中から、特に次のことについて重ねて要請を申し上げます。

まず第一に、自衛隊の沖縄配備を思いとどまっていたこととあります。戦前、沖縄には日本の軍隊は一兵もなく、聯隊司令部といふものが那覇市に置かれ、徴兵事務と予備兵の簡閲点呼を行なつたにすぎません。徴兵された壮丁は九州各聯隊に分散配置されて兵役に服してまいつたのであります。

われわれの日本復帰の要求は、アメリカの基地の撤去により日本国民としての権利の回復をはかり、同時に、平和の島沖縄を取り返すことである。しかるに米軍基地はほとんど撤去されることなく、なおその上に一個師団の自衛隊を配備されるということは、とうてい納得のいかない措置であり、何のための復帰かと問わざるを得ません。

佐藤総理は、沖縄県民の二十六年間の苦労に報いるためには、すみやかに返還協定を議決し、復帰を実現することであると力説されております。その言やまことによし。しかしながら、その内容は沖縄県民の二十六年に及ぶ苦労に報いるに、さらに無期限の苦勞を背負わせることであり、大の虫を生かすために小の虫を殺すこともやむを得ないとする発想にほかなりません。

憲法第九条は、私から申し上げるまでもなく、明らかに戦力を「保持しない」ということが規定されております。現在、どのような解釈をいたしましても、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」というところの規定に明らかに反しているということは火を見るよりも明らかでございます。

次に、関連法案の公用地等の暫定使用に関する法律案のごとき、県民の反對する施設を配備するための公用地とは一体いかなるものでありましょうか。主権在民の理念を力強く宣言した憲法の趣旨を二重三重にじゅうりんする愚挙と言わなければなりません。そのような公用地の取得ではなくして、たとえは那覇市における——これは他の市町村も同様でございますが——天久住宅地域のような、現在アメリカ軍が使用している土地を返還させ、一部を買い上げて地方自治体に無償譲渡し、人口稠密、福祉施設の欠陥、財政面に悩む地方行政に、あるいは地域開発に寄与することこそが真実の沖縄対策と言ふべきであります。これは決して法外の要求ではありません。もしかりに過去においてアメリカの強圧に屈し、沖縄県民が血のにじむような土地闘争の展開がなく、唯々諾々とし

て、アメリカに土地を売り渡してあつたならば、おそろく今日想像に絶する巨額の国庫支出を余儀なくされたであらう。憲法違反に類する公用地の取得ではなくして、沖縄の格差是正、県民福祉の向上に寄与するための国庫支出であることこそ、真に沖縄県民の労苦に報いるゆえんであらうと私は信ずるのであります。

その次に、通貨の切りかえを一ドル対三百六十円の率で即時断行して民心を安定させていたきたい。アメリカは、通貨は施政権のシンボルとして固執し、難色を示しているやに聞いておりますが、二十六年間の施政の責任者としてこれ以上沖縄県民を苦しめる必要はないはずであります。復帰はすでに既定の方針であり、政府も、復帰に際し県民の不必要な混乱を生ぜしめないように万全の措置を講ずるといふこともしはば言明されたことであります。このままの状態では、末端行政を滞滞させるばかりでなく、住民個々の日常生活にも多くの不安動搖を与えておるのが実情であります。このことについてさえアメリカを説得できないとするならば、日本に外交はないと言つても過言ではありません。外交といふものは、申し上げるまでもなく、相手を説得するか、相手に説得されるかでありまして。われわれが正論をもって相手を説得すれば、必ずそれだけの成果を私はおさめ得るものと思ふのであります。そのアメリカにドルの交換を説得できないやうであれば、もはや日本外交は、アメリカが戦争放棄と言へば戦争放棄、再軍備と言へば再軍備、指先に踊らされるかいらい外交というにすぎないではありませんか。

さらにもう一つ付け加えて申し上げたいことは、地方自治体の民主的運営、健全育成について細心の注意を払っていただきたいということでありまして。

先ほど言及いたしました自衛隊配備のための土地取得に對していろいろな工作がなされておるといふうわさを耳にしております。任命主席時代、沖縄では弁務官資金といふものがありまして、弁

務官に服従する者には特別な資金を与える、そうでない者には補助金与えないといったような宣傳工作がなされました。異民族支配でこのようなことがあることはさすがに忍ぶべからなかつたとしても、われわれ憲法の体制に入つてなおこのような地方自治体をゆがめようとする施策がなされるようであつてはならないと信ずるのであります。

次に、最後に、大急ぎで申し上げます。真の沖縄平和開発方策を早急に策定していただきまして、沖縄の軍事基地の補強、拡充を施すのではなくて、沖縄を戦争終えんの地として長く記念するための平和の島に還元していただき、国土の最南端にある地理的条件、亜熱帯に属する気候風土等の立地条件を考慮し、沖縄県が果たすべき平和的任務を日本の経済構造の中に適切に位置づけていただいて、たとえば東南アジア諸国の若人たちがともに未来のアジアの繁栄を築くための研究にいそしむ学園の設立、亜熱帯植物研究センター、亜熱帯農業センター等の設立により、開発途上にある友邦諸国との平和友好交流の場として開発していただきたい。戦略的なかなめ石は、その方向を変えれば、必ず経済文化交流のかなめ石となり得ると私は確信いたしております。

最後に、きわめて謙虚にお願い申し上げます。あります。返還協定の審議を機会に、これを転機として、全国民が、初心をもちかえり、平和憲法と称賛されている日本国憲法を一度すなおに読み直す運動を展開していただきたいことをこいねがうてやみません。憲法第九十九条の国民的義務を国民の一人一人が実践していただくことによつて、わが国の道が開かれ、エコノミック・アニマルの汚名を返上して、憲法前段にうたわれております「國際社會において、名譽ある地位を占めたい」とする国民的願望が達成され、わが国の安泰が期せられるものと信じております。

陳述中いろいろと不適の言辭がございましたと存じますが、どうぞ虚心に受けとめていただきますして、御審議のほどをお願いいたします。（拍手）

○團長(安井謙君) どうもありがとうございます。

本来、午前中の公述の方が終わりましたから御質問を願うことですが、平良公述人の時間の都合がございますので、この際、御質問がありますれば、公述人にお断りをいたします。

○西村関一君 私は社会党の西村関一でございます。

平良市長にお伺いしたいと思ひます。ただいまの切りの問題につきまして御意見がございましたが、きのうの沖縄特別委員会におきまして、政府当局は、技術的にむずかしいというような答弁があったようです。すでに通貨の切りかえを数度にわたってやっております沖縄県の皆さんとしては、このことにはなれておられますが、その道もないではなからうと思ひます。でございますが、その点に關しまして御意見を承つておきたいと思ひます。

○公述人(平良良松君) お答えいたします。

通貨の切りかえが技術的にむずかしいという政府の御見解に対して、われわれは理解に苦しむものでございます。

沖縄におきましては、戦後の円流通時代、軍票時代、B円時代、それからドルの切りかえと、三回か四回通貨の切りかえが行なわれてまいりましたが、そのつどスムーズに行なわれてきておるわけでございます。

なるほどドルは世界通貨でありますので、この中ではむずかしいいろいろな理由もあろうかと思ひます。われわれ金融業者でありましたために、そのような問題については承知いたしません。しかしながら、おそれ早かれ円貨に切りかえなくちゃいけない。しかも、現実には円の変動相場制によりまして沖縄の民心が動揺し、民生が安定しない実情を見るならば、それこそ日本が腰を入れ、アメリカに早期の切りかえを要求すべき問題ではないか。要は、アメリカに対する日本政府の

腰の強さ、弱さにかかつておるのじゃないかと私は考えます。

○岩間正男君 自衛隊の配備について反対される御意見を展開されたわけですが、これにつきまして、戦時中の日本帝国主義の軍隊がどういふことを一体終戦まぎわに沖縄でやったのか、またこれに対する県民の感情はどういふことになつておるのか、お伺いしたいと思ひます。

もう一点は、今度配備される自衛隊はどのような軍隊だこれはお考えになつていらつしやいますか。国土防衛とか民生安定をうたつておりますけれども、はたしてこれに役立つ軍隊とお考えになつていらつしやいますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○公述人(平良良松君) お答えをいたします。

私自身の戦争体験を申し上げますならば、私、戦時中にフィリピンに従軍いたしました。九死に一生を得て帰つた者であります。私の所属している小隊は百二十七名でございましたが、その中から生還した者はたつた七名でございました。百二十名の自分のおい子相当の年齢の兵隊の一人一人の葬式をこの手で営んできた。帰つた沖縄は、私の両親は餓死状態のままで八十歳でこの世を終わったのであります。私の姉は十三名の家族が自決をいたしました。私のおいが同様に戦死をいたしました。身内の者から多数のけが人、死者を出し、しかも一木一草もとめないような状態に会つたときに、戦争のむなしさ、むごたらしさというものをこの身にしみじみと感じ、私が帰郷して荒廃したふるさとに立つたとき、これを復興することが、九死に一生を得て幸いに生き帰つてきた自分の天命だという使命感さえ感じ、今日まで私は戦争に反対する態度をとつてまいりました。しかも終戦当時、さつき申し上げましたとおり私は沖縄におりませんので、沖縄の状態を自分の目で見て、からだで体験することができなかったわけでありまして、私の近親者から聞き、あるいは那覇市民の戦争体験記なるものを最近募つておりますが、その中の記事から見まして

も、調子のいいときは軍隊はたいへんかつこうのいいものである。しかし、形勢が悪くなるにつれて、むしろ市民を苦しめる集団暴力団と化してしまつた。防空壕に入つておる市民を追い出して、われわれが入るんだ、住民が唯一の残した食糧としてたぐわえてありましたものを、軍刀をもつておどかして供出させていった。しかも、その中で、沖縄は海外から帰つた者が多くございまして、中南米に移民をして帰つてきた者が多くございまして、それらの外国語を解する者をすべてスパイ扱いにして、あちらこちらで日本刀のためし切りをした。また、敗戦はこれらのスパイ的行動によると、みずからの作戦のそこをたな上げして、住民に疑いの目をもつて残虐行為を行なつたといふことを聞かされております。われわれ今日までこのことを黙つていたのは、それがあつたにして、われわれの祖国は日本である、復讐の運動を進める一念から、こういうことをあえて口外しなかつたのでありますけれども、今日御質問がありまして、そのことを一言申し上げておきたいと思ひます。

で、沖縄の安全を守るとおっしゃつて自衛隊を配備されるのであります。先ほども申し上げましたように、沖縄は戦前一兵の配備もなくとも安全でございました。むしろ、軍隊が駐留することによつて社会不安をかもし、今日のように米軍が長期にわたつて駐留することによりまして、あらゆる社会悪が発生している現状であります。今日、強大国の中にある日本が沖縄にしかも重裝備を施すといふことは、むしろなま兵法は大げがのものと申します。災いを呼ぶためになること以外何の役にも立たない。もし、私のほうに憶測をほしますにせよせよなら、よしんば万が一国際紛争があつても、沖縄だけをまたものように犠牲にして、様子を見て適当な時期に日本は手をあげればよろしい、小の虫は殺して大の虫を生かせばいい、そついつたてまえがつてな発想に基づくものではないか。われわれはそついつた意味で、自衛隊の配備をされるだけのお金があるなら

は、沖縄の戦後復興のためにむしろ役立てていただきたい、そついつたふうにお断りをいたします。

○矢追秀彦君 公明党の矢追であります。二点お伺いいたします。

先ほど、米国の高等弁務官資金のことを提示されました。自衛隊の土地取用についての工作云々のお話がございましたが、この点についてもう少し具体的に実例をお聞かせいただければありがたいと思ひます。

もう一点は、平和な島沖縄にするための開発についていろいろ提言がございましたが、もちろん、あらゆる面での施策は重要だと思ひますが、今後沖縄の経済がどういった基盤経済ということから脱却をして、ほんとうに平和な豊かな沖縄県になるためにはどの部門、特にどれを重点的にやるか、いろいろ重点的なものはあると思ひますが、その重点の一番中心点をあげていただければありがたいと思ひます。

この二点。

○公述人(平良良松君) お答えいたします。

官撫工作的な行動があるというふうにも私もうわさを聞いております。新聞で報ずるところによりまして、中部のある村に公民館を建設してやるから土地の契約に応じないかといつたような誘いがあつたという話もございまして、また、那覇市におきまして、垣花で公民館をつくる、それが政府資金でつくるといふうわさが出ております。那覇市内における公民館は一部弁務官資金によつてできたものもありますが、大かたは各自治会の自己資金の拠出によつて従来建設されてまいりました。また各自治会には、建設されておるものは申しませんが、ある程度やつております。そのようにして自治会自身が金を出し合つてつくつておるものが今日の公民館建設の実情でございます。それが、日本のどのようなくところから資金が流されてくるのか、そついつたうわさが飛んでおりますので、われわれが憶測するところでは、高等弁務官資金みたような官撫工作費としてこれが施

設庁あたりの予算から出されるようなことが万々一ありはしないか。そういうことになりまうとすると、地方行政の健全な発育ということ、発達ということ、これを非常に阻害します。この点はぜひ御警成をいただきたい。また、そのようなことがあればぜひ参議院のほうから御警告をいただきたいと存じます。

沖縄開発の方策につきましては、私はもっぱらいままで復帰運動に従事してまいりましたので、こまかい経済、産業の知識を持っておりません。抽象的に先ほど申し上げましたが、たとえば日本経済の中で沖縄県というものをどういうふうな位置づけるか、そうしてどのような生産的な任務を負わせるか。これは専門家の方々が十分検討していただければおのずからその道は開けるものと確信するものでございます。悪政はトラよりもたけしと申しますけれども、国が栄えるのも衰えるのも政治の、政策のいかんによるものでございす。インドのように広大な国土を持ち、多くの国民を擁しながら、なお年々飢饉に見舞われるところもあるれば、日本のように全然天然資源に恵まれないながらも、国民が勤勉であり、そのつど政策が巧みに運用されてきたところでは、GNP世界第二位という生産国家にも成長する可能性のあるわけでございます。もちろん、このGNP世界第二位ということは、われわれがそれを誇るのにはまだまだ幾多の欠陥があるのでありますが、そのようにして沖縄対策が十分に沖縄の立地条件を生かす方策を編み出していただければ、沖縄は一億国民の中の一つの百万人でございす。これが食っていけないという状態は絶対にあり得ないと私は確信をいたすものでございす。

○高山恒雄君 民社党の高山ですが、市長に伺いたいのですが、生鮮食料品等は沖縄でまかなうだけのものがないのではないかと思います、大かたのものが日本本土から輸入されているというのが現状ではないかと思うのですが、御承知のように年の暮れでもございすし、物価の値上がりはいろいろな状況にあるのか。全く年の瀬を迎えてド

ルのショック等による、特に生活品の不足が目立っております。これは、こういう感じがわれわれはするわけですが、この点をひとつお尋ね申し上げたいと思ひます。

○岡長(安井謙君) 平良公述人にお聞きする時間、大体、十時四十五分ぐらいに考えておりますので、そのおつもりで御容弁願いたいと思ひます。

○公述人(平良良松君) 生鮮食料品の自給自足体制はまだできておりません。戦前沖縄は蔬菜輸出県として大きく沖縄の経済をささえておったのでございす。戦後アメリカに膨大な軍用地、しかも主要な生産地帯を占められておりましたために、農業が非常に衰退いたしました。同時に、第一次産業に対するアメリカの関心というものが薄かったために、遠海・近海漁業がきわめて衰退いたしました。しかしながら、現在ではほとんど蔬菜類、たとえば白菜やゴボウ、ニンジンに至るまで鹿児島や宮崎から輸入しているという実情であります。これはまことに恥づかしい限りであります。そこに政治の貧困を如実に示すものであり、蔬菜園芸の指導がよろしければ、必ず、自給自足をするだけではなくて、東京、大阪に對して蔬菜供給県となり得る可能性があると私は考えておりますので、その面の対策もぜひ講じていただきたい。

それから、物価の値上がりについてでございますが、いまだどの程度の物価値上りになっているか、そのパーセンテージはよくわかりません。後ほど数字を調べて御報告申し上げたいと存じます。ただ言えることは、私、最近南米まで回ってまいってつい帰ったわけでございますが、南米諸国におきましても、ニクソン声明以来二、三カ月の間に三〇%の物価値上りが生じておるといわれております。沖縄においてもしかりでございます。このドル・ショックというものがいわれて以来、恩恵もからんで、物価は相当の値上りを来たとおるかと考えております。こまかい数字、パーセンテージにつきましては後ほどお知らせしたいと存じます。

○塚田十一郎君 私、自由民主党の塚田でございます。平良公述人さまにまことに素朴なお尋ねをいたすのでありますが、公述人は、現在の協定それから関係法案に、どちらもお反対というお立場をとっておられるように伺ったのでありますが、反対ということになれば沖縄は返ってこないということ、それが公述人と考えられておられるわけでありまして、そこで、公述人が反対と言われるお立場は、返ってこない、返らないほうがいい、あるいは返らないけれどもやむを得ない、それとももう少しうたったお尋ねをするのでありますが、反対しても、国会は自民党が多数だからおそろく通るだろう。したがって、返ってくるであろうが、いろいろ不満の点があるからそれらの点をひとつ改めろ。できればこの機会にもつとりばなものを一つつけてほしい。それが改めろというふうな、現実は不満であるのかどうか。それをお聞かせいただきたい。

○公述人(平良良松君) お答えいたします。塚田先生のお尋ねにつきまして、非常にデリケートな問題があらうかと存じます。また、一様にみなそのような疑問を持っているわけでありまして、しかしながら、われわれといたしましては、先ほども申し上げましたように、沖縄の返還ということは、軍事基地をなくして、戦争の危機を誘発するような要因を取り除いて、平和な島にしていただくということが、これが県民の願望でございます。しかし、それにもかかわらずその願望は一切無視されて、ほとんど顧みられていない。その中で、佐藤・ニクソン共同声明を根幹といたしまして、今回の返還協定の内容につきましては、もつと日本政府が、さらにつけ加えて申し上げますならば、この佐藤・ニクソン会談以後、急速にアメリカが対中国態度を変えておるこの世界情勢の変化をも踏まえて、いまだ一度努力をされる必要があるのじゃないか。返還協定が成立しなければ沖縄は返ってこないことをおっしゃいますけれども、沖縄は当然に返ってこなくちゃいけない。

それは日本が国連に加盟したときに、国連憲章の規定によりまして、加盟国相互間の領土の中では委任統治地域を設定しないという規定もございす。しかし、それにもかかわらず、日米の間には講和条約という特殊な条約があつて、特段の取りきめがなされておるので沖縄は今日の状態になつたわけでありまして。しかしながら、日米が互いに友好親善という態度を変えないならば、必ず話し合いによって沖縄県民の願望は達成される。また、それを達成しなければ、真の沖縄の返還という意味がほとんどなくなるということでございます。われわれは一日も早く帰りたい。帰りたいが、しかしながら、沖縄がいつまでたっても軍事基地の役割ばかりしか背負わせられないということになると、まことに心外でございます。しかし、何べん申し上げても同じことでありましてけれども、返還協定のやり直しを、沖縄が戦前のような平和な島の姿に戻るまでは私は続けていきたい、それを主張していきたい、こういうふうな考へております。

○岡長(安井謙君) 時間の関係もありますので。

○塚田十一郎君 じゃあ、けっこうです。

○岡長(安井謙君) それでは、いろいろ御質問もあるかと思ひますが、時間の関係もありますから、平良良松公述人に対する質疑はこのくらいにいたしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○岡長(安井謙君) 次に、久貝公述人をお願いいたします。(拍手)

○公述人(久貝良順君) 私は公述人で弁護士久貝良順であります。

このたび参議院沖縄派議員団が、沖縄返還協定及び沖縄の復帰に伴う関係七議案を御審議されるにあたりまして、現地沖縄の県民の声を直接御聴取されるため、沖縄における公聴会を開催されたことに對しまして、心から敬意を表するものでございす。それとともに、意見陳述の機会をお与えくださいましたことに對し感謝申し上げますのでございす。

第二、沖繩に國連機構を設置することについて。一九四五年四月一日沖繩は米國軍隊の一齊上陸によつて全島が戦場と化し、十八万八千余の同胞が戦死いたしました。一九四五年六月二十三日、事実上沖繩は終戦となつたが、引き続き米國の軍政下に置かれました。一九五二年四月二十八日対日平和条約が発効して日本國は平和に立ち返つたが、しかし、われわれ沖繩は日本には返ら

かし、沖縄県民はこれらの損害に対しても強く補償を要求するものであります。関係委員会における総理大臣及び関係国務大臣の御答弁で、これらの損害に対しても補償がなされる旨伝えられておりますが、これだけでは、なお私たちは不安であります。この事項については、ぜひ立法措置を講ずることによって日本政府のはっきりした方針を打ち出すよう要請するものであります。そして、

土地を米國軍隊等の使用のために賃貸している地主三万八千三百余名の団体である沖繩市町村軍用地主連合会は、關係地主の要望をまとめて次のように決定をいたしております。本土復帰後日本及び沖縄縣に公用地として賃貸する土地の賃料の適正価格は二百十五億円とする。もし、二百十五億円を日本政府が支払うのであれば、地主の大多數は契約に応ずる用意があると決定をしております。

した。(拍手)
○國長(安井謙君) どうもありがとうございます。
た。
○國長(安井謙君) 続きまして、知念公述人にお
願ひいたします。(拍手)
○公述人(知念盛仁君) 私は、公述人嘉手納村議
會議員の知念盛仁であります。沖縄返還協定並び

に沖縄の復興に伴う関係国内法案に対する意見を述べさせていただきます。

二十六年の歳月の流れは、あの忌まわしい戦争で焦土と化したこの沖縄の土地にも草木が育ち、家が建ち、表面は何事もなかったかのような装いをしております。当時八歳でありました私は、容赦なく撃ち込まれる砲弾を避けるため、岩はだに身を寄せ、小さなからだをふるわせていた少年、いまはこの壇上から沖縄の心の万分の一でも訴えたく登壇いたしました。

戦争孤児、戦後の沖縄、思い起こすだけでも重苦しい日々でありました。沖縄県民の置かれていた状況を理解していただくために、二つの例をあげたいと思っております。

例一は、各種の基地被害をこうむって絶えず不安な生活をいられている嘉手納村民の状況であります。

昭和二十年四月一日、米軍が上陸して以来、その総面積の八八％が軍用地となり、北は巨大な弾薬庫、前は米軍が東洋一と誇る嘉手納空軍基地にはさまれて、わずかな土地に村民はひしめいて生活しております。昭和三十七年から昭和四十三年までの六年間、この期間には特にベトナム戦争が激化している時期でありましたが、このように極東に緊張が発生しますと、もろもろの基地公害が発生いたしております。飛行機の墜落事故が三回、その事故で死亡した人が三名、重傷傷二十四名も出しております。この中には、あのB52の墜落、大ごう音をどろどろかして県民のどきもを抜いた事件も含まれております。住家全焼が三むね、校舎・住家等損害三百六十五件もこの三事件で被害を受けております。滑走路の拡張工事による砂じん事件、空軍基地から流された航空燃料あるいは洗剤ABSによる汚染、これは例の「燃える井戸」事件へと発展したのであります。被害人員が百五十六人も出ております。その事件は、一部まだ未解決であります。住民地域近くに大型駐機場をつくり、そこで昼夜エンジン調整されるごう音は、実に殺人的のごう音であります。

また、いままで申し上げました各事件による賠償額は、アメリカの賠償委員会の一方的な査定によって要求額の四分の一ないし三分の一に査定され、被害者は長引く賠償の解決に生活に困り、不本意ながら受けている状況であります。この中でまだまだ未賠償の部分もあるというのを御留意くださいますようお願いいたします。

これらの事故は、先ほど申し上げましたように、ベトナム戦争の激化と関連いたしております。極東に緊張が起こった場合に、沖縄県民がこのような犠牲をいられてきたのが過去二十六年の経過でございます。いつまた極東に緊張が発生した場合に、どのような事故がわが県民の上に降りかからないともだれも保証ができませんのであります。ですから、沖縄県民は、一日も早くこのような基地が整理縮小され、願わくは近き将来に平和な島に生まれかわってもらうよう、声を大にして訴えているわけでございます。賠償額が不当に安く、一方的に査定されておりますのも、先ほど申し上げましたように、解決が長引き、被害者が生活に困ったあげくに不本意ながら受け取っているというところであります。このように、法治国で正当な賠償がもらえずに一方的に査定され押しつけられるのも沖縄の現状であります。このような例を引用いたしますのも、沖縄の現実、過去二十六年間の県民の歩みを理解していただきたいからであります。

もう一点は、疎開船対馬丸遭難学童及び引率教師、学童の付添人処遇についてであります。

御高承のとおり、沖縄における学童疎開は、昭和十九年七月七日、時の東条内閣の緊急閣議をもって、沖縄島防衛戦略のための至上命令として決定され、その実施にあたっては疎開奨励の方針態度として、「単なる避難若しくは退散にあらず、戦争完遂のための県内防衛態勢の強化と人的資源の保護、食糧事情の調節を図る作戦措置」として、ほとんど強制的に指示され実施されたものである。その結果、対馬丸には学童及び付き添いの婦女子千六百余名が乗船し、駆逐艦二隻の護衛を受けて、当時すでに米軍の制圧下であり、戦場地帯として指定された太平洋上を北上し、昭和十九年八月二十二日、米潜水艦の魚雷攻撃を受けて、悪石島沖の太平洋上に漂沈し、一瞬の間に一千四百余名のとうとう生命が奪われたのであります。百余名の中には米軍が最初に上陸した地点、砂辺、水釜海岸から少し離れた古堅小学校区の学童及び付添人が七十八名含まれ、一家全滅に近い犠牲を受けたように、持参いたしました読本の中には、みな抹消されております。一家全滅であります。このような犠牲のもとに、国家の戦争遂行がなされ、しかも、強制疎開をさせられたこの犠牲者に対しては、国はたった二万円の見舞い金を支給したにすぎない。しかも、それに該当したのは、学童及び引率教師のみで、付添人に対しては二十七年になる今日まで何らの処遇をしていないということでありました。沖縄県民に押しつけられた国家のこの態度をとくところになつてくださるよう、重ねて要望いたします。

戦争は最も罪悪であり、戦争ほど悲惨なことはない。戦後二十六年、沖縄は戦場の延長であったし、一日たりとも心の休まる日はありませんでした。沖縄県民の要求する復帰対策の基本は、このように戦争につながる一切の政策に反対し、沖縄を含むアジア全域の平和を維持するものでなければならぬ。そのためには基地の整理縮小の方向を具体的に示し、県民の不安を大幅に軽減することであると私は確信するものであります。米軍基地の存在に加えて自衛隊の配備は沖縄基地の強化であり、米軍基地の肩がわりのために自衛隊を配備することは、海上諸国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は、増大こそすれ、軽減されることではない。県民は、かつての戦争体験、戦後の米軍支配の中から、戦争につながる一切のものを否定してききました。したがって、自衛隊の沖縄配備に反対するものであります。

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案についても意見を申し上げます。沖縄における米軍基地は、占領軍としての権力と絶対的排他的な施政権によって県民の意思を抑圧、強制使用したものである。それをこの法律によって正当化し、軍事基地の維持強化をはかることを目的とする法案であるがゆえに反対したいのであります。米軍基地の維持存続に加えて、新たに自衛隊の配備を予定し、これを可能ならしめようとするのがこの目的であり、暫定使用という名のもとに、五年もの長期にわたって、土地の所有者の意思いかんにかかわらず強制的に米軍や自衛隊に土地等の強制使用を認めることであり、沖縄に住むわれわれとしては何としても耐えがたい。特に私有に属する土地等を正当な手続を経ずして五年の長期にわたる一方的かつ強制的に使用することは、実質的に土地等の強制収用であり、いかなる理由を付したにせよ、私権に対する重大な侵害であって、財産権の保障を規定している憲法二十九条に違反するものと私は解するものであります。ですから、こういう法案はすみやかに正されるよう、特に沖縄の平和を実現され、ひいては日本の憲法を骨子として外交を展開され、この苦難の歴史に終止符を打ってくださるよう重ねて要望いたします。陳述の意見を終わりたいと思っております。ありがとうございます。(拍手)

○同僚(安井謙君) どうもありがとうございます。以上で公述人各位の御意見の午前中の陳述は終わりましたので、これより御質疑をいただきます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松井誠君 久貝公述人にお尋ねをいたします。私は社会党の議員でありますけれども、そういう立場というよりも、むしろ同業である弁護士という立場も兼ねて実はお尋ねをいたしたいと思うのです。

それは、先ほどお話しになりました請求権の問題であります。御承知のように、協定の四条の二項と三項で請求権の放棄が留保をされておる分がございます。これは、アメリカの手によっていま

までの延長として支払われる、そのことで十分であらうかというのが一つのお尋ねであります。御承知のようにたとえは覚書によって外国人賠償法による支払いは引き続きアメリカがするということになっておりますが、外国人賠償法も、われわれが普通考える請求権という権利の概念からはずいぶん遠いだろうと思ふのです。先ほどあなたのお述べになりましたように、これを権利として認めるということになりますと、最終的には司法的な救済、いわば公権力による権利の実現、そういうものを伴わなければ権利の名に値しないわけでありまして、しかし、外国人賠償法は、もとよりそういう仕組みにはなっておりませんし、むしろ、最終的かつ決定的な支払いだという条件、満額という了承がなければ渡さないという条件、いろいろな制約があることは御承知のとおりです。そこで、これからの支払いの分も含めて――

いままでの分にもいろいろと被害者からは不満があらうだろうと思ふのです。それを日本政府に対する補償の要求として――それがここで権利であるかどうかは私はいま問いません。問いませんが、そのことを含めて補償の請求をされるという立場でおありかどうか。先ほど補償の請求をされましたので、それがたとえそういう意味で外国人賠償法の問題、あるいは復元補償の問題ですね。復元補償は布令二十号で一応いまだ何がしか支払っておりますけれども、これもきわめて遅々として進まないし、金額そのものが問題です。日本の場合にはあの地位協定に基づいていろいろの関連法案で、たとえば解放を受けて復元するまでの間少なくとも三ヶ月は管理費用が要するだろうというところで支払われる、あるいは残地補償だとか隣接地補償だとかというの、一応額の大小は別として、払われるという仕組みになっております。しかし、そういうものが布令二十号による復元補償の場合にはおそれくない。そういう意味で、いろいろ本土法的な感覚で考えても、ずいぶん足りないところがあると思ふのですが、そういうものを補償をされるというお考えがおありかどうか、このことを実はお伺いをしたいのであります。

○公述人(久貝良順君) 久貝でございます。ただいまの御質問にお答え申し上げます。ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず外国人賠償法についてでございますが、沖縄には多分一九五三年ごろかと記憶しておりますが、それまでは米軍軍隊、それから軍人などによつて琉球住民に対して与えられた被害、それに對しては何ら補償がなされなかつた時代がございました。それに対して、当時私は琉球政府の法務局におつたのでございますが、アメリカ側に強く要望いたしました。それでは琉球の人権に対する無視だということで米軍側に強く要請いたしました。それで、それでは琉球に外国人賠償法を適用させる、したがつて、アメリカの軍隊等によつて被害を受けた者は、それによつて賠償するから、請求をしないということになりました。それによつてそれ以後は賠償がなされてきていたものでございます。しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、額において非常に低廉である、それから請求書や折衝の段階において英語であるというところで、被害者のほうは非常に不便で、この問題についてはずっと大きな不満はあったわけでございます。しかし、請求の方法等その後日本語でこれをやる、それから琉球政府が被害者との間に立つてアメリカと十分折衝するというような点で、だんだん改善の方向にまいてきております。しかしながら、現時点において、なおわれわれはこれによつて満足に賠償がなされているとは考えておりません。しかし、一応は法律によつて賠償するといふその根拠が示され、現実に賠償がなされていることだけは事実でございます。御指摘のとおり、この外国人賠償法によつて賠償がなされていることに対しては琉球住民は必ずしも満足はしておりません。それが実情でございます。それから、返還協定によつて留保された部分はそれで十分かということでございますが、これは今後のアメリカ政府の賠償方については十分琉球住民側も監視の目を向けていき、われわれとして

は、協定にうたわれているその法文を信頼して、今後の実施の面で琉球住民に不満が起らないようにしていけばけっこうじゃないか、そのように考える次第でございます。

○山下春江君 私は自民党の山下でございます。久貝さんにお尋ねいたします。

いま御答弁の中に、琉球政府にいたということでございますので沖縄をよく御承知だと思ふんですが、私はいまから十四年ほど前に厚生省の政務次官をいたしておりました。そのときに、きょう御出席の屋良主席がその当時は沖縄の遺族会長でいらつしやいました。いまの遺族会長の金城さんが副会長さん、そのお二人とそのほか、二、三人でおいでになりました。で、沖縄の嘉手納地区で働いている健康な男子の方が毎月一生懸命ちろんドルでございますが、日本の円に直して三千二百円くらい。そのときに日本では戦死をされた方の遺族の方々に遺族扶助料というものが出されて、今日も出されておりますが、それが月四千七百円でございます。もちろん、遺族の方でございますから、お金の毒は当然でございますが、沖縄は私もその当時想像するのには、まあ私は四十万戸と屋良主席から聞いたのでございますが、沖縄四十万戸全部遺族であつたであらうと想像できる。にもかかわらず、日本では四千七百円差し上げていくのに、沖縄に対しては一つも差し上げてないというところはそれは不合理だから、アメリカ施政権下であらうと何であらうと、日本人である沖縄の御遺族の家庭にこの遺族扶助料を流すべきだということ、当時内閣総理大臣は鳩山一郎先生でありましたが、その鳩山先生を説得いたしまして、そして遺族扶助料を、当時の四千七百円を沖縄の御遺族の方に流すことに成功いたしました。私は調べてきませんでしたので、それが今日まで続いているかどうかということを実は知らないで参りました。先ほどちょっと沖縄の方にお目にかかりましたので、その遺族扶助料は今日もずっと継続されておりましたらうかと聞きましたら、ずっと

と継続されているとおっしゃつたのでございますが、そういうことで、まあ私は日本の母の立場である一人の議員として、沖縄の方がたとえアメリカの施政権下にあつても何であらうと、祖国を守るためにそういう不幸な目におあひなつた方に対しては、同じくやはり日本政府からあつたかい手を差し伸べるべきであるということを主張して、当時の総理に御同意を得てそのことを達成いたしましたものでございます。それが今日、先ほど聞きましたら継続されているということでございましたので、私はたいへんありがたいと思ひますが、ただ、金額等は一つも調べてまいりませんでしたので、いまは立場が違ひます屋良主席は、実はその当時は遺族会長でいらつしやいました。私は自民党でございます。当時から自民党でございますましたけれども、遺族会長の屋良主席、それから副会長の金城さん、そういう方の御陳情に私はもう涙して答えた。本土の政治は決してそんなに冷たい、沖縄をあつたかいい目であつたかという政治は決して行なわれていないと思ひますその一つの証左でございますが、久貝さんはその実情を御承知でいらつしやいますしうかどうでしうか。お尋ねいたします。

○公述人(久貝良順君) 久貝でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。当時私は琉球政府に勤務しておりましたが、直接援護関係、遺族関係の仕事にはタッチしておりませんので、お答えの直接な答弁にはなり得ないかもしれません。が、当時このような実情がございました。実は御存じのように、沖縄は今度の戦争で全部戸籍が焼けてしまつた。沖縄全島で、宮古、八重山のほうには若干戸籍が残つておりますが、沖縄の戸籍は全部焼けたのであります。当時私は琉球政府の創立当時から民事課長をしておつたのでございしますが、琉球の戸籍は何としてもつくらなければいけないということで、その第一歩から戸籍整備法という日本にはない特殊の法律をつくつて琉球の戸籍を整備し、いまは本籍人口が百万をこしてあります。その当時は何もなかつたわけであり

ます。それを特殊な整備法をつくって琉球の戸籍を整備した者の一人でございますが、そのころ遺家族の方やそれから恩給をもらわれた、そういう方が私の事務所にあつて来てまして、沖縄に戸籍がない、したがって、私たちは恩給の受給も請求できない、遺家族年金の請求もできない。そして、それらの人はいまもう死にかかっている。それは沖縄に戸籍がないことによって、みずからの責任でないのに、私たちはこんなに苦しみに会わされている。君は戸籍の直接の担当者としてこれをどう思うかということで、強く私、訴えられました。実は私も泣きながらそれに対してお答えをしたことがあります。そういうようなこともあつて、私は民事課長として自分の全生命を投入したつもりで戸籍整備に当たったわけでござい

ますが、そのようにして遺家族年金それから恩給受給者、そういう方々が受給をするための基礎となる戸籍、それをつくることに私も側面的に援助した経験がございます。しかし、金額と、どういふ範囲、どのくらいの人数にそれが支給されているかということははっきり記憶してありませんが、未帰還者留守家族援護法という法律が日本にできまして、それを沖縄にもぜひ適用するようにしてもらいたいという側面的な協力もしたつもりでございますし、その基礎となる、請求の基礎となる戸籍の整備にも協力した、そういう経験がございます。しかし、お尋ねの遺家族に対する年金いかに、そういうふうなものははっきりお答えするほどの記憶は保持していません。

〇高山恒雄君 久貝公述人にお聞きしたいんですが、先ほどの公述人のお話では、私が数字の聞き違いをしておられるかもしれませんが、もし間違っておたら御訂正をいただければけっこうでございます。三万八千三百余名の地主で大体了解を得ておられることは、二百十五億の補償をすれば、その補償に基づいて学識経験者による細部決定をして、そして五年間の補償を継続する、こういうことを了承しておるかに私はお聞きしたわけ

ですが、そのほかに一〇〇〇〇〇〇〇〇の方の賛成者がいないというところは、結果的には不在地主なのかどうか、こういう点をお聞かせ願えとつけこうだと思ひます。

〇公述人(久貝良順君) 久貝でございます。お答えいたします。

先ほど二百十五億円を土地の借賃として日本政府が支払うのであれば、地主はこれに応ずる用意がある。それから、従来の例からすれば、地主の軍用地面積の九七〇が契約に際してあり、あとの三〇が収用地である。これは現在軍用地をアメリカが取得してやっていますが、現時点の比率でござい

ますが、その内容といたしましては、先ほどもちょうと触れたつもりでございますが、沖縄は相当地海外に移住しております。そういう方々があつて、現実には沖縄には土地はあるけれども所有者がいない。連絡は十分とれない。現時点でもそうであります。将来も、これも一応は予想されるわけであり

て、その当時図面もつくられたことになっていますが、現時点においては、こういふような土地所有権証明書、それから図面というものは、悪いことばでいえば、あまり信用できない程度のものでござい

〇公述人(久貝良順君) 久貝でございます。お答えいたします。

先ほど二百十五億円を土地の借賃として日本政府が支払うのであれば、地主はこれに応ずる用意がある。それから、従来の例からすれば、地主の軍用地面積の九七〇が契約に際してあり、あとの三〇が収用地である。これは現在軍用地をアメリカが取得してやっていますが、現時点の比率でござい

ますが、その内容といたしましては、先ほどもちょうと触れたつもりでございますが、沖縄は相当地海外に移住しております。そういう方々があつて、現実には沖縄には土地はあるけれども所有者がいない。連絡は十分とれない。現時点でもそうであります。将来も、これも一応は予想されるわけであり

て、その当時図面もつくられたことになっていますが、現時点においては、こういふような土地所有権証明書、それから図面というものは、悪いことばでいえば、あまり信用できない程度のものでござい

〇公述人(久貝良順君) 久貝でございます。お答えいたします。

先ほど二百十五億円を土地の借賃として日本政府が支払うのであれば、地主はこれに応ずる用意がある。それから、従来の例からすれば、地主の軍用地面積の九七〇が契約に際してあり、あとの三〇が収用地である。これは現在軍用地をアメリカが取得してやっていますが、現時点の比率でござい

ますが、その内容といたしましては、先ほどもちょうと触れたつもりでございますが、沖縄は相当地海外に移住しております。そういう方々があつて、現実には沖縄には土地はあるけれども所有者がいない。連絡は十分とれない。現時点でもそうであります。将来も、これも一応は予想されるわけであり

て、その当時図面もつくられたことになっていますが、現時点においては、こういふような土地所有権証明書、それから図面というものは、悪いことばでいえば、あまり信用できない程度のものでござい

〇公述人(久貝良順君) 久貝でございます。お答えいたします。

先ほど二百十五億円を土地の借賃として日本政府が支払うのであれば、地主はこれに応ずる用意がある。それから、従来の例からすれば、地主の軍用地面積の九七〇が契約に際してあり、あとの三〇が収用地である。これは現在軍用地をアメリカが取得してやっていますが、現時点の比率でござい

ますが、その内容といたしましては、先ほどもちょうと触れたつもりでございますが、沖縄は相当地海外に移住しております。そういう方々があつて、現実には沖縄には土地はあるけれども所有者がいない。連絡は十分とれない。現時点でもそうであります。将来も、これも一応は予想されるわけであり

て、その当時図面もつくられたことになっていますが、現時点においては、こういふような土地所有権証明書、それから図面というものは、悪いことばでいえば、あまり信用できない程度のものでござい

〇公述人(久貝良順君) 久貝でございます。お答えいたします。

先ほど二百十五億円を土地の借賃として日本政府が支払うのであれば、地主はこれに応ずる用意がある。それから、従来の例からすれば、地主の軍用地面積の九七〇が契約に際してあり、あとの三〇が収用地である。これは現在軍用地をアメリカが取得してやっていますが、現時点の比率でござい

ますが、その内容といたしましては、先ほどもちょうと触れたつもりでございますが、沖縄は相当地海外に移住しております。そういう方々があつて、現実には沖縄には土地はあるけれども所有者がいない。連絡は十分とれない。現時点でもそうであります。将来も、これも一応は予想されるわけであり

て、その当時図面もつくられたことになっていますが、現時点においては、こういふような土地所有権証明書、それから図面というものは、悪いことばでいえば、あまり信用できない程度のものでござい

いは美原、石川にまたがる、その撤去に必要な土地の住民は非常に大きな被害を受けております。それで、基地の公害は形は変わり、固定しているものではなくて、あちこちに順繰りに形をかえていくと申し上げたほうが妥当だと思っております。つい最近も隣村の越辺のほうにジェット機が墜落し、そのときは不幸中の幸いで人身事故はありませんでしたけれども、やはりこういう飛行機の墜落はまだたびたび起こっておりますので、いづれ大きな被害が起こるかはわかりません。

二番目の補償のことですけれども、未解決の部分にあって燃える井戸というものがあつて、それは具体的には大福湯の井戸汚染であります。これはちやうど営業してあります、非常に支障を来しております。請求額が二万三千九百四十ドル三十九セントを請求いたしておりますが、その査定になりましたのが七千八百十二ドル〇八セントというふうに、三分の一足らずでございます。こういう件で、不満であるとしてしまつたら、これは米軍の海外損害賠償委員会が上訴もできない最終的なものであると、こういうふうには押しつけているわけでありまして、そこに折り合ひがつかないのではありません。で、近く本土政府等にもこの問題の解決等について要請すると関係者が言っております。

三番目の、基地の拡張が行なわれているかどうかということですが、基地は私たちの村にはもうすでに六六年五月二十九日ごろ大幅な基地の滑走路拡張工事がありまして、それに伴う附帯工事は一応完了いたしました、空軍の施設には完ぺきというふうにはいっておられるのではないかと。その後の拡張工事は嘉手納村には見当たりません。しかし、北部やあるいは金武とか、そういうところには新たな基地の拡張や、あるいは知花弾薬倉庫等におきましては、若干の工事が行なわれているということがあります。

ところで、この行動は非常に隠密な行動をとる。最近いろいろ伝えられたところによりますと、大浦からあるいは知花方面に運んだであろう、ものしい武装をして、ガス輸送を上回る隊形で輸送をしたと、これがはたして核であるという確認はとっておりませんけれども、そういうふうには地に何らかの変化が起こっていることは確かであり、移動が起こっていることは確かであり、核撤去についての安全についてでありますけれども、これは調査におきまして非常に沿道住民がかなり広範囲にわたって避難態勢をとらなければならぬという危険なものである。その対策については専門家が具体的に安全措置を講じて、県民に不安を与えないように慎重に核の撤去の作業をすみやかに具体的に県民に示し、安心させてもらふよう要望する次第であります。

以上でよろしくでございますか。

○西村閣一君 時間もありませんので私は簡潔にお伺いをいたします。

一つは久貝公述人にお伺いいたします。先ほど国連機関の誘致を訴えておられたが、特に国連大学の誘致について触れておられたが、御承知のとおり国連大学を誘致しようとする候補県が多数にございますが、まだこれはきめていない状態でございます。沖縄県におきましてはどういう構想をお持ちでございますか。また、これに対する県民の関心はいかかでございますか。

それから知念公述人にお伺いをします。先ほど具体的な事例を述べられました切々と沖縄県民の声を代表してお訴えもございました。深く感じたのでございますが、あの学童疎開船の遭難につきましてまだ手厚い措置が講ぜられていないということでございます。これは、私は野党でございますけれども、与党の方々の有力な方が多数きようお見えになっておられます。よく検討をいたしまして、法令が不十分であればどうすればいいかと

いうことも検討いたしましたし、御要望にこたえるように野党の立場からも努力したいと考えております。でございますが、これにつきまして、戦争遺児、戦争孤児と申しますが、あなたもその一人だということでございますが、現在、沖縄におけるこれらの方々が十分に所を得られておられるかどうか、また、これに対する対策等は十分になされておるかどうか、そういうことについてお伺いをしたいと思つております。簡潔にお答えをいただければけっこうだと思つております。

○公述人(久貝良順君) 久貝でございます。お答えいたします。

国連機関のたゞは国連大学、その沖縄への誘致については現地側ではどのような具体的な話が進められていくかという御質問でございますが、この点については、すでにコザ市においてはその誘致の運動も展開されている実情でございます。じゃ、具体的には敷地はどこかというところまではまだはっきりしていません。ところまではいっていませんが、地元がぜひやりたいという国連機関を誘致して沖縄につくりたいという運動はすでに展開いたしておることは事実でございます。

○公述人(知念盛仁君) お答えいたします。

この学童のほうには見舞金昭和三十七年二月二十六日に沖縄戦戦闘協力死没者等見舞金支給要綱で七百六十一名の方に該当いたしております。しかし、実際支給いたしておりますのは千四百三十四名でございます。その中では、ちやうど同年輩の七歳以上の児童がこの沖縄本島内におりましたならば準軍属として援護法の保護を受けておられますけれども、こういう疎開途中でなくなられたこれらの戦没者に対しては何ら法の適用がありません。ですから、遺族の方々は、同じ戦争遂行の目的でやったのだから、準軍属として法の適用を受けさせてもらいたい、そして加えて、子供が不安だからそれに付き添っていたおかあさんたち、おねえさんたち、そういう付添人に対しても

その処遇をしていただきたいというのが要望でございます。

それから、遺児の数は大体、沖縄本島では四万四、五千の数のほつております。私がちやうど八歳でありましたが、こゝ成長いたしてあります。ほとんど遺児というよりはもう青年に、壮年に近くなつておられて、家庭的にも非常に安定した生活を営んでおられる方がおられます。しかし、戦争中負傷したり、そういう面で非常にめづる生活を送られておられる方も一部にございますけれども、いま資料を手元に持つておられますので数字は申し上げられませんが、これでよろしくでございますか。

それから、山下先生のお話には、先ほどお話がありました、援護法の沖縄適用でたいへん御尽力くださいましてありがとうございます。法の適用は本土と何ら差別なく同一に扱われております。この特殊な例と申しますか、またこのように戦争の戦後処理がなされていない、法の光を与えておられないところを、この機会に御理解くださいます。ぜひこの遺児者に対しても厚い適切な処遇をしていただきますよう要望いたします。ありがとうございます。

○岡長(安井謙君) 岩間君、時間の関係で簡単に。○岩間正男君 簡単に尋ねますが、公用地等の暫定使用法案の問題であります。これは任意契約で九七〇というふうな話でありましたけれども、私たちがこの夏に伺いましたとき、だいたい地主連合会の方では委任状を取つておられましたね、各地で会合されて。そういう形でこれは進められている面もあると思うのですけれども、こういう点はどういふことになっておりますか。

それから、この法案はあくまで、これは任意契約というふうな立場から考えますと、結局は、最後にはこれに依りなければ強制収用する、こういうことになるわけですね。そして、しかも、いろいろな憲法違反がいまの論議の中で進められております。そうすると、やむを得ないから、結局

はまあしかなかったのだから、必要悪は認めながらもこの法案には結局は賛成するという立場をとられるのかどうか。

もう一つは、いままでの補償の關係で、補償がなくなれば生活が目に見えてとにかく苦しくなる、しかたがないからと、こういう形で補償額を多くすれば、やむを得ないという形で賛成をしておられる。私は、こういう点で実際はこの基地がどうなるのか。

それからもう一つは、当然、これは愛知前外務大臣の国会におけるいままでの答弁を聞いてみまうと、これは沖縄の土地というものは、当然返還によって地主に一度返される。それを今度は地主から借り上げて米軍に提供する。地位協定のたてまえはそうなっているのだ。したがって、あくまでそれを貫きたい、こういう方向でいきたい。こういうことを、これは六十五国会ではしばしば繰り返しているわけです。現に私たちもそういうような答弁を得ているわけです。これが、全然違ったような法案に変更された。こういう点については、沖縄の地主の方々はいろいろふうにお考えになっていらっしゃるのか、この三点についてお伺いしたいと思ひます。

○公述人(久貝良順君) 久貝でございます。お答えいたします。

まず、第一点の契約に應ずるであらう地主が九七〇で――面積の比率でございます。あとの三〇が収用になっているというところは、これは現在の事情でございます。御存じのように、現在の軍用地は、米国民政府が出しております布令第二十号、これによってアメリカが取得をしております。で、その取得の方法は、琉球政府が地主と契約をして、それから琉球政府でアメリカに転貸をする。地主との間には基本貸借契約、アメリカとの間には総括貸借契約というふうなものを取りかわして契約をしております。ですから、先ほど御指摘がございましたが、地主が何か委任状をまづめてというお話がございましたが、これは、琉球政府は個々の地主と契約をしておりますので、委

任状によって地主連合会が一括して琉球政府と契約をする、こういったような形はとってはおりないのでございます。それが実情でございます。

それから、公用地等の使用は民法によって取得するのたてまえであって、私もそれについてはそのように解釈しており、そうでなければならぬと思います。しかしながら、そのような民法に基づく任意な契約によってどうしても契約ができないう面があるであろう。それが、私の考えでは公用地法の適用を受ける土地ということになるのではないかと、いふふうに考えております。したがって、従来の経験からすれば、現在の経験からすれば、九〇％以上は契約に應ずるであらうが、あとの一〇％以下は公用地法の適用を受けるといふことになりはしないかということでございます。必要悪として認めるかということでございますが、しいていえば、そういうふうな解釈になろうかと考える次第でございます。よろしゅうございませうか。

○岩間正男君 愛知外務大臣の答弁といふ違っているわけですね。外務大臣はあくまで地主と話し合いを進めてやるのだと言っています。それがこういうふうな法案に変わったつちやうなことです。これはどうお考えになりますか。

○田長(安井謙君) 岩間さん、ちよつとむずかしいんですが、質問のしかたが。

○公述人(久貝良順君) 外務大臣の答弁と現実には法案になった形とは違っている……。

○岩間正男君 違っている。

○公述人(久貝良順君) それでございますれば、これは日本政府自身が法案を出す段階においての方針の変更ということでございます。私としては、現実に出てくる法案を中心としてのお答えしかできないわけでございますが、過程においてそのように……。

○岩間正男君 どう考えておられるかと思つた。けつこうです。それについて私は地主の連合会の比嘉さんなんかにもお目にかかつてお話をしておりますよ。ところが、これ変わりましたね、強制法

案に。こういうことについてどうお考えになつていらっしゃるのか、現地の皆さんは。

○公述人(久貝良順君) 強制法に全面的に変わったとは解しておりません。あくまでも民法に基づく契約には変わりございません。ただ、その民法に基づいて話し合いによって契約をしていきたいということだが、沖縄には、地主がいらない、われわれ、所有権がはっきりしないために地主の確認ができない、そういうふうな部分のものについて公用地法の適用があるであろう、こういうふうな解釈しております。それから、あくまでも基本線は民法に基づく話し合いによる契約には間違いないと思ひます。

○岩間正男君 地主で反対している人があるのでは。

○公述人(久貝良順君) ですから、そのことが、公用地法の適用を受ける部分は適用を受けるのじゃないかというふうな考えです。

○岩間正男君 そこをはつきりしておいて……

○田長(安井謙君) いろいろ御質問尽きないと思ひますが、時間の關係もございまして、たいへん残念ですが、午前中の公聴会はこの程度にいたしたいと思ひます。

公述人の方々、お忙しいところたいへんありがとうございます。ごめしました。(拍手)

〔午後零時二分休憩〕

〔午後一時二分開会〕

○田長(安井謙君) 休憩前に引き続き、参議院沖縄公聴会を再開いたします。

私、派遣議員団の団長で、本日の会議を主宰いたしております安井謙でございます。

参議院におきましては、目下沖縄返還協定並びに沖縄の復歸に伴う関係国内法案を審査中でございますが、これら諸案件につき直接現地のの方々の御意見を承るため、御当地にわれわれ議員団一行が派遣された次第でございます。

本公聴会の問題は、さきに御案内申し上げましたとおり、沖縄返還協定、すなわち、

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件並びに、

沖縄の復歸に伴う関係七議案、すなわち、

沖縄の復歸に伴う特別措置に関する法律案

沖縄の復歸に伴う関係法令の改廃に関する法律案

沖縄振興開発特別措置法案

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件

沖縄平和開発基本法案

及び

沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案

以上の八件についてでございます。

まず、派遣議員を紹介いたします。

副団長松井謙君、高田浩運君、楠正俊君、塚田

十一郎君、亀井善彰君、山下春江君、山本敬三郎

君、長田裕二君、梶木又三君、鈴木省吾君、西村

関一君、矢追秀彦君、高山恒雄君、岩間正男君、

宮之原貞光君、田英夫君、中尾辰義君、木島則夫

君、星野力君。

現地参加の補綴一郎君、喜屋武眞榮君の諸君でございます。

次に、本日午後御意見を述べていただくため御出席をお願いいたしました五人の公述人の方を紹介いたします。

村山盛信君、仲田昌繁君、宮國英男君、芳沢弘明君、小嶺憲達君。

公述人の皆さまには御多忙のところを御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。

まず最初に、公述人各位からこれらの案件につ

見をお述べいただくのは、お一人当たり十五分以内でお願い申し上げます。

一通り公述人各位から御意見を承った後議員から質問申し上げることにいたしておりますので、その際は、なるべく簡明にお答えをお願いいたします。

なお、本日の会議の趣旨は、皆さまからの御意見を拝聴いたすことにありますので、私どもに対する御質問は恐縮ながら御遠慮願いたいと思っております。

また、なるべく円滑に会議を進めてまいりたいと存じますので、発言される方は、座長の許可を得てからお願いたします。

傍聴人の方々におかれましては、会議の進行に御協力下さいようお願いいたします。

午後三時三十分、おひね午後四時三十分を予定いたしておりますので、御了承願います。

それでは、これより順次公述人の方より御意見を承ります。発言は、私から順次指名させていただきます。

まず、村山公述人をお願いいたします。(拍手)
○公述人(村山盛信君) 持ち時間の都合上、読み上げて公述にかえたいと思っております。

御指名をいただきました嘉手納村字嘉手納二百八十二番地に住む村山盛信でございます。これから申し上げる私の所見の中に、いろいろと諸先生方のお気にさわるようなことがもしありましたら、私の表現のまずさでございますので、あしからずお許しをお願い申し上げます。

本日は参議院議員の安井謙先生ほか諸先生方が、沖縄返還協定並びに沖縄の復興に伴う関係諸法案の審議に資するため、わざわざ遠路現地までおいでくださりまして、私も日ごろ所見を述べられる機会のない者の声をお聞きくださるその機会をつくっていただきましたことはまさに時宜を得たものであると心から厚く感謝を申し上げます。

私は現在参議院で審議しておられる沖縄の復興に関するすべての法案について十分なる知識と見

解は持つておりませんので、戦後沖縄の縮図ともいわれる嘉手納村に生まれ、二十有年住んでいられる者の一人として復興問題について日ごろ私の持つていっている感じを述べて議案審議の参考にもなれば幸いと存じておる次第でございます。

その前に私の戦後二十有年住んでいられる村のアウトラインを諸先生方に御紹介申し上げたいと思っております。嘉手納村は那覇市から一号線に沿って北へ二十四キロメートルの地点にあり、人口約一万五千、総面積約四百四十九万二千六百五十四坪でございますが、そのうち、軍用地が約三百九十四万四千坪でございます。民間所有地が残り一三〇万坪でございます。で、住民の大多数が直接、間接に基地によって生計を営んでいるというのが現状であります。ちなみに軍用地料年間約八十五万二千ドル、軍雇用員が約九百人、その年間賃金が八十一万五千ドル、外人向け貸し住宅が六百五棟、その年間家賃収入が五十八万ドル、以上ざっと二、三の例をあげても二百万ドル余の収入で、その他直接、間接のこまかい基地収入を拾い上げると、当村だけで年間収入三百万ドルはこえたと推測されるわけですが、このようにして基地経済にささえられている当村の現状を申し上げたわけでございますが、このことは大小の差はあれ、中部十四カ市町村にも言えることでありました、全沖縄にも言えることではないかと思っております。

【团长退席、副团长着席】

反面、相次ぐ基地被害に戦後二十有年悩まされ続けてまいりました。諸先生方にも御承知のことと思っております。燃える井戸、昼夜の別なく耳をつんざく爆音、B52の墜落、輸送機の墜落事故による人身殺傷等数えあげれば限りがないほどであり、そのつど私たちは軍当局に厳重なる抗議をし、適正な補償または対策などを要求してまいりましたが、制度の違い、言語、習慣の違いから十分なる対策、満足なる補償も得られない状態にあります。まさしく靴の上から足をかくもどかしさを覚える

のでありますが、さきに申し上げましたとおり、私たちの生活がかかっているのに、残念ながら、車があるから交通事故があるといったような明快単純なる答えは出てこないものであります。

以上沖縄の縮図といわれる嘉手納村の現状を申し上げましたが、このような問題を早期に解決するためにも、私どもは一日でも早く祖国復帰が必要であると皆さまに訴えたいのであります。

さて、私たち沖縄県民が戦後四分の一世紀にわたり願望し続けてきた祖国復帰が本土政府の御努力と米國政府の深い理解のもと、そして国会議員の諸先生方の御協力によりまして、いよいよあと旬月にして晴れて沖縄県になることはまことに喜ばしいことであり、北方領土の例から見てもさし

くこれは夢ではないかと思うほどであります。いま沖縄復帰問題についてたくさんの方々が議論をなさる先生方に審議をわずらわしておりますが、私は何はともあれ、まず復帰することが最も前提第一であり前提条件である、こう考えております。

協定内容に多少問題点もあるようでございますが、復帰という世紀の大事業を完成するためには、相手のあることであり、やむを得ないことと思っております。請求権の放棄については、私たちは米國に対しての放棄であつて、日本政府はわれわれ県民の請求に対しては何らかの形で補償をするものだと承っております。ただ、ここでこのことであ

り、少しく申し述べたいことは、単なる見舞い金であらういはまた慰謝の意味での見舞い金では、年度によつて、予算によつて不安定があるもので、法の根拠に基づいて補償できるような措置をしてもらいたいと希望申し上げる次第でございます。

安保条約の適用については、本土に条約がある限り沖縄県もその例外ではない。安保条約の適用は当然であると考えなければなりません。

VOA放送については、沖縄返還の相手側の条件であればやむを得ないので、五年といわず、復帰後なるべく早く撤去するよう沖縄の主権を取り戻してから交渉を続けてもらいたい。また、福田

外務大臣もそのような趣旨のことを言っておられたようでございます。

三億二千万ドルの資産買い取りは、復帰後の沖縄発展のための電気・水道その他の施設の買い取りであり、県民のひとしく要求する核撤去費であり、県民同胞の軍需職者の退職金の適及適用分であるならば、戦後二十有年沖縄を里子にやつて異例の経済発展を遂げた日本といつたしましては、そのくらいのご意はあつてしかるべきだと私は考えるわけでございます。返還協定より直しの声もあるようでございますが、事実上これは不可能だと私は考えます。また佐藤総理大臣もその意思がないように見受けられます。やり直しを要求する者またはその団体が政権を担当して、はたして多少おくれるという程度の年限で私たちの祖国復帰が実現するかどうか、いささか不安でございます。

核基地の点検ということも事実上不可能だと私は思っています。日米両国の誠意を信頼するよりほかはないのじゃないかと、こう考えております。自衛隊の配備については、沖縄が、わが国土の一部である以上、本土には配備されている自衛隊を沖縄には配備できないというところは、これこそ片手落ちであり、特に沖縄は本土より遠く離れて点在する離島であります。わが國の最南端であり、最近の中国対台問題についても予測できない事態が発生する可能性もあるかもしれないのであります。最南端の与那国島では第三國人に漁場を荒らされ、不法上陸等もひんぱんにあるように聞いております。数名の警察官では手にも負えないようであります。わが國の領土の一部とみなされている尖閣列島についてもまた同様だと考えます。

自衛隊は戦前の軍国主義時代の軍隊とは全くその性格が違い、特に自衛隊の常時活動の民生協力には沖縄の発展開発にも役立つものと考えております。そうでなくとも、独立国として自國の防衛力を持つのは理の当然だと考える次第でございます。

公用地等の暫定使用についても、新たに県民の土地を収用するのではなく、現在でも軍用地とし

て使用されている土地で、特に電気・水道・道路等、われわれの日常生活に必要なものでない施設のものであつて、復帰までに地主との契約が成立しない特別な土地に、暫定的に五十年をこえない範囲で使用し、その間に地主との交渉を続けて円満解決をするという趣旨の法であると私は受けとめております。復帰時の過渡期にあつては必要な措置だと思ひます。私は嘉手納村の千八百名余で組織している軍用地主協会に協会の意見を聞いたのでありますが、村内軍用地主には現在ほぼ了解を得ている地料、いわゆる二百十五億円でなければ、反対者は全くと地主協会会長は説明しているものであります。現在でも、たとえばこの法ができて適用者はいないということを聞かされております。現在でも未契約者がうちの村内に百四十三名いるが、これはたとえ千坪のAの土地内に五坪六坪くらいの墓とか井戸とかを持つている地主であつて、手続上契約のできないものなものであります。これは嘉手納村軍用地主協会会長の説明でございます。それでもなお地料は、依然としてこの地主の方々が受け取つてゐるという事実でございます。

その他各関連法案についても、戦後二十有余年の異民族支配下にあつて本土との格差があらゆる面にはありますが、そのおくれを取り戻すための諸法案と私は受け取り賛成いたしたいと思ひます。すべての問題はまず復帰実現であるという、日ごろの言わぬ大多数の県民の声を聞き、喜んで取りいただき、一日も早く復帰が実現し、喜んで本土同胞のもとに帰れることのできますよう、諸先生方の御尽力をお願い申し上げる次第でございます。以上申し上げまして、次に要項事項を申し上げます。

いままでは、私個人としての見解でございますが、これから沖縄県町村議長会、中部町村議長会会長としてお願いを申し上げます。いづゆる昨今問題になつてゐるドル・円の即時切りかえでございます。三百六十円で即時切りか

えていただきたい。これは私ここで正式に、公人としての中部町村議長会会長としての肩書きでもって皆さまにお願いを申し上げる次第でございます。

なおまた次に、基地周辺整備法の適用について、本土では横田基地の周辺四カ市町村におきまして、従来昭和三十七年から昭和四十五年までの九年間に約百億に近い金が公共投資されております。その点、沖縄では全く皆無の状態でございます。特に過去の期間も勘案いたしまして、復帰後相当な思い切つた政策を、基地周辺整備法を沖縄に適用してもらいたいと希望いたします次第でございます。

なお時間がございせんが、もう少し申し上げますと、本土政府の優先機関、沖縄の振興開発のためにぜひ必要だと思ひます。私は嘉手納村の公民館をつくるために、ことしの四月、総理府に総務長官をたずねましていろいろ御説明申し上げまして嘆願いたしましたところ、一億八千万円の公民館建設費を、先生方の御苦労で予算化いたしてもらつております。ところが私も、去年の四月本土の予算に計上されておりますので、もう今月——いづゆる今年の末、十二月までには何とかそこに住んで、村民もその公民館を使えるであろうと喜んでおつたわけでございます。そして敷地も準備し、現場説明もして、それからいざ入札——去る十五日に入札しようとした。そうしたら、琉球政府から待てと言われて、また待たされてゐるというふうな状態でございます。それが、内容をいろいろ尋ねてみましたら、琉球政府のほうから執行段階における諸手續がまだ本土政府にきていないというふうな状態でございます。こういうふうな状態にいたしまして、せっかく本土同胞の皆さまが、われわれ戦禍に打ちひしがれた沖縄県民のためにいろいろの施策をやつていただい

い。そういう面からも私は出先機関の設置は決して地方自治の侵害でも何でもない。その地方の発展のために必要だと、こう考へておる次第でございます。

それから、いろいろと基地関係、離職者対策法とか、いろいろ諸先生方の御心配によつてつけていただきましたけれども、肝心の基地関係業者の配転救済に対する事柄が一つも出てこない。私はこれが一番大切だと思ひます。本土の炭鉱業者救済法に準じて、その救済対策をぜひ皆さまのお力で考へていただきたいと、こういうふうに要望いたします。

さらにもう一つ、沖縄の医師不足にかんがみ、現在先生方に御検討いただいでいる琉大医学部の設置以外に、現在日本で検討されておりますところの県内にどこまで医療活動ができますところの自治医科大学を沖縄にも創設していただきたい。以上四点を申し上げます。なお時間がございせんのでたくさん申し上げませんが、軍用地等の問題についても、これからぜひまだ解決しなければいかぬ問題が四、五点ありますけれども、時間がございせんので以上で終わつて、諸先生方、よろしくお取り計らいください。私たちの声なき声、いづゆる赤じゅうたんのうで聞こえない意見をひとつ十分にくみ取りいただきまして、一日も早く復帰させていただきますようお願い申し上げます。公述にかえる次第であります。どうもありがとうございます。(拍手)

○副議長(松井誠君) どうもありがとうございます。次に、仲田公述人にお願ひいたします。(拍手)

○公述人(仲田昌繁君) 公述人の仲田でございます。沖縄返還協定を最大の焦点といたします第六十七臨時国会の開催中におきまして、沖縄返還協定並びに沖縄の復帰に伴う関係七議案に対し、現地沖縄県民の意思を聞かれるために開催され

した沖縄公聴会、並びに、遠路はるばるお見えになりました安井国長以下参議院の諸先生方並びに事務局の方々、ほんとうに御苦労さまでございます。

一、二点意見を申し上げてみたいというふうに考へます。日本が近代社会への歩みを進めてきた歴史の中で、沖縄の歴史は祖国復帰への戦いの歴史でございます。いまようやくその実現を見ようとするときにあたつて、本土国民世論や沖縄県民の多数がこの協定の内容に不平不満、疑惑があることをまず申し上げておきたいというふうに考へます。

まずその第一は、返還協定の内容がきつめてあまいであると同時に、基地返還の実態は、われわれ沖縄県民の熾烈な要求にもかかわらず極小であり、基地の機能は七二年の返還によつていさかも減退するものではないということがきつめて明白であります。主要基地がほとんど残るというところ、さらに全く沖縄住民の意思が無視された形のものではないかというふうに申し上げておきたいと考へます。

第二に、明確にしてもらわなければならないと考へますことは核の問題でございます。国会における論議で、政府は、沖縄の核が撤去されるのは共同声明八項と返還協定第七条によつて明らかである、というふうに言明していますが、われわれ沖縄県民は、沖縄にある核がいついかなる方法で撤去され、さらにその確認方法を今期国会において明確にしろというふうな主張に主眼を置いてまいりました。しかしながら、国会におけるこれまでの政府説明は前述の域を出ないものでございまして、県民の不満、疑惑を解消するに至つていないというところをまことに遺憾に思ふものでございます。

第三に、協定第八条によりますと、沖縄にあるアメリカの極東諸国向けの放送——VOAの五十年間存続を認め、二年後にその将来の運営を協議することになっておりますが、電波法第五条は、日本の国籍を有しない者、外国政府またはその代表者

には無税の免許を与えないとなっており、
このように国の法律に反してまで米国の軍事関係
の施設を存続させており、「本土並み」とはとう
ていわれれば容認しがたいものでございます。
その他、返還協定は米国の施政権下で生じた日
本国民の対米請求権の放棄、米国民の引き継ぎ
など、多くの不満と疑惑がございます。

次に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
の第七章「通貨の交換等」第四十九条第一項に關
連して若干意見を申し上げたいというふうに考
えます。第四十九条第一項は、沖縄県の区域内に
ある居住者は、政令で定めるところにより、当該区
域において保有するアメリカ合衆国通貨を、この
法律の施行の日における外国為替の売買相場
の動向を勘案をいたしまして、内閣の承認を得て大
蔵大臣が定める交換比率により、同日から政令で
定める日までの間に本邦通貨、すなわち日本円と
交換しなければならない、このようになっており
ます。この条文から見ますと、沖縄のこの法律の
施行は、おそらく施政権の返還時であろうとい
ふにわれわれは理解をいたします。さらに、内
閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換比率がどう
なるのか、はたして一ドル対三百八十円なのか、あ
るいは一ドル対三百六十円なのか、この条項に対
してきわめてわれわれは不満と不安を抱いており
ます。われわれ沖縄県民は、ニクソン大統領のド
ル防衛政策の発表、円の変動相場制への移行等、
一連の国際通貨危機の渦の中で、県民の血のにじ
むような努力と忍耐によってささえられてきた沖
縄経済と県民生活に大きな損失を今日まで受けて
まいりました。私どもはその中であつて、このよ
うな通貨危機より県民の生活と財産を守るには、
一ドル対三百六十円の交換レートによる円への即
時切りかえ以外には救済の方法はないといたしま
して、日本政府に今日まで強力に訴えてまいりま
した。このような運動の過程におきまして、十月
九日、通貨及び通貨性資産の確保に関する緊急臨
時措置法に基づきまして、個人の現金、金融預貯
金が一ドル対三百六十円で補償されることにな

り、佐藤総理も、県民の不安が解消されることを
望む、というふうに申し述べられておりました
が、確かに不安が解消される面もありますが、勞
働者の賃金債権、県民間の債権債務、その他多く
の問題をかかえておまして、十月九日のこの措
置によつては、通貨の根本解決にはなっておりま
せん。

去る十七日からワシントンで開催されました十
カ国の蔵相会議の結果、円の大規模切り上げを余儀
なくされ、一ドル対三百八十円に決定されてお
ります。八月の十五日のニクソン経済政策発表以
来、もろにその影響をこうむつてまいりましたわ
れわれ沖縄県民にとつて、さらに今回のこの円の
大幅切り上げは、七二年復帰に向けて多くの問題
をかかえ、復帰不安に苦悩している県民生活並び
に経済を根柢からいまいやぶつておられます。さら
に不安と困難のどん底にいまおといれようとし
ておるのでございます。

本土政府は、国際通貨の多角的調整に対する政
府声明の中で沖縄の通貨問題について触れており
ますが、この声明では、去る十月九日のドル・
チェックの措置の域を出ておるものではござい
ません。目新しいものではございません。そう
いふことによりまして、われわれ沖縄県民はいま
きわめて不安定、困難の状態に置かれておるわけ
でございます。したがって、「円とドルの谷間」で
県民生活を守り、経済危機を乗り切り、そして円
滑な豊かな復帰を築くには、このような禍根、
混乱、不安を早期に排除いたしまして、ほんとう
に安心して九十五万県民が一致団結して建設の力
を発揮できる、そのことをわれわれは切に要望し
ておるわけでございます。特に七一年のこの暮れ
にあたりまして、このように円とドルの谷間に
ございまして、そして復帰に向けて自分たちの生活
が、経済が一体どうなつていくのか。このような
形の中で、いま沖縄県民は非常に苦悩の段階に
ございます。したがって、参議院の諸先生方に
おかれましては、沖縄のこの事態を十分御理解し
ていただきまして、円のドルからの危機を取り除

き、そしてそのことは即一ドル対三百六十円の交
換レートの保証による円通貨への切りかえ以外に
ない。このことは沖縄九十五万県民の私は総意で
あらうと考えます。

さらに公用地の暫定使用に関する法律につきま
して、端的に申し上げまして、この法律は米軍基
地の維持存続と自衛隊の沖縄配備を目的としたも
のではありませんかと私は考えます。われわれ沖縄
県民は、あの第二次大戦において戦争の悲惨と残
酷さを身をもって体験してまいりました。さらに
四分の一世紀にわたり、基地あるがゆえに派生す
る公害、人権問題等、その中であつて血のにじむ
ような苦難の道を歩んでまいりました。したがつ
て、祖国復帰ということは、異民族支配からの脱
却と同時に、このような軍事的重圧から一日でも
早く脱したいといふことであり、これは県民の
すべての感情ではなからうかといふふうに考えま
す。でありますから、県民として沖縄の米軍基地
の整理縮小、将来的には撤去を求めて、物心とも
に豊かな沖縄県の建設を希求するのは当然のこと
かと考えます。このような県民の気持ちを無視し
て、本土と比較にならないような基地の機能、密
度のある沖縄の米軍基地に、しかも、本土との対
比におきまして二十数倍といわれる六千八百余の
自衛隊を派遣するといふことは、どう考えてみま
しても納得ができませんし、戦争への危機はぬぐ
い去ることはできません。

次に、きわめて現実的なものといつたしまして、
われわれはかねがね、将来的に沖縄県民の豊かな
生活を確保する意味におきまして産業政策を展開
してまいりました。

海運関係について、この復帰を目前にいたしま
して、若干大きな問題が出てまいつております。
そのことを申し上げますと、第二次大戦後廃墟と
化した沖縄で、海運業はその先端を切つて復興へ
の道を歩み始めてまいりました。一九四六年、沖
縄船員による米軍軍用船の運航がスタートして以
来、見るべき国家の助成もありませんに着実に船腹
の増強の努力を重ねまして、現在沖縄の企業が保

有する内・外航船は百トン総トン以上の鋼船で約
五万五千トンに及んでおります。この船腹量は本
土のそれと比べ問題にならないほど小規模なもの
でございまして、沖縄における外貨収支の面から
見ますと、全産業中第四位にございまして、沖縄
経済に果たしている役割りはきわめて大きいもの
がございまして、本土の海運産業がその船腹量にお
いて実質世界第一の高度成長を遂げまして、大型
化、専用化など急テンポの輸送革命を遂げている
中で、沖縄の海運業は、その保有する船腹量のみ
ならず船質、企業の実質面において、本土に十数
年の立ちおくれをいたしております。同時に、沖
縄海運業は、本土・沖縄間の外航海運活動を主
体にした歴史的成長を遂げてまいりました。
現在本航路に占める沖縄船の就航船腹量、
これは沖縄・本土間でございまして、延べ約百九
十重量トン、全体の約四五％と推定されてお
ります。この数字から見られるごとく、これだけ依存
度が高い本土・沖縄間の基幹航路が復帰時点まで内
航海運として位置づけをされた場合に、ここに本
土のふくそうしておられます船舶がどつと押し寄せ
てまいりますと、沖縄の固有の海運業に重大なる
打撃を与えるのは火を見るより明らかでございま
す。現在宮古・八重山航路、あるいは本土と沖縄
間の航路につきましては、それぞれ運賃同盟とい
うのがございまして、かなり強いカルテル行為に
よつて航路の秩序維持をはかつてきたため、その
シェアの中で沖縄海運業は曲がりなりにも海運活
動を維持してこられたといふことが言えます。四
面を海に囲まれた海洋県のわれわれにとつて、見
るべき保護もありませんに今日まで成長してまいり
ました沖縄固有の海運業に対する愛情は、本土の
それとは比較にならないほど強く、復帰とともに
内航海運業として位置づけられることにより、比
較にならないほど競争力の強い本土海運資本に既
得航路をじゅうりんされることを非常におそれて
いるわけにございまして、沖縄県民が本土の企業及
び行政に抱いている不安をそのまま残しておくな
らば、円滑な復帰及び将来の一体化に大きな妨け

となるというところは火を見るより明らかではないかというふうに考えます。したがって、沖縄県海運企業が本土の海運業に伍してその活動を維持し発展していくためには、内外航路の秩序の母体となつておる運賃同盟の基準を維持することともに、地元海運業に相当量の船腹を保有させることが必要ではないかというふうに考えます。

このような観点に立ちまして、復帰に向けて諸準備を怠りませんでした沖縄の県民会議におきましても、この問題を提起をいたしまして、そこで意見の集約をいたしまして、本土政府にこの案件を、言うなれば、沖縄—本土間の航路秩序維持の問題を訴えまして、その中で、復帰対策第二次要綱の中で、貨物船につきましては航路秩序の維持をはかるということが出されました。しかし、旅客船につきましてはこれからはずされておりました、そのことは復帰をいたしますと、本土の内航海運業法にこれら旅客船が含まれて、必然的に免許制になるわけでございまして、そういうことにおいて復帰対策第二次要綱の中からこれをはずしておりましたが、最近沖縄—本土間の航路に對しまして、言うなれば本土海運業者がかけ込み的なやり取り旅客船の配船の強硬手段を考へておるようございまして、そういう点におきまして、ほんとうにわれわれが円滑な豊かな復帰を実現するためには、このようにいままそ県民が総意を結集するこの重要な時期に、地元海運業に對して、さらにそこに働く労働者に對して大きな不安を残すようなことには對しましては、本土政府の強い行政指導によつて、措置によつて、この混乱と不安を除去していただきたい、こういうふうに考えるわけでございます。

ちょうど予定の時間になりましたので、御質問等ございますれば、その中で具体的に御説明申し上げたいというふうに考えます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○副委員長(松井誠君) どうもありがとうございます。

○副委員長(松井誠君) 次に、宮國公述人をお願いいたします。(拍手)

○公述人(宮國英男君) 本日公述人の一人として指名された公述會計士の宮國英男であります。

私は、沖縄の復帰前並びに復帰後の沖縄経済の問題を中心として意見陳述を行ないます。

最初に、一九六九年十一月二十一日に発表されたいわゆる佐藤・ニクソン共同声明の基礎の上に作成されました沖縄返還協定の締結について、かつまた、沖縄の本土復帰が諸制度の面から円滑に移行するよう配慮された諸法案について、その審議に日夜取り組んでおられる国会議員の諸先生方並びにこれらが成案に至るまでに御苦労をおかけした関係者の方々に、沖縄住民の一人として深甚なる謝意を表するものであります。

思い起こせば、この二十六年間、アメリカの施政権下にあつて、沖縄の復興期に多大なる経済的援助を受け、また、経済的に進んだ米國から学ぶものも少なくはなかつたが、他國の軍事的支配はいかんともしがたく、渡航の自由制限、人権の問題等、種々の問題をかもし、したがって、沖縄の祖国復帰はわれわれの長年の念願であつたのでございまして。

しかるに、この喜ぶべき祖国復帰を目前にしまして、この沖縄の社会は非常に暗い、不安の多い、動揺した社会におちいつてしまつております。その理由は一体何であらうか。返還協定の内容に人心が動揺するほどの不安なものがあるものであらうか、あるいはまた、復帰関連諸法案に期待するものが何ものもないのかと考えましたとき、私は決してそのような理由からこの沖縄が不安な状態におちいつていっているというふうには考えないものであります。

返還協定の内容にはもちろん多少の不満はあります。しかしながら、不満があつたにしても、これは復帰後のおいおい日米交渉によつて解決の方向に持つていくとしまして、これがそのまま早急に批准され、一日も早い復帰が実現されんことを

念願しているものであり、また復帰関連諸法案にしても、沖縄のためになるものはすべて漏れなく法案に盛つてもらいたいと思ひますが、何しろ人為に完全無欠というふうなものはありません。ところから、大体これであつたかたないものと思つてゐる次第です。

しからば、先ほど述べた沖縄の社会の不安、動揺というふうなものは一体どういふ理由から来ているのであらうか。私は、これを経済的不安だと断言したいのであります。もちろん、本土政府も、復帰を迎えた沖縄経済のために、将来の構想としていろいろ大きな計画を持つてゐるようでありまして、私が言うまでもなく、たとえば沖縄振興開発金融公庫法案が通過しますと、沖縄に現在ある最も大きい普通銀行であります琉球銀行に四億するほどの約三億ドルの資金量を持つ金融公庫が誕生して、沖縄の中小零細企業の資金的需要を満たしてくれるようになつてゐるようでありまして、また、公用地等暫定使用法案が通過すれば、二百十五億円、

〔副委員長退席、議長着席〕

約六千万ドルの公用地等の使用料が沖縄経済を潤すことになつてゐるようでございます。この六千万ドルという金額がどういふような意味を持つかといひますと、大体現在の沖縄における米軍基地収入が二億ドルに達しております。二億ドルです。したがって、この六千万ドルの金額は、従前までアメリカ軍から約一千万ドル足らずを軍用地料として払われておりましたので、それを差引引きますと大体五千万ドル、したがって、これまでの軍事基地収入の約四分の一に当たるものでございまして。さらに、この五千万ドルという金額は、沖縄の全輸出量——砂糖、パイナップルその他の輸出額、総額含めまして年間一億一千万ドルでございます。したがって、その約二分の一に当たるものであります。およそキビ代、すなわち砂糖の買い上げ価額に匹敵するような金額でございます。

明るい見通しとしましてはさらに、沖縄のためにいろいろお骨折りをいただきましたが、七十五年に開催が予定されている国際海洋博の五千億円、約十五億ドルが投資されることになつておりますし、さらに、これまでおくれられていた沖縄の社会資本拡充のための大量の公共投資を復帰後四、五年継続していけば、沖縄の復帰後の経済構造の変動による大きな損失をカバーし、ややもすれば落ち込んでいくような沖縄の経済を幾らかでも浮揚させ、最小限でもこれを維持していくような経済状態が描かれ、われわれも非常に将来については期待しているわけでございます。

しかしながら、現下の沖縄経済の情勢は、御承知のドル・ショックの影響をまともに受けまして非常にきびしく、倒産なき経済といわれた沖縄でも、軍工事の減少、本土不況の影響等によりまして、去つた八月から十二月の円切り上げ発表までの約三ヶ月の間にございまして、那覇の大手メーカー二社、並びに嘉手納の軍事基地請負建設業者一社が倒産のうき目にあつております。さらに、営業不振による全面操業停止並びに五割操業停止の会社が約十社程度もありまして、現在沖縄経済に非常に暗い影が忍び寄つてゐるような状況であります。

さらに、一昨日のビッグ・ニュースとして伝えられましたように、日本時間十九日午前七時半、ワシントンで開かれていた十カ國蔵相会議の合意により発表された一ドル対三百八十四という一六・八八％の大幅な円切り上げによつて、沖縄経済は大きな打撃を受けております。なぜなら、個人の現金や預貯金については、去つた十月九日、十日に実施されました現金、預金の確認により、復帰時点で一ドル対三百六十円のレートで通貨交換されることになつておりますが、そのときに法人は完全に除外されているからであります。ちなみに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第四十九条によりますと、「通貨の交換」としまして、第一項、ドルは、「この法律の施行の日前における外国為替の売買相場の変動を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換比率により」円と交換されなければならないというふうになつており

に開催が予定されている国際海洋博の五千億円、約十五億ドルが投資されることになつておりますし、さらに、これまでおくれられていた沖縄の社会資本拡充のための大量の公共投資を復帰後四、五年継続していけば、沖縄の復帰後の経済構造の変動による大きな損失をカバーし、ややもすれば落ち込んでいくような沖縄の経済を幾らかでも浮揚させ、最小限でもこれを維持していくような経済状態が描かれ、われわれも非常に将来については期待しているわけでございます。

ます。この条文から見ると、沖繩のドルを復帰
時点に、ドル対三百六十円のレートで、すなわち
旧レートで交換するというふうな、交換できるこ
う保証は全然なくなりまして、その命脈は完全
に断たれております。これはむしろドル対三百
八十円の新レートで交換することが法律上はつきり
と打ち出されたことにはかならないわけであり
まして、これによって沖繩は復興と同時に、経済の
みならず社会全体が壊滅的な打撃を受けること
なるであらうと私は非常に心配しております。

先ほど述べました法人の差損補償が除外され
たということについてその損失を試算してみま
す。私の試算並びに琉球銀行の試算によります
と、通貨性資産を大量に保有する沖繩における
銀行が、普通銀行二つ、相互銀行一つ、信用協同組
合二つ、それから生命保険相互会社二社、損保
会社二社ありますけれども、そういう金融機関
で——特に銀行でございまして——この銀行の損
失が約五千万ドルと推定されます。さらに法人等
の損失が約二億ドル、合計二億五千万ドルの巨額
の損失にのぼると試算されております。

さらに、それ以外に間接的な損失としてあげら
れるものが、一、資金の切りかえレートをめぐる
労使間の対立——非常に社会不安に通じます。二
番目に、個人間の貸借の問題——法律上相当複雑な
問題が起ります。三番目に、物価の上昇——こ
れは低所得者への影響が大きいのであります。
四番目に資金の逃避——これは、資金が逃避しま
すれば、結局銀行の資金量が減り、沖繩の経済が
非常に困ります。こういうふうな間接的な影響に
よるはかり知れない損失が出るわけでございます
。私は、これが必ずや社会不安、ひいては国家
不信につながっていくものと確信するようなもので
ございます。したがって私は、こういうふうな
な、先ほど述べました個別の差損補償などという
小手先の国家施策ではなく、ドル対三百六十円
で直ちに通貨交換をすべきであると強力に要請し
たいのであります。これは、このドル対三百六
十円通貨交換をしてもらわなければ沖繩の復興は

非常に暗いものになるというふうな意味合いにお
きまして、佐藤総理は政治生命をかけてでもこの
ドル対三百六十円の通貨交換の保証をわれわれ
沖繩住民のために取りつけていただきたいと念願
するわけでございます。

かかる当然の措置もしできないとすれば、五
千万ドルの損失を生ずる沖繩の銀行はその経営さ
え危ぶまれるのでございまして。銀行の経営がおか
しくなれば何が起るでしょうか。皆さ御承知
のように、企業が困り、個人が困り、社会全体が
非常なる危機におとしいれられていきます。この
ような事態を反映してか、最近の沖繩の銀行の預
貸率は早くも九〇%近くになっておりまして、設
備資金は全面的にストップ、運転資金さえもほと
んど貸せない状態に立ち至っており、企業の大平
が資金繰り難で、復帰まで持ちこたえられないか、
倒産するんじゃないかというふうな、非常な心配
がされております。これについて沖繩では何らと
る施策もございません。このような経済的危機、
社会不安の観点からも、私は即時復帰させてもら
いたいと思っております。

このような社会不安を取り除くものとしまし
て、本土政府並びに国会議員の諸先生方にお願
いしたいことが一つございまして、現在沖繩が
アメリカの施政権下にあるというふうなことでい
ろいろな国家施策がとれないというのを客弁と
しておっしゃっておられるようでございますけれ
ども、しかしながら、復帰はすでに秒読みの調整
の段階に入っておりますので、やろうと思えば何と
かできるんじゃないかというふうな私考をしてお
りますけれども、そういうふうな形でせめて復帰後
に予定されている公共施設を復帰前に繰り上げ
措置を行なっている沖繩経済を何とか浮揚してい
ただくようぜひお願いしたいというのが私の第二
の願いであり、さらにこれが住民大衆の要請の声
でもあります。

第三に、長期的な観点から復帰後の沖繩の経
済対策に関する要望を掲げていきたいと思いま

す。——予定の時間が来たようですので、復帰後
の長期的な経済対策に関する私の要望は質問の時
間に回すことにしまして、ただ一つだけ、観光立
県沖繩に欠かせない南部—北部間の縦貫道路を建
設してもらいたい。これは糸満、那覇、石川、名
護、国頭を貫く縦貫道路をぜひ沖繩の観光産業の
ために、観光立県のために建設していただきたい
。こういふふうに念願するものでございまして。
最後に、私がお願いしたいのは、国会議員の皆
さまで諸先生方や本土政府の方々が、復帰後も愛わ
りなくこの沖繩をあたためたい愛情で見守ってら
いたいというふうに念願いたしまして私の意見陳
述を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(安井謙吉) 次に、芳沢公述人をお願い
いたします。(拍手)

○公述人(芳沢弘明君) 議会制民主主義を守ると
いうことが、国民の信託を受けた国会議員として
の当然の責務であることは私が申すまでもありま
せん。しかるに、過日衆議院では、沖繩返還協定
特別委員会と本会議におきまして二度までも強行
採決という暴挙が行なわれたことは、きわめて遺憾
にたえないところであるばかりか、そのような
衆議院にかかわりを持つ日本国民の一人として、
たいへん恥ずかしい思いをしますものでありま
す。特に十一月十七日の沖繩協定特別委員会にお
ける強行採決は、沖繩県民の要求を織り込んだ建
議書を携えて上京した屋良主席が羽田空港におり
立たされたその時刻に、しかも、沖繩選出の瀬
長、安里両議員の発言を封鎖するという形で行な
われたものであったという点で、私たち沖繩県民に
対する重大な侮辱であったと断ぜざるを得ず、こ
の機会に抗議の意を表明するものであります。
ところで、本日この公聴会では、衆議院ではご
ざいません。参議院のそれでございます。参議院
が皆さんをわざわざ沖繩に派遣され、私どもの意
見を徴され、これを審議の参考に供されるという

ことは、たいへんけっこうなことでございます。
しかしながら、沖繩協定の批准に関する限りにお
きましては、参議院の議決をまたずとも、どうせ
自然承認になるんだということを計算に入れてい
る人々がいるということについては、これが参議
院の権威と権能を著しくそくねるものであるがゆ
えに、したがってまた、国会の審議権を無視する
ものであるがゆえに、この点についても皆さんと
ともににはなだた遺憾に思ふものであります。

しかし、私はあえてここで意見を申し述べること
にいたしました。それは、日本における議会制
民主主義が踏みにじられている今日にあっても、
参議院だけはまだ信頼すべき良識の府であるに
違いないとの期待があるからであります。私ども
のそのような期待をそくねることなく、参議院にお
いては十分に審議を尽くされんことをまずはお願い
申し上げて本論に入ります。

政府が、去る十九日、ワシントンにおける十カ
国蔵相会議の申し合わせに従って円を一六・八
八%切り上げ、円とドルの為替レートを一ドル二
三三八円とする旨の閣議決定を行なったことに對
し、私たち沖繩県民はただ然とし、燃えたる怒
りをどのように処理をしたらいいのか、そのす
べを知りません。一体、日本政府はだれのための
政府なのでしょうか。一六・八八%という切り上
げ率は十カ国の中でも最大のものとなっているこ
とを聞くに及んでは、その対米従属ぶりにただた
だあき果てるばかりであります。政府がアメリ
カの要求に屈服し、アメリカに對していい顔をす
ればするほど、国民の生活は破壊され、その苦し
みは増大します。とりわけ、そのしわ寄せは私た
ち沖繩県民の上に大きくのしかかってまいりま
す。去る八月十五日に行なわれたニクソン大統領
のドル防衛声明とそれに続いてとられた円の変動
相場制の移行措置の方、沖繩における物価の上
昇はまさに天井知らずの状況にあります。ここに
沖繩教職員組合婦人部の行なった調査結果がござ
いますので御紹介いたします。

一九七一年十二月六日と八日、午後五時から八時の間に中央市場その他のところで一斉に調査をしました。同一の品目、銘柄、単位について格差の比較をしたものであります。調査の結果は、物価格差の比較については、同一の品目、単位、銘柄を抽出し、三十三品目について比較したところ、肉類が十セントないし三十セントの差、魚類が二十セントないし五十セントの差、野菜類が二十セントないし二十セントの差、かん詰め類が一セントないし五セントの差とあり、安い店、高い店があることがはつきりした。ドル・ショック以前の八月上旬段階の物価と比較した場合、ほとんどの物価が上がつている。中でも魚肉類は全品目が値上がりしており、値上がり幅も二セントないし六十セント、乳製品が四セントないし三十八セント、野菜類が二セントないし十四セント、乾物類が三セントないし十二セント、加工食品が一セントないし五セント、調味料が二セントないし五セントと軒並みに値上げの現象を示しております。

変動相場制のもとにおいてさへ以上のとおりです。これが一ドル三十三円八角とすると一体どうなることか。物価はもともと上昇し、県民生活はこれまで以上に圧迫されることは火を見るより明らかであります。ちなみに、皆さん国際通りへ行つてごらんない。ある観光みやげ品店では、早くも貴金属品の一五%前後の値上げを実施しました。これまで十二ドルだった金メダルを十三ドル四十セントに、また、四十八ドルの指輪を五十三ドルにそれぞれ正札のつけかえを行ないました。また、あるデパートの社長は、変動相場制以来一ドル三十三円二角で契約してきたが、それを上回るレートで驚いている、物価が上がることは必至だ、と語っております。また、沖縄の輸入物資の九割を扱うといわれる問屋街のある通りの会長さんは、たいへんなことになった、これじゃ死んでしまふ、早く円を切りかえないと、何億円援助を受けても追いつかない、と話しております。琉球政府金融検査庁が控へ目に計算したところによっても、その実損額は実に六千万ドルにも

のぼることが本日の新聞に報道されております。その他、これによって生ずる社会不安の数々は、先ほど宮国公使人も申し述べたとおりであります。

政府、国会は、沖縄のこのような実情を直視し、いま直ちに沖縄のドルを円に切りかえる措置を講ずべきであります。通貨と施政権は不離一体であるとか、施政権の壁があるから不可能であるとかの言ひのがれはもはや許されません。

第一、アメリカの占領下にあつて、これまで沖縄では、私の知る限りでも、四回通貨の切りかえがございました。その一々の年月日は省略いたします。ただ一つ、昭和二十三年——一九四八年までは日本円が通貨として行なわれていたというところであります。講和発効前の直接占領下においても日本円が通貨として行なわれていたというわけですから、施政権の壁が通貨切りかえの支障になるといふのは決して理由になりません。

第二に、本土では、たとえば変動相場制に移った八月二十七日の一日間で約十二億ドルのドルを円にかえています。さらに十六日から二十八日まで十二日間、中一日の日曜日を除きますと、実際には十一日間四十億ドル余の交換が行なわれました。こうした大財閥と大商社のために三百六十円でドルを円にかえて、その利益のために佐藤政府は奉仕してきたと言わねばなりません。その佐藤内閣がわずか十億ドルにも満たない沖縄のドルをいま直ちに円にかえられない道理はありません。

第三に、このたびの協定の中身が真に本土並み返還だと言うなら、もう返還は目の前なのですから、また政府はこれまで一体化、一体化といふことを言ってきたのですから、いままさに円とドルを切りかえるということが政府でできないはずはないのであります。通貨切りかえのためにとにかく復帰をするという考え方ははたがつて正しくありません。

第四に、協定で義務づけられた三億二千万ドルにもものぼる資産買い取りをはじめ米軍労働者退職金や米軍施設の改善費、特殊部隊撤去の費用な

ど、かれこれ合せて八億九千万ドルというばく大な費用、これを振り向けるならば切りかえは直ちに可能であります。

以上要するに、沖縄県民の当面の緊急かつ切実で一致した要求は全県民一致した要求です。この要求は、ドルを直ちに三百六十円で切りかえよとすることであり、変動相場制を採用して以後の一切の差損を全部無条件で補償せよということであり、われわれはみずから好んでこのドル生活に入つたのではありません。長年にわたる不当な米軍統治のもとでよんどころなくドルという紙幣を使わされて今日に至つたのであります。と

にもかくにも、苛酷な占領下で額に汗して手にしたささやかな労働の成果を、いままなくずしに剝奪されていることについては、沖縄県民のすべてが満腔の怒りを込めて反対せざるを得ないのであります。

しかも、皆さん、これをばばんでいゝものが資産買い取り、自衛隊派遣を中身とする、要するに金のかかる協定であるとするれば、これには断固反対せざるを得ないのであります。核抜き・本土並みどころか、核基地つき・有事持ち込み・自由使用返還を内容とし、安保条約の実質的改悪をくろむこの協定が、県民を含むすべての日本国民の生活に重圧としてのしかかることは火を見るよりも明らかであります。ちなみに、七〇年八月二十三日に公表されたサイモンソン委員会におけるジョンソン米国防務次官の次の証言及び本年三月三十日アメリカ下院歳出委員会の海外活動小委員会でのランバート高等弁務官の証言などは、それを裏づけるものであります。

ジョンソン国防務次官は次のように述べました。「われわれが返すのは沖縄の施政権だけであわせてわれわれは頭痛のタネと維持費をまねがれるのである——オンリー・ジ・アドミニストレーション・ウィズ・ザ・ヘッデイク・アンド・ザ・コス

ト——。わたしは、沖縄の施政権の問題を解決しなかつたならば、沖縄でせよ、日本でせよ、われわれがあと五年あるいは十年もちこたえら

れるとは思わない」、これがジョンソン国防務次官の証言であります。

次に、ランバート高等弁務官は、次のように証言しました。「最近の太平洋における米軍の配備変えによって沖縄駐留米軍の一部削減を含め若干の変化が生じた。しかし沖縄は嘉手納空軍基地陸軍第二兵站司令部、第三海兵師団、大規模通信施設など広範な基地が引き続き存続することになる。沖縄は今後不特定期間にわたる太平洋における米軍ならびにその同盟国の防衛のため決定的な役割を果たさざるを得ない」。

沖縄基地は同基地への投資額が多く強固な建設がおこなわれきわめて大きな威力を発揮するだけでなく地理的に非常に重要である。

沖縄返還のプラス面の一つはわれわれが地主に毎年支払っている一千万ドルの地代を返還後払わなくても済むということだ。

過去一年ちよつとの間にメーヌBが撤去され、陸軍の対空兵力が削減されたほか、一部空軍兵力が移動した。こういった削減はますますのもので大規模なものではない。全体的に兵力は第三海兵師団が六九年十一月にベトナムから引き揚げてきたために、事実上二年前よりさらに強力になった。この証言は、沖縄基地の長期保有と基地の強化——「全体的に兵力は……さらに強力になった」——をあらためて明らかにするものであります。

ここで注目すべきは「沖縄返還のプラス面の一つはわれわれが地主に毎年支払っている一千万ドルの地代を返還後払わなくても済む」という証言、それとジョンソン国防務次官の証言、この協定の本質が那邊にあるかということは、ここでもあらためて申すまでもないわけであり、さらにはこの協定は、沖縄県民がアメリカの占領下でこらへてきた数々の損害、たとえば講和前の人身損害、軍用地復元、漁業権、それから軍用地接収損失、軍用地賃料値上げ、入り会い権、講和後の人身損害、つぶれ地、滅失地、基地公害

の被害、これらすべてを返還後返すというわけでは、これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。

これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。

これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。

これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。これは明らかに不公平である。

などの補償請求権を放棄しております。これらの額についてはここで省略いたします。

次に、アメリカの特権保護のための愛知外相書簡というのがあります。皆さんどうぞ、向こうに商業高等学校というのがあります。その商業学校を隔りて見てください。商業学校の隣にマーニングという会社があります。この会社は国有地、県有地を借り切っています。しかも愛知書簡で、これは一年後に当事者同士相談して返せというものです。しかし、学校ではどうです。便所が基準に満たない。運動場が規格に合わない。私はあの商業高校の教師をしていたことがあります。冬になると女生徒たちがほんとうにそれをわし始めます。授業が終わると近くなるとそうなります。早く行ってトイレの順番を待たなければならぬ。このような非教育的、不健康な状況があるにもかかわらず、愛知書簡でこれらの土地は返ってまいりません。このような中身の曲がった返還協定に私も沖縄県民が反対するのは当然であると思えます。

さて皆さん、最後に申し上げます。関連法案の中で、公用地取り上げ法案、これは憲法違反のものであります。しかも、沖縄だけに適用される。「法の下平等」を侵す法律であります。その内容についてはあとで御質問の中で明らかにいたします。

さらに、教育委員の公選制をはじめとする民主的な諸制度が沖縄にあります。これを本土並みになくすに悪くするといふ中身を持った法案、これに私たちは反対せざるを得ません。

以上言いきくせませんでしたけれども、足らない点は質問で補うことにいたしました。私は、ただいま国会で審議中の沖縄返還協定は、これは返還協定ではない。だから批准すべきではない。それと対をなす関連法案もその大半はこれに反対せざるを得ない。そして沖縄県民が真に願う最も基地もない真の返還のために、国会の皆さんは国民代表として奮闘していただきたい。このことを申し上げて公述を終わります。(拍手)

○同長(安井謙君) どうもありがとうございます。た。

○同長(安井謙君) 次に、小嶺公述人にお願いたします。(拍手)

○公述人(小嶺憲雄君) 参議院の沖縄における公聴会におきまして意見を申し上げる機会を与えられましたことを光榮に存する次第でございます。

私は、結論から申し上げますと、沖縄返還協定並びに関連法案がこの国会におきまして全部成立し、沖縄の二十六年にわたる異民族支配に終止符を打ち、一日も早く祖国復帰が実現されますよう百万県民とともに願うものでございます。

次に、自衛隊配備について申し上げますと、自衛隊は、その名前のとおり、国を守り平和を守るためにあると私は考えます。自衛隊は戦争につながるというような宣伝は、ちやうど消防隊があるから火事が起こるんだという論と同じであります。これは当たらないと考えます。国防というものは、国がある以上、国の存立と不可分のものであり、国と国民の安全を守る最小限度の防衛力は絶対に必要であると考えます。ちやうど家に戸締まりをし、火のもとに用心をするというのと同じ道理であると考えられるものであります。復帰後沖縄の局地防衛のために自衛隊が配備されることは、ほかの県の例にかながみても当然のことであると考えるものであります。

次に、公用地法案につきましては、日米安全保障体制のもとで米軍への土地を提供し、さらに道路、港湾、飛行場あるいは電気、水道等の住民生活及び公共の利便を考慮した場合に、公用地の確保は、これも必要であると考えます。

次に、教育制度について申し上げますと、沖縄の教育基本法の冒頭にこうあります。「われらは、日本国民として人類普遍の原理に基き、民主的で文化的な国家及び社会を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しなければならぬ」とありまして、「われわれは、日本国民として」という文言がまっ先に出てくるのであります。これは、この

立法当時から現在に至るまで、いつか沖縄は祖国に帰るといふ県民の悲願がこの文言の中に込められていると私も考えているのであります。しかしながら、真の日本国民の教育というものは、いまのような異民族支配のもとではできないと思ふのであります。日本国民の教育は、祖国に復帰して日本国憲法のもとで一億同胞とともに同じ制度、同じ教育内容によつてのみ可能であると考えられるのであります。したがって、教育委員会制度、教育行政制度は当然に本土と同じものでなければならぬと考えるのであります。沖縄だけ特別な制度や法令のもとに置くことはどういふ考えられないこととでございます。

次に、退職年金あるいは退職手当のことについて問題がありますので、この機会に申し上げます。退職年金は、御承知のとおり、沖縄には元南西諸島恩給等特別措置法というのがございます。この法律によつて、沖縄の教職員並びに公務員は、いわゆる便宜退職——あるいはみなし退職とも称しておりますが——それによつて退職のままで恩給が支給されている例が多いのであります。ところで、共済組合制度が沖縄にもございまして、これも大体本土の制度と同じであります。したがって、恩給と退職年金とが一本化されたのでございます。そこで、さきのみなし退職をして現職のまま恩給をもらっている人たちが最終的に退職した場合に、その受ける恩給の年金額から、すでに受けた恩給額——これを普通恩給等受給額と称しておりますが——このすでに受けた恩給を返還しなければならぬようになっております。その返還の方法に、本土法と沖縄の現行法とに大きな相違があります。ここに問題があるのであります。

さきに述べましたような、みなし退職によつて恩給を支給するという例は本土には全くないであります。これは沖縄の特例であらうと考えます。このみなし退職による恩給受給の期間は十五年ないし二十年という長い期間にわたっている例が多いのであります。そういたしますと、このすでに受給した額を積み上げますと、これが沖縄の

ドルにしまして約五千ドル、円にしまして百八十万円ぐらいにもなるというわけでございまして、そこで最終的に退職をいたしましたとき、かりに年額六十万円の年金をもらったとしますと——本土法によりましてこの返還率は二分の一という規定になつております——沖縄の場合は、これを額が多いうることを勘案しまして返還率を十分の一といふふうに規定されております。これが大きな問題でございます。かりに本土法によりまして、六十万円を二分の一ずつ返還いたしますと、百八十万円を返還するのには六年かかります。三六、十八でございまして、そうすると、この六年間は年金は二分の一しか手に渡らない。この六年間の生活は二分の一の年金でささえていかなければならない。こういうたいへん気の毒な事例が起るわけでございまして。しかも、この該当者は教職員だけでも約六百名いるのであります。で、これについて、そのままにしておきますと二分の一ずつ返還させられる結果になりますので、これを、沖縄の既得権といえますが、十分の一返還方式を続けて認めたいたしたいというのが私の願いであります。御参考申し上げますと、昭和二十一年の五月三十一日に勅令第二百八十七号というのがございます。これは外地引き揚げ者に対する身分の打ち切りをうけた勅令でございます。が、これによつて身分を打ち切られていたわけでありまして、ところが、これが昭和四十二年の恩給法の改正によりまして、この身分打ち切りになつていたので通算されることになったわけでありまして、したがって、その通算された場合に、身分打ち切りのときに、身分打ち切り以後支給されていた恩給額は、通算の時点において返還するといふことになつておりますが、その返還率は十分の一であります。沖縄は十分の一。いまの恩給法の一部改正では十分の一という外地引き揚げ者に対する率でございます。したがって、私は、沖縄の十分の一という返還率は決して不当なものではないのではないかとふに考えています。しかも、この六百名の教職員はいずれも年配の教職

員でありまして、戦後沖縄全体が苦難の時代に、沖縄の教育の再建に挺身してきた先生たちであります。

それからもう一つ、これに関連いたしまして退職手当の問題があります。さきのみなし退職によつて恩給を支給した場合に、一応退職でありまして、退職手当も本土政府から支給されているわけでございます。したがって、これも最終退職——いわゆるほんとうの退職、まあ、さつきはみなし退職でありましたので——そのときには、このさきにもらった退職手当を、沖縄の法律によりまして、退職手当に関する立法によりまして、さきにもらった実額を返還する実額控除方式でございます。沖縄は、ところが、これを本土法に当てはめますと、実額はありませんが、率でもって、過去の年数に基づく率を控除するわけでございます。こうなりますと、たいへんに沖縄の現行法よりも不利になるわけでございます。沖縄の現行法の約半分の退職手当になってしまいます。しかも、先ほど申し上げました年配のこの六百名の先生方は、もうしばらくで退職をする。二、三年うち、あるいは復帰直後に退職をなさる方々でありまして、この先生方は永年勤務者でありまして、この人たちが勲褒を受けて退職をするという場合には、その損失の率が倍加されるわけでございます。損失が倍加されるわけでございます。そういたしますと、さきの年金の控除率とこの退職手当の控除率によつて二重のパンチを受けることになりまして、私は、このままでは大きな復帰不安につながるものではないかというふうに考えて、実はこのことを国会において何とか考慮していただきたいと考えております。

次は、校舎建築その他の教育施設についてでございますが、沖縄は、御承知のとおり、戦争によりまして校舎が全部灰じんに帰したわけでございますが、これを戦後この復興に鋭意努力いたしてきたのでございますけれども、まだしかし、本土と比べますと相当な格差がございます。試みに申し上げますと、校舎の保有率は小学校で沖縄七

〇・五％、類似県九四％、その差は二三・五％。中学校におきまして校舎が、沖縄六七・二％、類似県九二・四％、その差は二五・二％であります。そのほか屋内運動場、水泳プールについては、さらにその差は大きいのでございます。しかも、沖縄の市町村は本土に比べてたいへんに規模が小さい。しかも財政能力が貧弱でございますので、そのために、従来校舎建築は琉球政府が全額負担——全額補助をしてまいりましたのでございます。これを一律に本土並みというふうになりますと、とうていこれは市町村ではまかない切れな。あるいは十分の八とか十分の九とかという説もございまして、それでもまだ私は負担が大き過ぎるんじゃないか。それで、当分、本土並みの水準に達するまで、類似県の水準に達するまでは、国庫が全額補助という形でやっていたいただきたいということをお願い申し上げる次第でございます。

重ねて申し上げますが、この国会において返還協定並びに関連法案がぜひとも成立いたしましたとして、この沖縄返還が実現いたしますようお願い申し上げます。私は、返還協定が四、五年は延びてもよいという説は、これは県民の真意ではないと考えます。四、五年待つて、はたしていまよりもよい条件で復帰できるか、そういう保証は私は全く聞いたことがございませ。その保証のないことで返還が延びるようなことがあつたら、再びチャンスが来るかどうかを私はおそれるものでございまして。どうぞ参議院の先生方、この沖縄県民の心を察してくださいまして、今国会においてぜひとも返還協定並びに関連法案を成立させていただきまますようお願い申し上げます。

〇議長(安井謙吉) どうもありがとうございました。(拍手)

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

〇議長(安井謙吉) これより公述人に対する質疑に入ります。

御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。ちよつと申し上げますが、最初に公述願いました村山公述人が、所用のため三時には退席しなければならぬ、こういうお話でございます。村山公述人に対する質疑は早目をお願いできればけっこうだと存じます。

〇星野力君 私は嘉手納村の村山さんと弁護士の方沢さんにお尋ねしたいと思ひます。まず村山さんには、あなたの村では八六・二％が軍用地に取り上げられておるわけでございまして、村の方々の中には、自分の土地に住みたい、自分の土地を耕したいという念願は非常に強いものがあると思ひます。そうしてその方々は、いずれはそれらの土地が自分たちのところに戻つてくると期待しておられると思ひますが、あなた御自身、いつになったら土地が返つてくると期待しておられるか、これが一つでございます。お聞かせ願ひたい。

それから、先ほど自衛隊の配備についてお話がございました。政府は、施政権の返還と同時に自衛隊を配備する方針で準備を進めております。なぜ急いで自衛隊の配備をやらなければならぬのかと思ひますが、それについて政府は、日本の施政権のもとに沖縄が返つてくる、その日本の領土を自分の力で守るのは当然ではないか、こう言つておるのでございますが、沖縄にいま差し迫つた外からの脅威があると思はれるかどうか。私は、沖縄への自衛隊の配備は、アメリカ軍、在日米軍の任務の一部を肩がわりして、そうして米軍と自衛隊の共同作戦の態勢をつくつていく、そういうことではないか。言いかえれば、沖縄県民、国土としての沖縄を守るというよりも、今度の協定で恒久化されるころの米軍基地を守るのが第一の任務になる。そうではないかと思つておりますが、あなた御自身、一体何のための自衛隊配備であるか、こういうふうに受け取つておられるかをお聞きしたいと思ひます。

それから、芳沢弁護士には、先ほどの、沖縄のドルを即時円に切りかえる必要があるという問題、これは私も、県民生活、経済活動、そういうものを守るためにも、旧レートで早急にその措置をとる必要があるということを理解できるのではありませんか、具体的にそれが可能であると、その点にも多少お触れになったと思ひますけれども、もう少し話していただきたいということが一点。

それから、教育委員会の公選制、この問題について、沖縄の体験からして、任命制に比べてどういふふうにするかというところをお話しいたしたいし、また、先ほど申されなかったのですが、弁護士としての、法律家としての立場から、この公用地取り上げの問題についてお話ししたい。

〇公述人(村山盛信君) お答えいたします。第一番目の軍事基地の問題でございます。軍用地主はいつか自分の住みなれた土地を取り返したいというところであるはずですが、それをいつごろ返るものかと考えておるかという御質問だと思ひます。私、そういう面を深く研究いたしておりますけれども、現在の私の二十五年間の村議会議員生活の立場から村民をながめてみた場合、すでに村民は、その軍用地にかかわるべく、それぞれ自分の恒久建物並びに自分の所有土地、そういうものをほとんど持つておられるというのが実情でございます。そして、戦後二十五年にわたる間に、すっかり現在の居所が私たちの住みかであるといつたような状態に期間の長さが置かれていくということで、あの膨大な嘉手納空軍基地がいつ自分に戻つてくるかということについて検討したことはございませんので、いまのところ、何年何月ごろ、あるいは何年以後は返るであらうといったような推察も持つておりません。お答えになりませんで申しわけございません。

で、目にこれを確認した結果は、おそろしく基礎の

命制の問題は、これは全く本土のほうが変わった。本土のほうの問題があるんじゃないか。私は、沖縄のこの公選制を、日本の本土の教育の真の民主的な運営のためには残すべきだ、そうして、むしろ本土のほうこそ変わるべきじゃないかという意見を持っているものですが、この点についてどういふふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

第三点、もう一つでありますけれども、この今度の返還の願いの中には、平和な願いというのが非常にあるんじゃないか。この沖縄の基地から絶えず爆撃機が飛び立つ。そのたびに何十、何百のアジアの人が殺されておる。ベトナムの人が殺されておる。こういうことを二十数年見続けてきた。もうがまんならぬ。こういう気持ちがあるが、私に聞かれましたが、いままでそういうことをお聞きしたわけですか。あなたは平和運動に関係していられる平和委員会の責任者でもあると思ひますので、この点についてお伺いしたい。

以上三点についてよろしくお願ひします。

○公述人(芳沢弘明君) お答えいたします。その前に、こちらに持ってきておるのは、私は自分の書いた論稿を見ておるのでございますので、あらかじめお許しをいただきたいと思ひます。

まず公用地法案の問題ですが、これは先ほど沖縄を訪ねました本土の民主的な法律家団体の友人や先輩たちとも話をしたのですが、完全に意見が一致してあります。

まず第一に、この公用地法案は、米軍基地の継続使用の不法性、この米軍基地を継続的に使おうという点で不法なんだということでございます。沖縄の米軍基地は、これはだれが何と言おうと、やはり米軍が力づくで押し込んだものである。力づくで取り上げたものである。あるときはブルドーザーで、あるときは銃剣で取り上げたものである。これはだれが何と言おうと否定のできない事実です。これを合法的に土地を取得したなどと

は言えないはずで。あとで布令を出して何とかつこうをつけたにすぎません。これをそのまま継続していくということ、これはたとえヘーグ陸戦法規第四十六条等に対する侵犯行為であり、これは国際法違反であります。それを固定化しようとするのであります。しかも、この基地を取り上げる、復帰後もこの米軍基地を維持するということがやっぱり沖縄協定の核心だ。それがなければアメリカは施政権は返還しない、こう言っている。先ほど松井先生の御質問にもあった例の国務次官の証言等はそれを裏づけるものであると思ひます。

次に二番目に、この法案によれば、沖縄の米軍基地の場合は五年である。これは本土に比較して十倍の長きにわたります。沖縄県民の合意もなしに、取用の手続すらもとらずに、これまでの土地使用によつて生じた苦痛を引き続き沖縄県民をして是認せしめるというのには、これは他府県と比べて差別である。その点で、法のものとの平等の、憲法に規定するその精神に反するものであるということであります。

次に、この公用土地法案は、自衛隊のための土地取用というのを合法化するものであります。本土において自衛隊のために土地を取り上げる法的な根拠はありません。土地取用法の中に軍事目的、自衛隊目的というのを入れようとしたけれども、これは国会で削除されました。それは憲法九条に違反するということで土地取用法からその点は除かれた。しかし、沖縄でこの公用土地取用法案というものを出して、自衛隊のために土地を取り上げるといふこと。しかも、もつたをつけて、水道や下水道やそういった施設のために取るんだと抱き合わせにしている点、非常にわれわれ沖縄県民からすれば許しがたいものになっているということであります。

それから、これは憲法の定める——いま資本主義社会なんです——財産権をこれはきわめて侵害するものと言わざるを得ません。やはり土地取用には厳格な手続が要ります。この手続を一切省

略です。これは奄美大島の場合とも、あるいは小笠原の場合とも違ひます。取つておいて、使つておいて、あとで告示をする、通告をすれば足りるというものです。しかも、どこの何番地という地番や何か明らかにしないでいいのです。軍事基地のこちらの金網のすみから向こうの金網のすみ、こちらの端っこを線と結んで、これは五年間使つたんだよ、と事後的に通告する。これはとんでもない話です、こういったことは。

まあたいへん荒削りな議論を申しましたけれども、時間の関係で御了承ください。

要するに、沖縄にこの法律が適用されれば、これはやがてあすは本土の問題であります。日本国民あげて、自分の財産を守るためにこの法律には反対しなければならぬと思ひわけであります。

次に、沖縄の地主たちは一体この問題についてどう思っているかという問題であります。さきに申し上げましたけれども、かなりの数の軍用地主が、もともと米軍基地、米軍の武力による強奪によつて取り上げられたものです。この地代は実に年に三・三平方メートル当たり平均十六セントでしかないという非常に低い状態が現在でもあるわけですね。こういう土地をあたりの民有地として使用するならば、これはもつと大きな利益が入ってくるわけですね。したがって、軍用地の地主の約七割、三万七千人余の軍用地主の私有地がこのようになっているわけですが、このうちの二〇〇前後の地主が再契約に反対をしております。これは明確な意思表示をしているわけですね。したがって、反対地主会などというものが結成されております。また、明確に反対の意思表示をしていない諸君でも、やむを得ず、条件をもつとよくするならばまあしかたなく応じましようというにすぎないものだというふうに私は見ております。多くの地主がやむなくそれに従わざるを得ないような状態にあるということであります。これは軍用地に限られません。沖縄県民は復帰を要求してきたのだから、このような返還協定のみなさい、のまなければ返還はやりません、そういう

言い方をされれば、事柄の本質を十分わきまえない人たちは、いや、それならばしかたがないかという気持ちにもなるというものです。そういう空気は悪用して、とにかく何が何でも復帰だ、復帰すればドルも切りかえてやるんだと言わんばかりの言い方は、われわれ県民からすれば絶対に許しがたいところであるということであります。

次に、教育委員会の問題でございますが、御指摘のとおり本土の教育委員会制度は現在任命制度でございます。これは私に言わせれば、憲法に反し、かつ教育基本法に反するものであると思ひます。しかし、とにかく本土では任命制のものであります。この任命制のもとで一体どういふことがあろうか。たとえば教師たちには一番大切な問題の一つとして教職活動というのがあります。自主的な教育研究活動です。この教育研究活動、教師たち自分たちでやる。これこそが教育を向上させる一つの大きな原動力になると思ひますけれども、最近ではこの自主教組に組合員が参加することを拒否したならば賃金カットをする。あけて押して出席したならば賃金カットをする。あけての果てが免職にするといった事例がたとえば北海道では起こつておると聞いております。あるいは高知県下でも一九六八年三月末の現在で夫婦別居の教師が実に三百九十四人もおられました。結婚してから五年間一度も同居できない青年教師、子供と十年間一緒に住めない父親教師、こういったものがたくさん出てくるわけですね。これは教育委員会がやはり一部の特定の政治的な立場を持つものがあり、まじめな教師に対しては不平等労働行為をしておると言われてもしかたがないわけですね。したがって、教育の現場が暗くなるわけですね。これでは教育が荒廃する。子供たちもゆがんでいくのは必然の勢いじゃないでしょうか。それに対して沖縄では、少なくとも私たちがそのようにすることはしていません。公選された教育委員と

しては、やはり一般行政から独立した教育の中立性、真の意味の中立性というものを守っていくた

めに、父母、教師の立場に立つて戦います。たとえ、予算の問題があります。沖縄でも予算の編成権、成案権、執行権といった問題ありますけれども、本土の場合は予算の編成権、成案権はもとよりありません。執行権までも知事や市町村長に掌握されております。沖縄では、議会に対する提案権こそありませんけれども、予算を成案する権限、これは教育委員会に留保されております。そしてその予算を執行する権限、これも教育委員会のものであります。したがって、市町村長に対しては、また議会に対しては、公選教育委員の立場から堂々と予算を獲得するために全力をあげてがんばるものです。そのためにはPTAの皆さんや、あるいは教育長協会の皆さんやその他の人たちと力をあわせてやります。そういう熱意がやはり市町村長、政治的な立場、政党政派の立場を越えて動かしてきます。いま沖縄の教育をアメリカの軍政下でここまで持ってきたその力は、あげて教育委員の公選制にあったと言つて過言ではありませぬ。それゆえに、沖縄においては、たとえ教育委員会もPTA連合会あるいはその他の教育団体も、沖縄タイムス、琉球新報等の新聞も、あけて、教育委員の公選制を守れ、このように主張してやまないわけでありませぬ。先ほど御指摘の八重山の教師の気持ちは私にはよくわかります。本土から来た人にとってはそうでしょう。たとえば静岡県では教員になろうとしてもなれない、そういう現象さえあります。沖縄では、いま予算の関係で、まだ希望する教員を全部採用することができない状況にあります。これは勤奨退職制度の問題があつて、まだ予算がなくて、やめたくてもやめられない先生方をたくさんかかえているからであります。これこそ本土の政府が力を貸して沖縄の教育水準を本土並みに高めていくための御努力が期待されるゆえんのものだと思うわけです。

次に、返還協定の問題ですが、おっしゃるとおりであります。私たち沖縄県民がこれまで即時無条件全面返還という戦いをやってきたのは、この沖縄の地からB52が飛んで行ってベトナムの人たちを殺している。その事実についてどれだけ多く沖縄県民が胸を痛めたことか。たとえば今度土地を取り上げられる羽目におちいた地主たちは、自分たちの土地が取られたならば、この土地が基点となって、根拠地となつて、天願の機橋からベトナムに出かけて行って人殺しが行なわれる。私たちその土地を守ることは、自分の財産権を守る、生活を守る、農業を守るといっただけでは、ない。ベトナムの人を殺すことを防ぐためでもある。これが沖縄県民の倫理だ、道義だ、そういうふうな思つてがんばつて、ついに土地取り上げを食い止めてまいりました。これは沖縄県民のひとしく願うところであると思ひます。いろいろな民主団体が、立場を越えて、共通のそのような気持であふれていられると思ひます。だからこそ、県民の運動はここまで盛り上がりつてアメリカをして沖縄をこころいう形でも返還せざるを得ないようになつてきたというふうな考えをもちます。

○塚田十一郎君 宮国公述人にお尋ねをいたします。先ほどのお話ですと、金融機関がドルのレートの決定によつておよそ五千万ドルぐらいの差損が生ずる、こういうお話でした。ごくあつさり考へてみると、金融機関というものは預金を預かつてそれを貸しておるといふ商売のものであるのですが、五千万ドルという差損がどこからどういふ形で出てくるものか。これが一点。

それから、縦貫道路をつくつてほしいということでもあります。これはもう本土におきましては、御存じのように、最近ではもう高速道路網を整備するといふことが大きな問題になっておりますので、御希望にきつと沿うことになると思ひます。が、私は、それよりも、沖縄の交通問題でいつも感じますことは、離島の間の交通問題であります。沖縄全体が、本土から見ると、これは離島であります。そのまた沖縄の中に離島がたくさんあります。二重に離島の持つ不便を持っておられると思ひます。何か、承りますと、公述人は宮古の御出身だそうですが、おそらく宮古とこの那覇との間の往復に非常な時間と非常な不便を感じておられると思ひます。こういう問題について沖縄の方々はどんなお感じを持っておるか。また、たとえはこういうことをやってほしいというふうな何かがありましてお聞かせいただきたい。

○楠正俊君 ちよつと関連しまして宮国公述人にお願ひしたいと思ひますが、先ほど時間がなくてお述べになれなかつた。観光立県を含めた長期的な展望に立つた経済の見通しというものを述べたいというお話でございましたので、いまの塚田委員の質問と合わせましてお願いいたします。

○堀本又三君 関連。

いま塚田先生の財政投融資の道路の問題が出たのですが、先ほど来どの公述人の方からも御意見がなかつたのですが、私、沖縄で現実に一番苦問に置かれておられるのが農民とか漁民の一次産業の方だと思ひます。

そこで、先ほど財政投融資の話が出たわけなんです、財政投融資を——もちろん道路、高速道路も必要でしょうが——漁港とか、あるいはことしの大干ばつ、こういう事態に対してのため池の問題、水の問題ですね。これは農業だけじゃございませぬ。各住民の方々の飲料水もありません。宮国さんのお考えは、一次産業よりも三次産業的なものへの財政投融資が多くていいのかどうか。いや、そうじゃなくて、やはりバランスのとれた形の財政投融資がいいのかどうか。こういう点につきましてもひとつあわせて御意見を伺いたしたいと思います。

○田長(安井謙君) 宮国さん、だいたい項目が多いようですが。

○公述人(宮国英男君) お答え申し上げます。順番に従つてお答えしたいと思います。

最初に、金融機関に、まあ私が約六千万ドルの差損が生ずるといふふうに申し上げて、沖縄の金融といふんですか、沖縄におきまして差損の問題で直接はだで感じておられない先生方にはたいへんぴんとこないのもごもっともだと思ひます。といひますのは、実は、せんだつての十月の個人の預貯金の差損補償ですべてのことが事足りたといふふなことを、まあその当時は、琉球政府も並びに各住民も金融機関の経済専門の方々も考えていたわけでありませぬ。というのは、御承知のように、金融機関では、借り方のほうに融資の貸し付け金がございますし、それで貸し方のほうに預金の負債がございます。したがつて、ドルが一ドル対三百八円で、三百六十円よりも五十二円だけ切り下がりますと、両方の勘定が同じように減少しましてバランスがとれるわけでございます。しかしながら、そういうバランスがとれるというふうな観点から、沖縄でも大体のほとんどの方々が、金融機関には決して損はないといふふうなことを言つていたわけでありませぬけれども、私がこれについて具体的に理論的に掘り下げまして、実は経営者協会から「経営」という雑誌がこういふふうに出ておりますけれども、先月、その巻頭言の「道標」——道しるべといふところで理論的にこれを解明したわけでございます。そうしますと、先ほどから銀行の名前が出ておりますけれども、琉球銀行という銀行の崎浜という総裁が、君の言うとおりだと、まあ、これは論文出す前からそうおっしゃつていただいていたのですが、そういうふうなことから、琉球銀行からもさつそく具体的なあるいは詳細な調査を行ないまして、例の法人の二億ドルの差損をはき出したわけでありませぬ。まあ、話が前後しましたけれども、この銀行の約五、六千万ドルの差損といふのはどこから来るかといひますと、やはり両方の勘定がバランスを持つて縮小するわけでありませぬけれども、これは均衡して減るというふうなことだけじゃなく、やはり均衡縮小というところに意義があるかと思ひます。すなわち、縮小というところは非常にこれは大きな問題です。経済の規模が大きくなる、成長率が高くなるというところはいいことである、成長率が低くなる、あるいはこれが逆に戻る

ということはいへんなことであります。ちやうどマラソンでいいますと、一万メートル走るのに、五千メートルまで来てからこれをちやうど二割返ります。すなわち、一千メートルだけという向きに走る、すなわち、四千メートルまで戻るといふことはたいへんなことです。四千メートルまで戻ったところでは、一緒に走っている連中はすでに六千メートル走っておりまゝ。そういうふうな状態で、縮小均衡といふことはたいへんなことである。こういうことから大体おわかりと思ひますけれども、これをもう少し数字であらわしますと、大体沖繩の銀行が、琉球銀行、沖繩銀行の普通銀行二行と、さらに中央相互銀行という一行、それから信用金庫二行とありますが、これらの資金量が大体七億ドルとございます。そこでまあ概算的にその一五%が円切り上げによつて実質的にドルが切り下がるということになりますと、約一億ドルの規模の縮小、資金量の縮小、融資量の縮小といふふうになるわけでございます。そうすると一億ドルの資金量が減つて、それでもつて融資が減るといふことになりまゝ、結局貸し付け金によつて銀行は収入を得るわけでございますから、その一億ドルの一割、大体年間一割金利と見まして、一割、約一千万ドルの金利が入つてこないわけでございます。しかしながら、それと反対側にある預金の金利も払わなくて済みますから、預金の金利を大体年五%と見ますと、その五%、すなわち約五百万ドル、これだけの金利を払わなくて済む。したがつて、一千万ドルの金利が入らないかわりに、五百万ドルの金利が出ていかなければ、相殺してしまつてちやうど五百万ドルだけの収入が減るということになります。すなわち、沖繩の五つの銀行ないしは信用金庫でもつて、年間で五百万ドルの金利が入つてこないといふことになります。したがつて、これが将来とも復帰時点、七二年の一年間だけでなくて、永久に入つてこないわけでございます。したがつて、永久に永年に毎年五百万ドル入るべきものを現在価値に割り引きますと、大体年一割の利率で割り引

いて現在価値に戻しますと、これがちやうど〇・一で割つて五千万ドルというふうな金額になります。非常に重大な事実であるといふことを先生方も御認識の上、ぜひ沖繩のドル対三百六十円交換は、いかなる困難、いかなる日本本土の、あるいは日本政府の損失があるとも、これだけは何とかやつてもらわなければ、復帰自体が非常に暗い沖繩のスタート第一歩になるというふうに私は極言したいと思ひわけでございます。

それから第二点でございますが、先ほど私も、復帰の目玉商品といたしまして、南部—北部間の縦貫道路をどうしてもつくつていただき、それによつて沖繩が、楽しい観光ルートとして、ドライブをしながらでもこれが観光できる。私、ハワイの二世の方で友達がおりますけれども、その方の言うことには、沖繩は非常に景色もいい。それから、太陽の光線、海中景観——海の中の景色もいいけれども、どうも道路事情が悪いし、ドライブが楽しめない。ハワイはその点非常にいいので、楽しいドライブができるというふうなことをこの五、六年聞いてきたわけでありまゝけれども、そういうふうな縦貫道路ができたら、よそ見しながら、——これは非常に危険かもしれないけれども、——とにかく楽しいドライブができるし、さらに密集地の那覇の居住地を、むしろ山原といひますけれども、国頭名護のあの辺に楽しい住宅をつくり、野や山でいろいろな人間らしい生活をしなから那覇に通動もできるだろうというふうなことを考へてゐるわけでございます。さらに海洋博——国際海洋博覧会にしまして、会場を一つだけに選定しないで、むしろ名護、那覇、南部、宮古、八重山というふうにある程度これを散らしまして、何しろ海外からこの海洋博の六カ月の間に三百万人入つてくるというふうに概算数えられてゐるようですから、一日一万五千人くらい入つてくる予定ですので、一カ所にこれを集積しますと非常な混雑が起ることというふうな意味合ひでも、この国際的な海洋博覧会を成功裏に終わらせる意

味でも非常によいことじゃないかと思つておられます。たいへんありがたい御質問で、私も宮古の出身で、宮古といひますと、先生方御承知の方もおられると思ひますけれども、一年間に大体台風が四、五回上陸します。そうして非常に干ばつが続くところでありまして、昔から非常に貧乏な島で、それだけに、われわれはどうしても學問で身を立てなければこれは成り立たないといふことで、一生懸命がんばつてきておるわけでございまして、そういう意味で、宮古は非常に経済的に貧しい。そういう自然の脅威の強いところとございまして、せんだつて宮古の下地島といふところにSST——スーパー・ソニック・トランスポート——の、このSSTの飛行場ができるというところで、相当額の資金も落ちるようであり、たいへんなわき立っております。地主も、反対が少しあつたようでございます。地主も、賛成してゐるようで、非常に今後の宮古の経済を潤す。あるいは宮古の海岸が非常にすばらしい。砂浜も、約四キロくらい砂浜がありまして、砂も非常にこまかくて、まっ白できれいであります。しかも、サングラスがその砂浜にはなくて、相当な距離砂が落ちておりました。本土から観光客を何十万人連れて来たつて決してこれがないような砂浜を持つておられます。そういう意味で、宮古のほうにできれば観光客を本土から誘致したいわけでありまゝすけれども、直接宮古に飛行機で行くのもいいでしょうけれども、この離島区を解消するために、沖繩と宮古間にオーバーフライトなりという快便を、でき得れば観光あるいは産業の発展のために設置してもらえたら、私、願つてもないことだと思つております。

さらに三番目に、時間の都合で、長期的観点に立つた沖繩経済の対策という面でも縦貫道路しか申し上げられなかつたのですが、もう少し、若干申し上げておきますと、二番目に——一番目が縦貫道路で、二番目に、復帰による経済の落ち込みをカバーするつなぎの役割りを果たし、さらに、これから沖繩に誘致される産業に貢献する土地を造成

するために、大きな、大々的な埋め立て地の造成を計画しその資金援助をお願いしたいと、これは大体いま沖繩で計画されているのが糸満の地区、それから浦添、西原、さらに金武湾、こういうところにもまあ工場地帯あるいは観光地帯といふふうなものがあるといふような研究機関でゾーニング・プランによつて研究されております。そういう、大体、私の計算では約二千万坪埋め立ててもらいたい。これには三億ドルくらいの資金がかかる、と、私、理解しております。

さらに三番目に、七五年に開催されます国際海洋博覧会が終わつたあとも、これにかかつた巨大な投資、すなわち約十五億ドルと民間並びに政府の予算に計上されているのでございまして、これもこれから計上されるのですが、そういう巨大な投資が沖繩に投下されるんですから、これをそのまま取つて、その後全く中断して、全然沖繩の経済に貢献しないといふふうなことも、やはりそれに準換した沖繩のいろいろな経済機構ができあがりますので、一たんそういう大きな資本が投下されたあと、これがぼつんと切れますと、非常に沖繩の経済を混乱におとしれます。そういう意味で、かかることがないようには、海洋博と同時に、国際海洋学研究所を設置していただきたい。そして、その国際海洋学研究所で毎年国際的な海洋学、海洋の研究をしていただき、できれば天皇陛下にも年に一度沖繩の非常に気候のいいころ来ていただいて、御専門の海洋の御研究に御専念いただき、まあ明るい豊かな、ほんとうに南国らしい、すばらしい沖繩の社会をつくつていただきたいと思つております。

さらに、この海洋博に関連して、沖繩のサンゴ礁で輝くすばらしい海底資源を活用して海底に牧場をつくり、この海底牧場におきましていろいろな魚介類あるいは魚、そういう海底資源を豊富にそこで養殖するあるいは育成しまして、陸上の畜産に次ぐたん白資源としてもいただきたい、こういう希望を持っております。

さらに、この海洋博に関連して、沖繩のサンゴ礁で輝くすばらしい海底資源を活用して海底に牧場をつくり、この海底牧場におきましていろいろな魚介類あるいは魚、そういう海底資源を豊富にそこで養殖するあるいは育成しまして、陸上の畜産に次ぐたん白資源としてもいただきたい、こういう希望を持っております。

さらに、この海洋博に関連して、沖繩のサンゴ礁で輝くすばらしい海底資源を活用して海底に牧場をつくり、この海底牧場におきましていろいろな魚介類あるいは魚、そういう海底資源を豊富にそこで養殖するあるいは育成しまして、陸上の畜産に次ぐたん白資源としてもいただきたい、こういう希望を持っております。

さらに四番目に、先ほどから基地の問題が出ておられますけれども、やはり、沖縄では基地の面でいろいろなまあこれまで苦勞もしておりますので、早目に基地の整理統合をしていただきたいわけですけれども、先ほどから申し上げておりますように、米軍基地の収入は、いかんせん二億ドルもある。そういう意味で、一ぺんにこれが二億ドルがなくなってしまうと、やはり経済上問題

がありますので、その基地の整理統合とあわせて経済政策をとってもらいたい、こういうふうに考えておりますけれども、その基地収入の減少を補う経済対策の一環として、現実的な問題があります。これは、現在、沖縄で石油産業が非常に

脚光を浴びておりまして、沖縄でも大抵いま三社、ガルフ、エツソ、東洋石油というふうな会社がありますけれども、その年間石油製品生産量量が一千二百万キロリットルでございます。これの精製、生産をやっておりますけれども、この輸送の

問題がございまして、一千二百万キロリットルと
いいますと、沖繩の年間貨物輸出入量約七百万ト
ンのちょうど二倍に達します。こういうふうな量
の石油製品が本土にあるいは東南アジアに運搬さ
れますので、その海上における運輸をでき得る

ば沖繩の地元業者に、その五割なりあるいはその近辺のものを担当させてもらいたい。それに よつて相当量の収入が得られ、基地収入からの脱却、基地経済からの脱却が可能になると思ひます。

それから五番目でございますが、私が財政投融資を復歸前に繰り上げ措置してもらいたいといふふうなことを申し上げたことに関連しまして、この財政投融資は一次産業がいいか、三次産業がいいかというふうな御質問ございましたけれども、

も、御承知のように、沖縄はこしも非常に長期の干ばつで、かんがい用水どころか飲料水にまでこと欠いたような状態でございます。そういう意味では、ますます基幹社会投資が必要でございまして、それには北部の山にダムを三つほど

望がございます。さらに経済の問題としましてやはり沖繩で第三次産業だけでは、これだけの人口をかかえるにはちよつと経済収入が確保し得ないというふうな意味合いから、二次産業の誘致もいろいろ骨折っておるようですけれども、なかなか国際的な情勢あるいは沖繩地元の問題で関連産業あるいは新しい産業の誘致が進んでいないようです。

○**团长(安井謙君)** 宮國さん、たいへん恐縮ですが、時間の関係もありますので、きよりの議題に直接関連のない部分は割愛をしていただいて簡潔にお願いしたいと思います。せっかくの話を恐縮ですが。

○公述人(宮国英勇君)　そういう意味で、やはり一次産業も大事ですので、沖繩ではほとんどかきがい施設がないためにサトウキビがいよゆる立庄枯れして、もう西表やらその他の離島では、製糖工場も操業停止ではほとんど動いておりません。そ

ういう意味合いで、かんがい施設も大いにつく
ていただきたい、こういうふうに考えておりま
す。

○宮之原貞光君　まず宮国公述人にお尋ねをいた
したいと思いますが、ただいまもいろいろ長いこ

とお話があったのでございますが、先ほどの陳述を拝聴いたしますと、沖縄の経済発展、観光興隆を奨励いたしたにも縦貫道路が絶対必要なんだという陳述があり、ただいまもまた補足の中でも言われておったわけでございますが、文字どおり縦

道路という形になってまいりますと、私たちが
 つの大きな問題としてふつからざるを得ない
 は、沖繩に存在するところの膨大な基地の存在
 と思います。この基地をそのままにしておいて

これは無理だ。また、先ほどのお話をお聞きすると、基地は当分の間あってもらわなくては困る、こういうようなまた話の筋でもあるのですが、
体、いわゆる経済開発と申しますか、この問題

か、そこらあたりをひとつ端的にお聞かせを願いたいと、こう思います。

それからいま一つは小嶺公述人にお伺いをしたいのですが、肩書きを見ますと中央教育委員という肩書きのようでございますので、教育関係の問題をまずお伺いしたいと思います。まず小嶺さんは、いままでの沖縄の教育というものをどのように評価をしておられるのかということをお聞

かぜ願いたいと思います。先ほどのお話の筋によりますと、復帰して初めて日本人としての教育が可能なんだと、こういう筋のお話があったのでありますが、そのことをそのとおり受け取ると、いままで日本人としての教育が非常にわずかし

いではないわけですが、少なくともいいゆる国会筋におきますところの議論の中では、沖縄におけるところの今日の沖繩の教育という問題については、与野党を問わず、あるいは政府

問題について非常な役割りを果たしてくれた、しかも、それをささえたのは公選制だということが、強く今日まで議論の中でも明らかにされてきておるわけですが、一体小嶺さんはいままで

のか、お聞かせを願いたいと思います。

いま一つは、先ほどの陳述の中では任命制賛成だというお話ですが、これは中央教育委員会全体の意向としてそうなのか、それとも、中央

けれども、御自身の個人意見なのか、あなたのいま出されたところの意見は。そこらあたりを明確にひとつしていただきたいと思ひます。

いま一つお聞きしたいのは、自衛隊の配備の問題

と、反対論は、消防隊があるから火事になるんだという論法にひとしい、まあ保安的なものだと、わんばかりのお話であつたわけですが、今日、沖繩に自衛隊を配備するという問題は、

であるといふことはその諺争の中でも大体もうみな常識的になってきておるわけでありまゝ。これは久保・カーチス協定を見てもそれははつきりうかがえるのでございますが、そういう肩がわりという立場に立てば、小嶺さんは、現在の沖繩にあるところのアメリカの軍隊というのは沖繩の防衛のために存在をしておるものだという理解をなされておるのかどうか、この点をひとつ明確にお

答へを願ひたいと思ひます。
以上でござります。

○長田裕二君　ただいまの御質問の第一のことに
関連しまして、宮園さんにお尋ねいたします。
縦貫道路のことを非常に強く陳述をしておられ
る中、その中で、いまの御質問では原則として

ましたのですか。たたいすの御質問では別の観点からこれについての重ねての御意見を伺って、沖繩わけですが、私はまた別のあれとしまして、本島の交通の問題につきましては、お聞き及びのよう、モノレールでいくとか、鉄道でいくとか、

そのいふ考え方もいまでは開闢されていっているわけ
す。道路につきましてはある程度まあ自然の改善
というものもあるわけですが、宮国さんは、新し
く大きな縦貫道路という構想で沖繩の開発、特に
観光的な面からの開発ということを主張されたわけ
です。そのころ、沖繩には失墜しているものもあ

けです。かモノレールがあるには鉄道といたるもの。対してどういふ評価を下しておられるか。まあ、全部やれば一番いいということにもなりましよ。全部やれば、若干順位をつけてお考えになった場合けれども、どういふふうにお考えになっておるかもあわせ

○**団長(安井謙吾)** 宮国公述人、簡単にひとつお
願いいたします。

○**公述人(宮国英典君)** 最初の御質問で、基地を
通って縦貫道路ができるのかというふうな御質問

でございまして、しかしながら、これは技術的に大抵解決できるんじゃないか。基地が現在あるところには通らないように道路をつくるか、あるいは海上にパイルを打ち込んでそこに高速道路をつくるこ

す。さらにそれと関連しましてモノレールでござ
います。私も欲ばりでございまして、できたら
この高速縦貫道路の上にモノレールをつけたま
して、やはり高速道路は人間を運ぶだけじゃなく
て、貨物も運ばれるし、まあ楽しいそういうモノ
レール、あるいはモノレールにかわる通勤用の電
車というふうなものができれば非常にけっこう
じゃないか、こういう二つのものを同時にやつ
たら。これができれば最高の望みでございま
す。といひますのは、海洋博でも、もし北部にも
会場ができますと、道路だけでは、走っている間
はいいいけれども、これが終着に着きますと、そこ
で非常に混雑して、結局は同じものもくあみで
混雑に終わるといふようなことはいけないので、
やはり人間だけが進めるようなモノレールある
いは通勤電車のようなものも両方できれば、とも
もになければならぬ、こういうふうに考えてお
ります。

次に、基地と経済というふうな非常にむずかし
い問題を投げかけられまして、私もたいへん困
っておりますが、確かに軍事基地、戦争につながる
基地は、これはないほうがいいわけではござい
ます。したがって、沖縄にある基地も、できれば米
軍侵略用の基地はないほうがいいというござい
ます。しかし、過去二十余年の間に
で上がった一つの歴史というものは、そう簡単
に途中で中断するわけにいかない。こういう継続
があつて基地が一応続くことになったらどうか
と思ひますけれども、その基地と経済の問題につ
きまして、われわれ、まあ私個人としては、基地は
早急になくならねばならないと思つておりますけ
れども、ただ、経済のマクロ的な立場から考え
場合、やはりその基地では全軍の労働者も働
いているし、あるいは基地関連の業者、物を売
っている業者もおれば、いろいろなそこに関連する
人間が働いて、そこから生活のたてを得ておるわ
けでございまして、そういう意味で、一度にこの基
地を撤去して、かかる人間はすべて路頭に迷えとい
ふふうなことは、なかなかマクロ的な立場から、

われわれ経済を一応学んでいる生徒としては言
切れない。そういう意味で、やはり基地は整理縮
小、統合してもらいたいけれども、それと同時に
やはり経済政策を日本政府としてはきめこまかに
そのつど手を打っていただきたいと、こういうふ
うに考えておるわけでありまして。

○岡長(安井謙君) どうもありがとうございます。

小嶺さん。

○公述人(小嶺憲彦君) お答えいたします。
第一点の、沖縄の教育をどのように評価する
かという御質問かと思ひますが、私は、復帰を
すれば沖縄の教育は全然評価されないという意
味合いで申し上げたわけではございません。沖縄
の教育はそのように評価すべきであると、また、
一生懸命皆さん努力してきたということも先ほ
ど申し上げたわけではございますが、ただ、その
ゆる不自然な状態、まあ、異民族支配という
不自然な状態では、真の日本国民の教育にいろ
ろと支障があるということの意味しているわけ
でございます。

それから二番目の任命制についての意見は、中
教委としての意見があるいは個人の意見かとい
うことではございますが、これはもちろん個人として
でございます。中教委としては個人として発言す
る資格はございません。で、個人としてござい
ます。

それから三番目の自衛隊の配備につきま
しては、復帰をいたしますと、日本国に入るわけ
でございますので、いずれ米軍基地が縮小されて
いくと、それに伴つて国内の防衛は自衛隊が担
当すべきであるという意味で申し上げたわけ
でございます。

以上でございます。
○岡長(安井謙君) 本島君、時間がだいぶ近寄
つてきましたので、ひとつ簡単にお願いいたしま
す。

○本島則夫君 それじゃ簡潔に申し上げます。
仲田公述人にお尋ねいたします。ひとつ端的に
お聞きしたいのであります。仲田公述人がきよ
この公聴会においてになるときに、あなたの家族
の方、周囲の方々の反応はどうでしたか。非常
大きな期待をもってあなたをここに送り出され
たか。そういったこともけっこうです。まわりの
方の反応ですね。それから、あなたの周囲にも
沖縄返還協定と法案に反対をされる方がおいで
なると思ひます。あつてしかるべきだと思ひま
す。そういう方々は、沖縄が返還をされずにそ
のまま推移していった場合に一体どういふこと
が起ころうかというふうなことを具体的に仲田
さんにお話しになっておりますでしょうか。もし
そういうお話がなければ、これはお答えいただ
かなくてもけっこうです。

それからもう一点です。宮国公述人も、さき
ちょっと触れておりましたけれども、アメリカの
ドル防衛措置に伴つて、八月から十二月の間に、
すでに大手メーカーからも倒産が出ていたとい
うお話でありました。中小企業のこうむつてい
る影響を、一つでも二つでもけっこうございま
す。具体的に、本土資本のかけ込みとも関連を
して伺いたい。そのことについて、これは簡潔に
端的にひとつお答えをいただきたいんです。

以上です。
○公述人(仲田昌繁君) 簡潔にお答え申し上げ
ます。

本日公述人として出る際に、いろいろな電話が
ございました。それで具体的に中心として公述す
るのはいくつかのことだといふことではございま
した。それは先ほど申し上げましたとおり、特に
ドル問題に大きな期待を寄せているようでした。
それと、二点目の、返還協定がかりに通らない
とかあるいは関連法案が通過をしない場合、具
体的にどうなつていくんだというのに対しては、
友人間同士では話しております。その友人間同
士の話では、具体的にそこまで突っ込んで、た
とえば本土の世論でもあるいは沖縄の世論でも
いわれてお

ります。具体的には返還協定あるいは関連法案が
通過をしない、可決をされないで、そこでかり
にそれが、悪いことは申し上げますと、パーに
なるという場合に、復帰というものが実現でき
ない。こういう深く突っ込んだ考え方は、友人
間同士で話をするなり、内容に気づいておられ
まして、倒産問題あるいはかけ込み外資の問題
でございまして、先ほど時間足らずで若干説明
不足でございましたが、まあ私のほうも、私は水
産関係を担当しております。先ほど宮国公述人の
ほうからもございましたが、たいへんドルの問題
が出まして、たとえば市中金融のそういうよう
な融資が受けられない。こういうことに基きま
して、結局、運転資金が借りられないために、本
土政府に対して、特に水産関係でございまして、
本土政府に対して何とかさういふふうな融資面
をいただきたいといふふうな強い要請を現実に
やつておる面がございまして、そういうことで、
やはりこのドル問題というのは、沖縄県民の意
として早目に解決をしないと、復帰に向けて非
常に大きな不安と混乱をむしろプラス・アルファ
したような形でわれわれは受けとめておるという
ふうに申し上げておきたいと思ひます。

○稲嶺一郎君 仲田公述人と、それから、ま
ああなたでいいと思ひますが、実は日本におい
ては景気浮揚策というものが講ぜられていて
す。ところが、いまいろいろと公述人の方から
お話を聞くと、沖縄にはまだそれがなくような
感じを受ける。私は、沖縄においてはいまこそ
ほんとうの景気浮揚策が必要だと思ひますが、
それに對してひとつ御意見をお伺いいたしたい
です。

○高山恒雄君 ちょっと一つだけ、関連です。
仲田さんにお聞きしたいんですが、固有の沖
縄汽船の非常な危険性があるといふことをちよ
つと報告されたと思ひますが、現在の船の運用
上における被害ですね、大汽船が沖縄に入つて
固有の沖縄汽船というものが下積みになつて
倒産の一手手前に行くような危険性があると、
こういう意味な

のか、そういう点、ちょっとお触れ願いたいと思います。
○公述人(仲田昌繁君) 簡単にお答え申し上げます。
船積先生がおっしゃるとおり、いまこそ景気の
そういうふうな対策が必要でございます。
さらに、先ほど沖縄と本土間の航路関係に關連い
たしまして若干説明申し上げたんですが、現実に
いまその倒産というところまでいっているわけ
はございませんでして、特に復帰対策第二次要綱
の中に、貨物船につきましては現在の航路秩序を
保つていくと、このようにことが復帰対策要綱の
中にも出ておるわけでございます。しかしなが
ら、沖縄と本土間の旅客船につきましては復帰対
策第二次要綱の中には入っておりません。そのこ
とは、本土復帰をいたしますと、海運業法とい
うのがございまして、旅客船は免許制度になるわけ
でございます。したがって、来年のかりに四
月一日復帰といたしますと、いまのうちにかけ込
み旅客船を沖縄航路につけたいと、こういうよう
な具体的な動きが出てまいっておるわけござい
ます。そのことにつきましては、衆議院の沖特委
の連合審査会ですか、十二月のたしか十六日にも
それが出ておると思います。そういう点で沖縄の
海運企業、あるいはそこに働く労働者にとつては
ほんとうに脅威でございまして、復帰対策の第二
次要綱の中にもそれが出ておるわけございませ
うので、そういう点を十分御理解の上、先生方の御
理解を得たいと、こういうふうに考えるわけござ
います。

○團長(安井謙君) まだまだ御質疑もありませんが、予定の時間を過ぎたようござい
しませんが、予定の時間を過ぎたようござい
まして、この程度でひとつ質疑を終わりたいと思
います。
公述人の方々、長時間にわたりまして非常にい
ろいろと有益なお話を下さりまして、まことにあ
りがとうございました。(拍手) 得るところも多い
だろうと確信いたします。厚くお礼申し上げます。

なお、本日の会議につきまして特別の御配慮を
いただきました立法院また行政府、その他関係の
各機関の方々に對しまして、心からお礼を申し上げ
ます。われわれ、皆さまの貴重な御意見を伺い
まして、さらに明日からもまた国会の審議に精を
出すことにいたします。いろいろと本日はありが
とうございました。
以上をもちまして本日の参議院沖縄公聴会を終
了いたします。(拍手)
散会いたします。(拍手)
〔午後四時四分散会〕

十二月二十二日日本委員会に左の案件を付託され
た。
一、沖縄における公用地等の暫定使用に關する
法律案等反対に關する請願(第二七二〇号)
(第二九三五号)(第三〇八九号)(第三〇九二
号)
一、沖縄の教育委員公選制の堅持等に關する請
願(第二八五〇号)(第二八五一号)(第二八五
二号)(第二九五五号)

第二七二〇号 昭和四十六年十二月十三日受理
沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律案
等反対に關する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町一ノ五公団住宅
三ノ一〇一 藤森弘外二十名
紹介議員 小笠原貞子君

一、「沖縄における公用地等の暫定使用に關する
法律案」は、憲法をじゅうりんし、「本土なみ」
どころか、あきらかに沖縄県民の利益をふみに
じり、差別的に取り扱い、権利を侵害し、さら
に、反動的土壌強奪方式を本土における軍用地
収奪に拡大しようとするものであるから、同法
案に強く反対する。
二、われわれは、「返還」後の沖縄の地方自治権を
大幅に侵害し、政府が直接乗り出して独占資本
優先の「沖縄開発」を押し進めようとする「沖
縄振興開発特別措置法案」、「沖縄振興開発金融

公庫法案」、「沖縄開発庁設置法案」、さらに、
社会主義諸国などに対する謀略放送であるVO
A、極東放送を電波法をふみにじつて存続させ
ようとするなど、また、不法・不当な内容をも
つた「沖縄復帰に伴う特別措置に關する法律案」
など、これ等沖縄協定に關連する法案に強く反
對する。

第二九三五号 昭和四十六年十二月十五日受理
沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律案
等反対に關する請願
請願者 東京都東大和市高木向原一、〇七
七ノ五 富田宇外九名
紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二七二〇号と同じである。
第三〇八九号 昭和四十六年十二月十六日受理
沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律案
等反対に關する請願
請願者 東京都昭島市中町二八四 乙幡
孝史外三十五名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二七二〇号と同じである。
第三〇九二号 昭和四十六年十二月十六日受理
沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律案
等反対に關する請願
請願者 東京都立川市幸町四ノ五二ノ一
佐藤龜雄外千八百名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二七二〇号と同じである。
第二八五〇号 昭和四十六年十二月十五日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に關する請願
請願者 北海道函館市宮前町二八ノ二六
中島肇外四百十八名
紹介議員 秋山 長造君

第二八五一号 昭和四十六年十二月十五日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に關する請願
請願者 東京都練馬区豊玉上町一ノ一 中
井銀治外三百五十二名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第二八五二号 昭和四十六年十二月十五日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に關する請願
請願者 北海道沙流郡日高町字千栄 小亀
八重子外千九百七十六名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第二九五五号 昭和四十六年十二月十六日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に關する請願(二
通)
請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字原町二、
七四九ノ三 中沢なか外六百三十
六名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。